

# 津波災害警戒区域及び津波災害特別警戒区域の 指定の手引き

平成 27 年 12 月

静岡県交通基盤部河川砂防局

# 目 次

1	概 要	1
	(1) 本手引きの目的	1
	(2) 本手引きの位置付け	2
	(3) 津波防災地域づくりに関する法律について	3
	(4) 津波防災地域づくりの推進に関する基本的な指針について	6
2	静岡県第4次地震被害想定（概説）	7
	(1) 自然現象、建物被害、人的被害（追加資料を含む）	7
	(2) ライフライン、経済被害等	12
3	津波災害警戒区域（イエローゾーン）の指定基準等	13
	(1) 津波災害警戒区域（イエローゾーン）とは	13
	(2) 津波災害警戒区域（イエローゾーン）の指定基準	14
	(3) 津波災害警戒区域（イエローゾーン）の解除（変更）に関する要件	15
4	津波災害警戒区域（イエローゾーン）の指定の手続き	16
	(1) 津波災害警戒区域（イエローゾーン）の指定の手続きに先立つ調整	16
	(2) 津波災害警戒区域（イエローゾーン）の指定の手続きの流れ	17
	(3) 津波災害警戒区域（イエローゾーン）の指定の手続き	18
5	津波災害警戒区域（イエローゾーン）の指定後の対応	26
	(1) 津波災害警戒区域（イエローゾーン）の指定に伴う警戒避難体制の整備	26
	(2) 警戒区域内における各種措置を効果的に行うための留意事項	27
6	津波災害特別警戒区域（オレンジ・レッドゾーン）の指定基準等	31
	(1) 津波災害特別警戒区域（オレンジ・レッドゾーン）とは	31
	(2) 津波災害特別警戒区域（オレンジゾーン）の指定基準	33
	(3) 津波災害特別警戒区域（レッドゾーン）の検討の方向性の整理	34
	(4) 津波災害特別警戒区域（オレンジゾーン）の解除（変更）に関する要件	37

7	津波災害特別警戒区域（オレンジゾーン）の指定の手続き	38
	（1）津波災害特別警戒区域（オレンジゾーン）の指定の手続きに先立つ調整	38
	（2）津波災害特別警戒区域（オレンジゾーン）の指定の手続きの流れ	39
	（3）津波災害特別警戒区域（オレンジゾーン）の指定の手続き	40
8	津波災害特別警戒区域（オレンジゾーン）の指定後の対応	47
	（1）津波災害特別警戒区域（オレンジゾーン）の指定に伴う特定開発行為及び特定建築行為の制限	47
	（2）特別警戒区域内における各種措置を効果的に行うための留意事項	49
9	その他	51
	（1）静岡県津波災害警戒区域指定検討委員会	51
	（2）参考資料	52

## 1 概要

### (1) 本手引きの目的

本手引きは、津波防災地域づくりに関する法律に基づく津波災害警戒区域（イエローゾーン）及び津波災害特別警戒区域（オレンジ・レッドゾーン）の指定を円滑に行うため、指定基準や指定等の手続きに関する事項を中心にとりまとめたものであり、本県における津波防災地域づくりの推進に資することを目的とするものである。

#### <解説>

平成 23 年 3 月 11 日に発生した、地震観測史上最大となるマグニチュード 9.0 の巨大地震「平成 23 年（2011 年）東北地方太平洋沖地震」は、それまでの想定を大幅に上回る巨大な津波等により、東日本の太平洋沿岸の広範に甚大な被害をもたらし、岩手・宮城・福島の東北 3 県の沿岸部を中心に約 2 万人の尊い命を奪う大災害「東日本大震災」となった。

この東日本大震災は、津波対策のあり方はもとより、既往最大クラスの地震を想定対象としてきた地震被害想定のある方に対しても、新たな課題を提起するものとなった。

このような中、国では、津波による災害の防止・軽減の効果が高く、将来にわたって安心して暮らすことのできる地域づくり（以下「津波防災地域づくり」という。）を推進することにより、将来起こりうる津波による災害から国民の生命、身体及び財産の保護を図ることを目的とした「津波防災地域づくりに関する法律（平成 23 年法律第 123 号）」を平成 23 年 12 月に施行した。この法律では、都道府県知事は、基本方針に基づき、かつ、津波浸水想定を踏まえて、「津波災害警戒区域（イエローゾーン）」及び「津波災害特別警戒区域（オレンジ・レッドゾーン）」を指定できると規定されている。

また本県では、平成 23 年 12 月に内閣府から南海トラフ巨大地震のモデルが提示されたことを受け、平成 24 年 2 月に「静岡県第 4 次地震被害想定策定会議」を設置し、その検討結果として、平成 25 年 6 月に静岡県第 4 次地震被害想定第一次報告、同年 11 月に第二次報告を公表するとともに、南海トラフ巨大地震による津波浸水想定を設定した。

この津波浸水想定では、県全域の浸水面積が 159.2 km<sup>2</sup>と広範囲に及び、甚大な被害が想定されることから、津波による被害の軽減を図ることが求められている。このため、津波災害警戒区域（イエローゾーン）の指定による警戒避難体制の整備や、市町の将来的なまちづくりのビジョンとの整合を図りつつ、津波災害特別警戒区域（オレンジ・レッドゾーン）を指定することによる一定の開発行為及び建築物の建築制限に関する措置を講じるなど、津波防災地域づくりを進める必要がある。

本手引きは、以上のような状況を踏まえ、津波防災地域づくりに関する法律で都道府県知事が指定できると規定された津波災害警戒区域（イエローゾーン）及び津波災害特別警戒区域（オレンジゾーン）の指定を円滑に行うため、指定基準や指定等の手続きに関する事項を定め、津波防災地域づくりの推進に資することを目的とするものである。

本手引きの作成に当たり、津波災害警戒区域等の指定に密接に関連する防災・都市計画・津波関連の技術的・専門的な見地に基づく意見や、津波防災地域づくりにおいて主体的な役割を担う市町の立場からの意見等を反映させるため、各分野の有識者や国・市町の代表者で構成する「静岡県津波災害警戒区域指定検討委員会」を設置し、この検討委員会における意見・助言等を踏まえ、本手引きのとりまとめを行った。

## (2) 本手引きの位置付け

本手引きは、津波防災地域づくりに関する法律に基づき、国、県、市町等が連携・協力して推進する津波防災地域づくりに関する施策のうち、都道府県知事が指定することができる津波災害警戒区域（イエローゾーン）及び津波災害特別警戒区域（オレンジゾーン）の指定を円滑に行うため、指定基準等を取りまとめたものである。

### <解説>

津波防災地域づくりに関する法律は、国、県、市町等の様々な主体が、法律に規定された役割を着実に果たすとともに、緊密な連携・協力を図ることにより、津波防災地域づくりを推進することが可能となる法体系となっている。

本手引きは、本県が設定した津波浸水想定を踏まえ、津波災害警戒区域等の指定を円滑に行うため、津波災害警戒区域等の指定に必要な指定基準や具体的な指定等の手続きを示すことにより、津波被害が想定される県内の沿岸市町における警戒避難体制の整備を促進するとともに、屋内避難を想定した一定の建築行為及び開発行為の制限による要配慮者利用施設等の建築物の強化を図り、津波防災地域づくりのより効果的な推進を可能にする役割を担っている。

なお、本手引きは、本県の津波浸水想定や地域特性等を踏まえ、有識者等で構成する検討委員会における検討や県内関係市町との調整等に基づき作成したものである。

また、今後、国や研究機関等から新たな知見や技術基準等が示された場合は、必要に応じて内容の見直し等を行い、本手引きの充実を図るものとする。

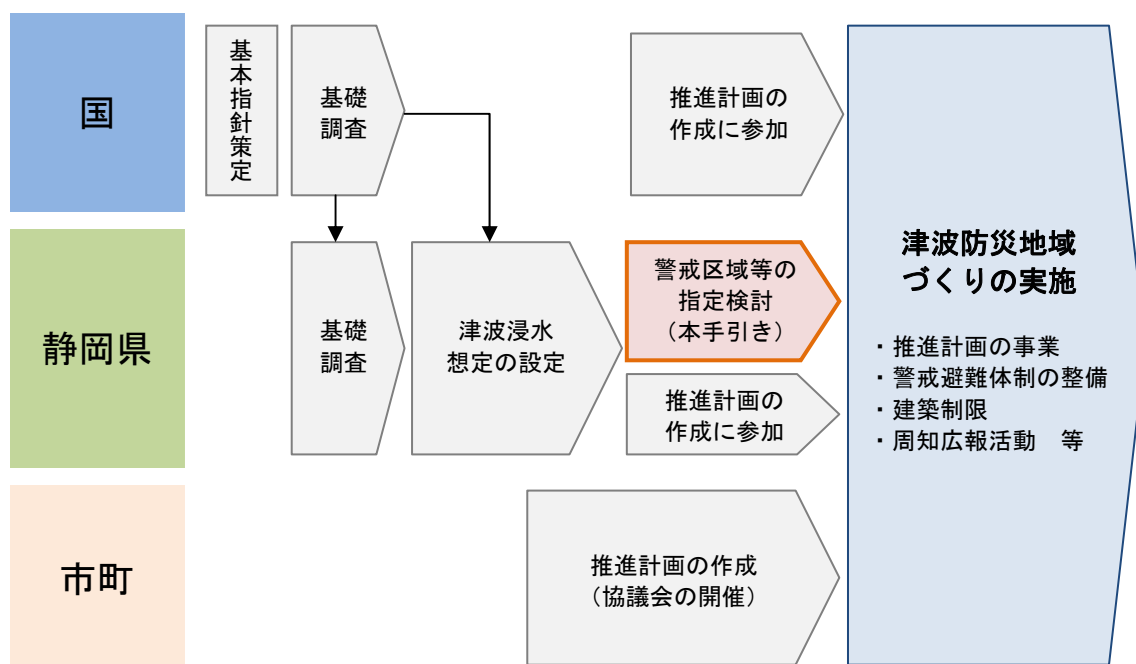


図 津波防災地域づくりに関する法律の実施フロー

### (3) 津波防災地域づくりに関する法律について

これまでの津波対策は、主に海岸堤防等のハード整備を中心に行ってきたが、東北地方太平洋沖地震による津波のような大規模な津波に備え、「災害には上限がない」ことを教訓に、「なんとしても人命を守る」ためには、ハードとソフトの施策を組み合わせた「多重防御」による津波防災地域づくりを進めていく必要があることから、「津波防災地域づくりに関する法律（平成 23 年法律第 123 号）」が定められた。

この法律では、国土交通大臣による基本指針の策定、都道府県知事による津波浸水想定の設定、市町村による推進計画の作成、推進計画区域における特別な措置及び一団地の津波防災拠点市街地形成施設に関する都市計画に関する事項のほか、津波防護施設の管理、津波災害警戒区域における警戒避難体制の整備、津波災害特別警戒区域における一定の開発行為及び建築物の建築等の制限に関する措置等が定められている。

#### <解説>

##### 法律の概要

##### 【基本指針】

国土交通大臣は、津波防災地域づくりの推進に関する基本的な指針（基本指針）を定める。

##### 【津波浸水想定の設定】

都道府県知事は、基本指針に基づき、かつ、基礎調査の結果を踏まえ、津波があった場合に想定される浸水の区域・水深（津波浸水想定）を設定する。

##### 【推進計画の作成】

市町村は、基本指針に基づき、かつ、津波浸水想定を踏まえ、津波防災地域づくりを総合的に推進するための計画（推進計画）を作成できる。推進計画の区域内では、土地区画整理事業に関する特例、津波からの避難に資する建築物の容積率規制の緩和、集団移転促進事業に関する特例の措置を講じる。

##### 【一団地の津波防災拠点市街地形成施設に関する都市計画】

都市計画に一団地の津波防災拠点市街地形成施設を定めることができる。

##### 【津波防護施設の管理等】

都道府県知事又は市町村長は、津波浸水想定を踏まえ、かつ、推進計画に即して、津波による人的災害を防止し、又は軽減する施設（津波防護施設）の管理等を行う。

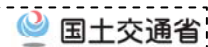
##### 【津波災害警戒区域（イエローゾーン）及び津波災害特別警戒区域（オレンジゾーン）の指定】

都道府県知事は、基本指針に基づき、かつ、津波浸水想定を踏まえ、警戒避難体制を特に整備すべき土地の区域を、津波災害警戒区域（イエローゾーン）として指定できるとともに、そのうち、一定の開発行為及び建築等を制限すべき土地の区域を、津波災害特別警戒区域（オレンジゾーン）として指定できる。

【参考資料：津波防災地域づくりに関する法律の解説資料（国土交通省資料）】



## 津波災害警戒区域

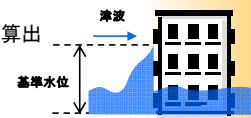


### 都道府県知事が「津波災害警戒区域」を指定できる (警戒避難体制の整備)

- ◆津波が発生した場合に、住民等の生命・身体に危害が生ずるおそれがある区域で、津波災害を防止するために警戒避難体制を特に整備すべき区域
- ◆指定する区域の範囲は、津波浸水想定に定める浸水の区域を基本とするが、周囲の地形、土地利用状況等を考慮し、隣接する区域も含めて検討。
- ◆また、指定に当たっては、**基準水位** (津波浸水想定に定める水深に係る水位に建築物等への衝突による津波の水位の上昇を考慮して必要と認められる値を加えて定める水位) も併せて公示
- ◆指定に当たっては、関係市町村への意見聴取等が必要

#### <基準水位>

- 津波浸水想定を設定するための津波浸水シミュレーションで、想定される津波のせき上げ高を算出
- 原則として地盤面からの高さで表示
- 津波の発生時における避難並びに特定開発行為及び特定建築行為の制限の基準となる



※詳細は津波防災地域づくりに係る技術検討報告書を参照 ([http://www.mlit.go.jp/river/shinngikai\\_blog/tsunamibousaitiiki/index.html](http://www.mlit.go.jp/river/shinngikai_blog/tsunamibousaitiiki/index.html))

#### (1) 市町村地域防災計画の拡充

- ①津波に関する予報又は警報の発令及び伝達
  - ②避難場所・避難経路
  - ③市町村長が行う津波避難訓練の実施
  - ④地下街等・防災上の配慮を要する者の利用施設の名称・所在地
- ※水防法により、水防団・消防機関・水防協力団体は、③の訓練への参加を義務づけ

#### (2) 市町村による津波ハザードマップの作成・周知

- ・市町村の長は、市町村地域防災計画に基づき、①津波に関する情報の伝達方法、②避難場所・避難経路等、住民等の円滑な警戒避難確保に必要な事項を記載した津波ハザードマップを作成・周知。



(3) 避難施設

① 指定避難施設

- ・市町村長が施設管理者の同意を得て避難施設に指定。
- ・施設管理者が重要な変更を加えようとするときに市町村長へ届出。

(指定基準)

- ・津波に対して安全な構造のものとして省令に定める技術的基準に適合。
- ・基準水位以上の高さに避難上有効な屋上その他の場所が配置されること 等

② 管理協定による避難施設

- ・市町村と施設所有者等又は施設所有者等となろうとする者(デベロッパー等)が管理協定を締結し、市町村が自ら当該施設の避難の用に供する部分を管理。
- ・協定公告後の所有者等にも効力が及ぶ(承継効)。

③ 支援措置

- ・②の避難施設に係る避難用スペース・誘導灯・誘導標識・自動解錠装置に関する固定資産税の課税標準: 1/2(5年間)
- ・推進計画区域内の避難建築物の防災用備蓄倉庫等について、建築審査会の同意不要、特定行政庁の認定で容積率の緩和が可。  
※「東日本大震災復興特別区域法」の復興整備計画の計画区域を推進計画区域とみなすことが可。
- ・避難建築物に係る財政上の措置
  - ・都市防災総合推進事業: 補助率1/2(民間施設の場合は最大1/3、社会資本整備総合交付金)
  - ・優良建築物等整備事業: 補助率1/3(社会資本整備総合交付金) 等

(4) 避難促進施設(地下施設・避難困難者利用施設であって、市町村地域防災計画に定められたもの)に係る避難確保計画

- ・避難促進施設の所有者・管理者は、避難訓練等、施設利用者のため避難確保計画を作成。
- ・避難促進施設における避難訓練の実施、市町村への結果報告。

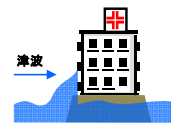
【避難促進施設(避難困難者利用施設)】  
 ・老人福祉施設(老人介護支援センターを除く。)、有料老人ホーム、認知症対応型老人共同生活援助事業の用に供する施設、身体障害者社会参加支援施設、障害者支援施設、地域活動支援センター、福祉ホーム、障害福祉サービス事業(生活介護、短期入所、共同生活介護、自立訓練、就労移行支援、就労継続支援又は共同生活援助を行う事業に限る。)の用に供する施設、保護施設(医療保護施設及び宿所提供施設を除く。)、児童福祉施設(母子生活支援施設及び児童遊園を除く。)、障害児通所支援事業(児童発達支援又は放課後等デイサービスを行う事業に限る。)の用に供する施設、児童自立生活援助事業の用に供する施設、放課後児童健全育成事業の用に供する施設、子育て短期支援事業の用に供する施設、一時預かり事業の用に供する施設、児童相談所、母子健康センターその他これらに類する施設  
 ・幼稚園、小学校、中学校、高等学校、中等教育学校、特別支援学校、高等専門学校及び専修学校(高等課程を置くものに限る。)  
 ・病院、診療所及び助産所

都道府県知事が「津波災害特別警戒区域」を指定できる  
(土地利用規制)

- ◆津波が発生した場合に、建築物が損壊・浸水し、住民等の生命・身体に著しい危害を生ずるおそれがある区域で、一定の開発行為・建築を制限すべき区域
- ◆指定に当たっては、公衆への縦覧、関係市町村への意見聴取等の手続が必要

○一定の社会福祉施設、病院、学校については、次の基準に適合することを求める。

- ・上記の用途の建築物が津波に対して安全な構造のものとして省令に定める技術的基準に適合
- ・病室等の一定の居室の床面の高さ(知事が指定する高さを加えることができる。)が基準水位以上。
- ・上記の用途の開発行為が擁壁の設置など土地の安全上必要な措置が省令で定める技術的基準に適合



市町村条例で定めた区域について、住宅等の規制を追加することができる

- ・条例で定める用途の建築物が津波に対して安全な構造のものとして省令に定める技術的基準に適合
- ・市町村条例で定める基準に適合
  - < 参酌基準 ①又は② >
  - ①居室の床面の全部又は一部の高さが基準水位以上
  - ②基準水位以上の高さに避難上有効な屋上その他の場所が配置、当該場所までの避難上有効な階段その他の経路
- ・住宅等の開発行為が擁壁の設置など土地の安全上必要な措置が省令で定める技術的基準に適合



#### (4) 津波防災地域づくりの推進に関する基本的な指針について

津波防災地域づくりに関する法律第3条の規定に基づき、国土交通大臣が定める「津波防災地域づくりの推進に関する基本的な指針」(以下「基本指針」という。)は、都道府県、市町村等が津波防災地域づくりを推進するにあたって基本的な指針となるものであり、同法律の施行に合わせて、平成23年12月27日に決定された。

この基本指針では、以下の内容が定められている。

- 1 津波防災地域づくりの推進に関する基本的な事項
- 2 基礎調査について指針となるべき事項
- 3 津波浸水想定の設定について指針となるべき事項
- 4 推進計画の作成について指針となるべき事項
- 5 警戒区域及び特別警戒区域の指定について指針となるべき事項

#### <解説>

##### 基本指針の概要

##### 【津波浸水想定の設定について指針となるべき事項】

津波浸水想定の設定の指針となるべき事項が示されており、その概要は以下のとおりである。

- ・都道府県知事が、最大クラスの津波を想定し、悪条件下を前提に浸水の区域及び水深を設定
- ・最大クラスの津波は、国の中央防災会議等により公表された津波の断層モデルも参考にして設定
- ・広報、印刷物配布、インターネット等により住民等に十分周知

##### 【警戒区域及び特別警戒区域の指定について指針となるべき事項】

津波災害警戒区域(イエローゾーン)及び津波災害特別警戒区域(オレンジ・レッドゾーン)の指定の指針となるべき事項が示されており、その概要は以下のとおりである。

##### ■津波災害警戒区域(イエローゾーン)

- ・住民等が津波から「逃げる」ことができるよう警戒避難体制を特に整備するため、都道府県知事が指定する区域
- ・避難施設の指定等の際に基準となる水位(基準水位)の公示
- ・警戒区域内で市町村が以下を実施
  - 実践的な内容を盛り込んだ市町村防災計画の作成・避難訓練の実施
  - 住民の協力等による津波ハザードマップの作成・周知
  - 指定・管理協定により、地域の実情に応じて避難施設を確保
  - 社会福祉施設等で避難確保計画の作成・避難訓練の実施

##### ■津波災害特別警戒区域(オレンジゾーン)

- ・防災上の配慮を要する者等が建築物の中に居ても津波を「避ける」ことができるよう、都道府県知事が指定する区域
- ・一定の建築行為・開発行為を制限
- ・指定の際には、公衆への縦覧、関係市町村の意見聴取等により、地域の実情を勘案し、地域住民の理解を深めつつ実施

## 2 静岡県第4次地震被害想定（概説）

### （1）自然現象、建物被害、人的被害（追加資料を含む）

#### ①被害想定目的

東日本大震災の教訓を生かし、レベル1・レベル2の地震・津波を想定し、今後の地震・津波対策の基礎資料として活用する。

#### ②想定対象地震

区分	駿河トラフ・南海トラフ沿いで発生する地震	相模トラフ沿いで発生する地震
レベル1の地震・津波※	東海地震 東海・東南海地震 東海・東南海・南海地震 宝永型地震 安政東海型地震 5地震総合モデル	大正型関東地震
レベル2の地震・津波	南海トラフ巨大地震	元禄型関東地震 相模トラフ沿いの最大クラスの地震

※国において駿河トラフ・南海トラフ沿いで発生する地震モデルの見直しが進められていることを踏まえ、レベル1の地震は南海トラフ巨大地震モデル（2012年内閣府）の基本ケースにより検討。

#### ③駿河トラフ・南海トラフ沿いで発生する地震・津波による被害想定結果

以下に、駿河トラフ・南海トラフ沿いで発生する地震・津波の被害想定結果を示す。

##### a. レベル1の地震・津波

地震動	県中部～西部で震度7～6強の地域が増加 震度7の地域344km <sup>2</sup> 、震度6強の地域2,042km <sup>2</sup>
津波	駿河湾沿岸で浸水深2m以上の地域が増加 浸水深1cm以上34.6km <sup>2</sup> 、浸水深2m以上11.0km <sup>2</sup>
建物被害 ※冬・夕、地震予知なしの場合	県中部～西部を中心に被害が発生 全壊・焼失棟数約26万棟（うち地震動・液状化約17万棟）
人的被害 ※冬・深夜、早期避難率低、地震予知なしの場合	駿河湾沿岸で津波による死者数が大幅に増加 死者数約16,000人（うち津波約9,000人）

##### b. レベル2の地震・津波

地震動	基本、陸側、東側のケースにより震度分布が変動 震度7の地域344～732km <sup>2</sup> 、震度6強の地域1,276～2,042km <sup>2</sup>
津波 ※津波ケース①	レベル1の津波の約5倍、県土の約2%が浸水 浸水深1cm以上158.1km <sup>2</sup> 、浸水深2m以上68.5km <sup>2</sup>
建物被害 ※東側ケース、冬・夕、予知なしの場合	最悪の場合、県内建物の約2割が全壊・焼失 全壊・焼失棟数約30万棟（うち地震動・液状化約19万棟）
人的被害 ※陸側ケース、冬・深夜、早期避難率低、予知なしの場合	津波到達時間が早く、津波による被害が甚大 死者数約105,000人（うち津波約96,000人）

表 駿河トラフ・南海トラフ沿いで発生するレベル1津波の津波高さ

(単位：T.P. +m)

市区町名	東海地震		東海・東南海地震		東海・東南海・南海地震		宝永型地震		安政東海型地震		5地震総合モデル		左のうち最大	
	最大	平均	最大	平均	最大	平均	最大	平均	最大	平均	最大	平均	最大	平均
湖西市	6	2	7	3	6	3	7	3	5	2	6	3	7	3
浜松市北区	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
浜松市西区	6	2	7	2	7	2	6	2	5	2	6	2	7	2
浜松市南区	7	6	7	6	7	6	7	6	6	5	7	6	7	6
磐田市	4	3	6	5	6	5	5	4	6	4	6	4	6	5
袋井市	5	4	5	5	5	5	5	4	5	4	5	4	5	5
掛川市	5	4	6	5	6	5	6	5	7	6	6	5	7	6
御前崎市	11	7	11	6	11	6	10	7	9	6	9	7	11	7
牧之原市	10	6	11	6	11	6	10	6	8	6	10	6	11	6
吉田町	5	4	5	4	5	4	5	4	6	5	6	5	6	5
焼津市	6	4	6	4	6	4	4	3	6	4	6	4	6	4
静岡市駿河区	7	5	7	5	7	5	5	4	7	5	8	5	8	5
静岡市清水区	7	4	7	4	7	4	5	3	8	4	8	4	8	4
富士市	3	3	3	3	3	3	3	2	4	3	4	3	4	3
沼津市	7	4	7	4	6	4	4	3	8	5	8	5	8	5
伊豆市	7	5	7	5	7	5	3	2	7	6	7	6	7	6
西伊豆町	7	5	7	5	7	5	3	3	9	6	9	6	9	6
松崎町	8	5	8	5	8	5	5	3	12	8	12	8	12	8
南伊豆町	7	5	7	5	7	5	6	4	15	8	15	8	15	8
下田市	9	4	9	4	9	4	8	4	11	5	11	5	11	5
河津町	4	3	4	3	4	3	3	2	4	3	4	3	4	3
東伊豆町	3	3	3	3	3	3	3	2	3	3	4	3	4	3
伊東市	3	2	3	2	3	2	3	2	3	2	3	2	3	2
熱海市	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2

※津波高さは小数点以下第2位(cm単位)を四捨五入し、小数点以下第1位を切り上げている。

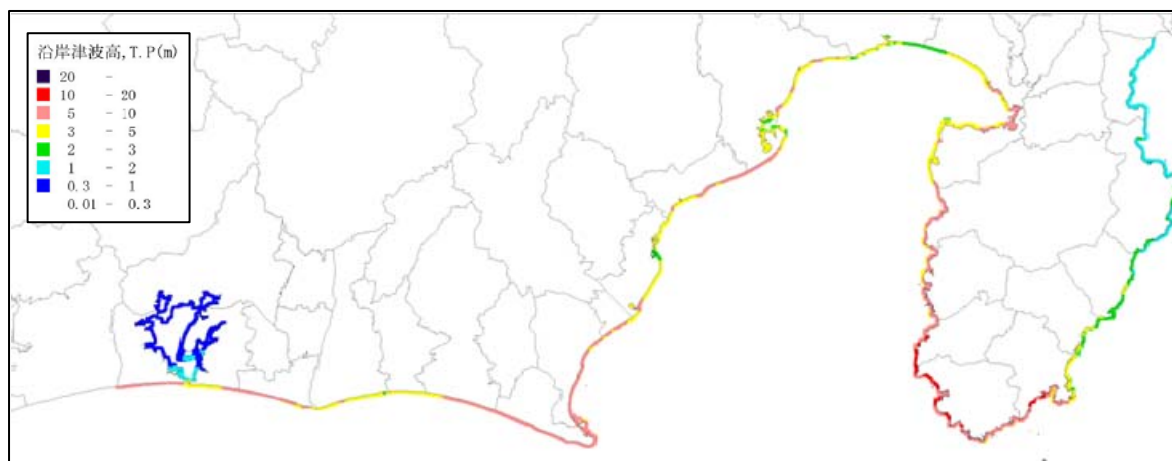


図 沿岸の津波高さ (5地震総合モデル)

表 駿河トラフ・南海トラフ沿いで発生するレベル2津波の津波高さ

(単位：T.P. +m)

市区町名	南海トラフ巨大地震						左のうち最大	
	ケース①		ケース⑥		ケース⑧			
	最大	平均	最大	平均	最大	平均	最大	平均
湖西市	15	5	15	5	13	4	15	5
浜松市北区	1	1	1	1	1	1	1	1
浜松市西区	14	3	14	3	12	3	14	3
浜松市南区	15	13	15	13	14	11	15	13
磐田市	12	10	12	10	11	8	12	10
袋井市	10	9	10	9	9	8	10	9
掛川市	13	11	13	11	12	10	13	11
御前崎市	19	12	19	12	19	12	19	12
牧之原市	14	11	14	11	14	11	14	11
吉田町	9	7	9	7	8	7	9	7
焼津市	10	6	10	6	9	6	10	6
静岡市駿河区	12	8	12	8	12	8	12	8
静岡市清水区	11	6	11	6	11	6	11	6
富士市	6	5	6	5	6	5	6	5
沼津市	10	7	10	7	10	7	10	7
伊豆市	10	8	10	8	10	8	10	8
西伊豆町	15	9	15	9	15	9	15	9
松崎町	16	12	16	12	16	12	16	12
南伊豆町	24	14	24	14	26	15	26	15
下田市	31	14	31	14	33	15	33	15
河津町	12	9	12	9	13	10	13	10
東伊豆町	13	8	13	8	14	8	14	8
伊東市	9	5	9	5	10	5	10	5
熱海市	5	3	5	3	5	4	5	4

※津波高さは小数点以下第2位(cm単位)を四捨五入し、小数点以下第1位を切り上げている。

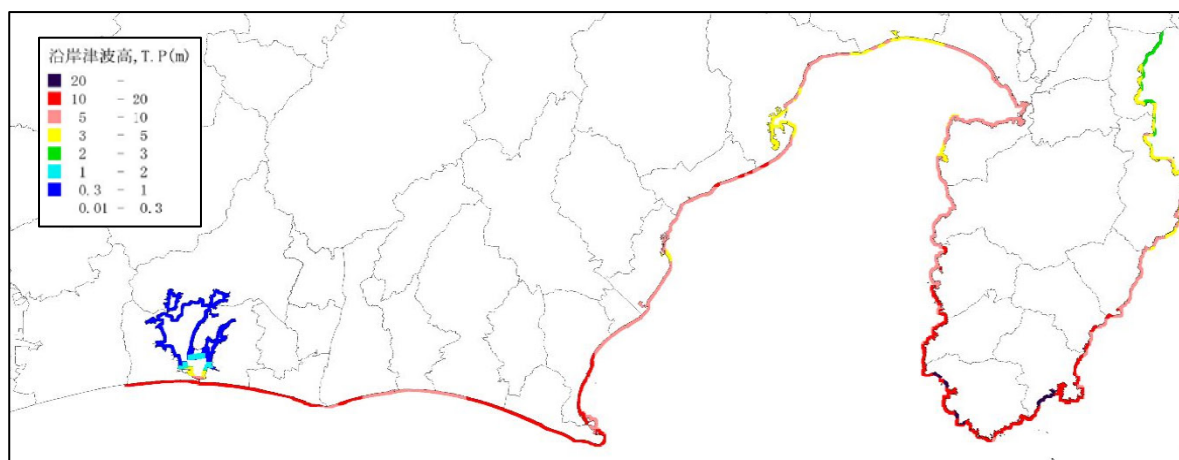


図 沿岸の津波高さ（南海トラフ巨大地震 ケース①）

表 相模トラフ沿いで発生するレベル1津波の津波高さ

(単位：T.P. +m)

市区町名	大正型関東地震 (2013 県独自モデル)		大正型関東地震 (2013 内閣府モデル)		左のうち最大	
	最大	平均	最大	平均	最大	平均
湖西市	2	1	2	1	2	1
浜松市北区	1	1	1	1	1	1
浜松市西区	2	1	2	1	2	1
浜松市南区	2	2	2	2	2	2
磐田市	2	1	2	1	2	1
袋井市	2	2	2	2	2	2
掛川市	2	2	2	2	2	2
御前崎市	3	2	3	2	3	2
牧之原市	3	2	3	2	3	2
吉田町	2	2	2	2	2	2
焼津市	2	2	2	2	2	2
静岡市駿河区	2	2	3	2	3	2
静岡市清水区	2	2	2	2	2	2
富士市	2	2	2	2	2	2
沼津市	4	2	2	2	4	2
伊豆市	2	2	2	2	2	2
西伊豆町	2	2	2	2	2	2
松崎町	2	2	2	2	2	2
南伊豆町	4	2	6	3	6	3
下田市	5	3	6	4	6	4
河津町	4	3	6	4	6	4
東伊豆町	4	3	6	4	6	4
伊東市	7	4	9	5	9	5
熱海市	7	5	8	5	8	5

※津波高さは小数点以下第2位(cm単位)を四捨五入し、小数点以下第1位を切り上げている。



図 沿岸の津波高さ（大正型関東地震：2013 内閣府モデル）

表 相模トラフ沿いで発生するレベル2津波の津波高さ

(単位：T.P. +m)

市区町名	元禄型 関東地震 (2013 県独 自モデル)		元禄型 関東地震 (2013 内閣 府モデル)		相模トラフ沿いの最大クラスの地震						左のうち 最大	
	最大	平均	最大	平均	ケース 1		ケース 2		ケース 3		最大	平均
					最大	平均	最大	平均	最大	平均		
湖西市	4	2	4	2	4	2	5	2	5	2	5	2
浜松市北区	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
浜松市西区	3	2	3	2	4	2	5	2	4	2	5	2
浜松市南区	3	3	3	3	4	3	5	4	5	4	5	4
磐田市	3	2	3	2	3	3	4	4	4	3	4	4
袋井市	4	3	3	3	3	2	5	5	4	4	5	5
掛川市	4	4	4	3	5	3	6	5	6	5	6	5
御前崎市	6	4	5	4	6	4	7	5	6	5	7	5
牧之原市	5	4	5	4	6	5	7	5	8	6	8	6
吉田町	4	3	3	3	3	3	5	4	4	4	5	4
焼津市	4	2	3	2	3	3	4	3	3	3	4	3
静岡市駿河区	5	4	4	3	4	3	6	5	5	4	6	5
静岡市清水区	4	2	4	2	3	3	4	3	4	3	4	3
富士市	4	2	2	2	3	3	3	3	3	3	4	3
沼津市	5	2	3	3	4	3	4	3	5	3	5	3
伊豆市	3	2	3	2	3	3	3	3	3	2	3	3
西伊豆町	3	2	3	2	3	3	5	3	3	3	5	3
松崎町	4	3	4	2	3	3	6	4	4	3	6	4
南伊豆町	9	4	8	4	10	4	11	6	7	4	11	6
下田市	10	5	9	6	10	7	11	7	9	5	11	7
河津町	6	5	9	7	10	8	9	7	7	5	10	8
東伊豆町	6	4	9	7	11	8	10	6	6	4	11	8
伊東市	8	5	11	7	17	11	11	7	8	4	17	11
熱海市	9	6	9	7	18	11	9	6	6	4	18	11

※津波高さは小数点以下第2位(cm単位)を四捨五入し、小数点以下第1位を切り上げている。

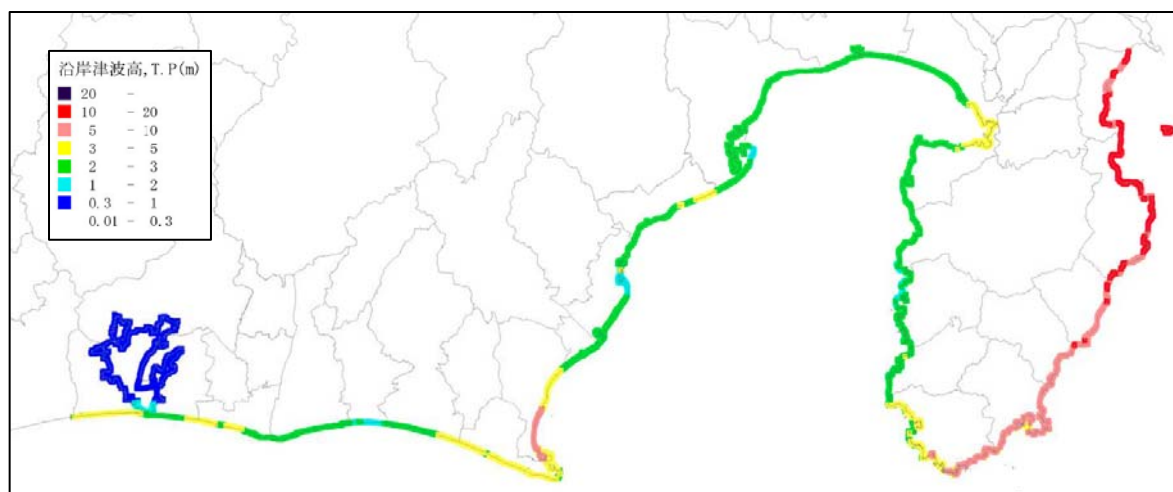


図 沿岸の津波高さ (相模トラフ沿いの最大クラスの地震 ケース 1)

## (2) ライフライン、経済被害等

以下に、駿河トラフ・南海トラフ沿いで発生する地震・津波の主な被害想定結果を示す。

### ① ライフライン被害

- ・上水道は、発災直後に県内のほぼ全域で断水し、1週間後でも県内の給水人口の5割以上で断水が継続する。応急復旧には、レベル1の地震・津波で4週間程度、レベル2の地震・津波で5～6週間程度が必要と見込まれる。
- ・下水道は、発災1日後、レベル1の地震・津波の場合で県内の処理人口の5割程度、レベル2の地震・津波の場合で7割近くが機能支障となり、県内各地で排水困難な地区が発生する。応急復旧には、レベル1の地震・津波で2週間程度、津波浸水の影響が大きいレベル2の地震・津波の場合には5週間程度が必要と見込まれる。

### ② 交通施設被害

- ・道路施設（緊急輸送路）は、橋梁の落橋や富士地区、中部（沿岸部）地区で大きな地盤変位に伴う被害などが発生した場合には、緊急輸送が可能になるまで発災から1週間以上を要する可能性がある。レベル2の地震・津波の場合には津波浸水により不通となる区間が増加する。
- ・鉄道施設は、富士地区、中部（沿岸部）地区で大きな地盤変位に伴う被害が発生した場合や震度7となる地域のJR在来線・私鉄などで、運行再開まで発災から1ヶ月以上を要する可能性がある。

### ③ 生活支障等

- ・避難者は、発災1日後、レベル1の地震・津波で83万人程度、レベル2の地震・津波で98～108万人程度に上ると見込まれる。1週間後には、レベル1の地震・津波で122万人程度、レベル2の地震・津波で116～131万人程度に増加する。

### ④ 経済被害

- ・直接的経済被害は、予知なしの場合、レベル1の地震・津波で20.3兆円程度、レベル2の地震・津波で21.4～23.8兆円程度が見込まれる。予知ありの場合は、レベル1の地震・津波で17.4兆円程度、レベル2の地震・津波で19.9～20.9兆円程度となる。
- ・間接的経済被害は、予知なしの場合、レベル1の地震・津波で3.9兆円程度、レベル2の地震・津波で5.3～6.8兆円程度が見込まれる。予知ありの場合は、レベル1の地震・津波で2.9兆円程度、レベル2の地震・津波で3.2～4.3兆円程度となる。



### 3 津波災害警戒区域（イエローゾーン）の指定基準等

#### (1) 津波災害警戒区域（イエローゾーン）とは

津波災害警戒区域（イエローゾーン）は、津波が発生した場合、住民等の生命・身体に危害が生じるおそれがある区域で、当該区域の危険度・安全度を津波浸水想定や基準水位により住民等に「知らせ」、いざというときに津波から住民等が円滑かつ迅速に「逃げる」ことができるよう、津波に関する予報又は警報の発令及び伝達、津波避難訓練の実施、避難場所や避難経路の確保、津波ハザードマップの作成等による警戒避難体制を特に整備すべき区域である。

#### <解説>

警戒区域（イエローゾーン）の指定は、都道府県知事が、法第8条に基づく津波浸水想定を踏まえ、法第6条に基づく基礎調査の結果を勘案し、津波が発生した場合には住民等の生命又は身体に危害が生じるおそれがあると認められる土地の区域で、当該区域における人的災害を防止するために、法第54条に基づく避難訓練の実施、避難場所や避難経路等を定める市町村地域防災計画の拡充、法第55条に基づく津波ハザードマップの作成、法第56条第1項、第60条第1項及び第61条第1項に基づく指定及び管理協定による避難施設の確保、法第71条に基づく防災上の配慮を要する者等が利用する施設に係る避難確保計画の作成等の警戒避難体制を特に整備すべき土地の区域について行うことができるものである。

警戒区域（イエローゾーン）における法第53条第2項に規定する基準水位（津波浸水想定に定める水深に係る水位に建築物等への衝突による津波の水位の上昇を考慮して必要と認められる値を加えて定める水位）は、指定避難施設及び管理協定に係る避難施設の避難上有効な屋上その他の場所の高さや、特別警戒区域の制限用途の居住の床の高さの基準となるものであり、警戒区域（イエローゾーン）の指定の際に公示することとされている。

#### ■津波防災地域づくりに関する法律

##### （津波災害警戒区域）

第53条 都道府県知事は、基本指針に基づき、かつ、津波浸水想定を踏まえ、津波が発生した場合には住民その他の者（以下「住民等」という。）の生命又は身体に危害が生ずるおそれがあると認められる土地の区域で、当該区域における津波による人的災害を防止するために警戒避難体制を特に整備すべき土地の区域を、津波災害警戒区域（以下「警戒区域」という。）として指定することができる。

2 前項の規定による指定は、当該指定の区域及び基準水位（津波浸水想定に定める水深に係る水位に建築物等への衝突による津波の水位の上昇を考慮して必要と認められる値を加えて定める水位であって、津波の発生時における避難並びに第73条第1項に規定する特定開発行為及び第82条に規定する特定建築行為の制限の基準となるべきものをいう。以下同じ。）を明らかにしてするものとする。

3 都道府県知事は、第1項の規定による指定をしようとするときは、あらかじめ、関係市町村長の意見を聴かなければならない。

4 都道府県知事は、第1項の規定による指定をするときは、国土交通省令で定めるところにより、その旨並びに当該指定の区域及び基準水位を公示しなければならない。

5 都道府県知事は、前項の規定による公示をしたときは、速やかに、国土交通省令で定めるところにより、関係市町村長に、同項の規定により公示された事項を記載した図書を送付しなければならない。

6 第2項から前項までの規定は、第1項の規定による指定の変更又は解除について準用する。

## (2) 津波災害警戒区域（イエローゾーン）の指定基準

津波災害警戒区域（イエローゾーン）は、津波浸水想定<sup>(※1)</sup>に定める浸水想定区域（レベル2津波、浸水深1cm以上の区域）を基本とする。

ただし、市町が策定する津波避難計画における避難対象地域等との整合を図るため、以下の事項を踏まえ、地域の実情に留意して、安全側を見てこの浸水想定区域より広めに設定することを可能とする。

### ○津波浸水想定区域に関する事項<sup>(※2)</sup>

- ・過去の津波被害の痕跡
- ・市町が独自に実施した津波浸水シミュレーションによる浸水想定区域
- ・レベル1津波による浸水想定区域（浸水深1cm以上の区域）

### ○地域コミュニティ等に関する事項<sup>(※2)</sup>

- ・町丁目界
- ・地域活動の実施単位（自主防災会、町内会等）
- ・地形地物 等

※1：津波浸水想定は、静岡県第4次地震被害想定レベル2津波によるケース毎の浸水想定区域を重ね合わせ、最大となる浸水域・浸水深を抽出し、津波防災地域づくりに関する法律第8条の規定に基づき設定したもの。

※2：両事項は重要度や考え方等が異なるが、地域の実情に留意して、適切に活用することで津波災害警戒区域の設定を行うこととする。

(警戒避難体制を整備する区域) ≥ (津波災害警戒区域) ≥ (津波浸水想定に定める浸水想定区域)



図 津波災害警戒区域（イエローゾーン）のイメージ図

### (3) 津波災害警戒区域（イエローゾーン）の解除（変更）に関する要件

以下の事由により県が津波浸水想定の見直しを実施し、新たな津波浸水想定に基づいた場合、津波災害警戒区域（イエローゾーン）の指定基準を満たさなくなった区域については指定を解除するとともに、指定基準を満たす区域に変更することとする。

- ・地震等の影響による地形的条件が変化した場合
- ・新たに海岸保全施設や津波防護施設等が整備され、その減災効果が見込める場合
- ・国による新たなレベル2津波モデルの公表や構造物の条件に関する基準・知見の見直しが実施された場合 等

#### <解説>

津波浸水想定が見直された場合など、区域の見直しが必要となったときには、指定の際と同様の考え方により、状況の変化に合わせた警戒区域（イエローゾーン）の解除（変更）の対応を図ることが望ましいとされている。

また、警戒区域（イエローゾーン）の指定基準では、県が設定する津波浸水想定に定める浸水想定区域を基本とした区域を指定することとしている。

このため、警戒区域（イエローゾーン）の指定基準となる津波浸水想定について、地震等の影響により地形条件等が変化した場合など、見直しを実施する事由を明記し、警戒区域（イエローゾーン）の解除（変更）の要件を設定するものである。

なお、津波浸水想定の見直しの実施時期は、県が第4次地震被害想定において想定された被害をできる限り軽減するために策定した「静岡県地震・津波対策アクションプログラム2013」の計画期間（平成25年度～平成34年度）に合わせ、平成35年度を目安とする。

ただし、それ以前であっても、国から新たなレベル2津波のモデルが公表されるなど、解除（変更）の要件に合致する事由が生じた場合は、津波浸水想定の見直しの実施について検討することとする。

警戒区域（イエローゾーン）を解除（変更）する場合の手続きは、まず、関係市町（土木、建築、防災部局等）、土木事務所、河川企画課及び県庁内関係課において、事前に打合せを行い、解除（変更）の要件の適合性、解除（変更）を行う範囲、市町の土地利用や警戒避難体制の整備に関する方針との整合等について確認し、その後の流れは指定の手続きに準ずることとする。

#### ■津波防災地域づくりの推進に関する基本的な指針

##### 五 警戒区域及び特別警戒区域の指定について指針となるべき事項

##### 4 警戒区域及び特別警戒区域の指定後の対応

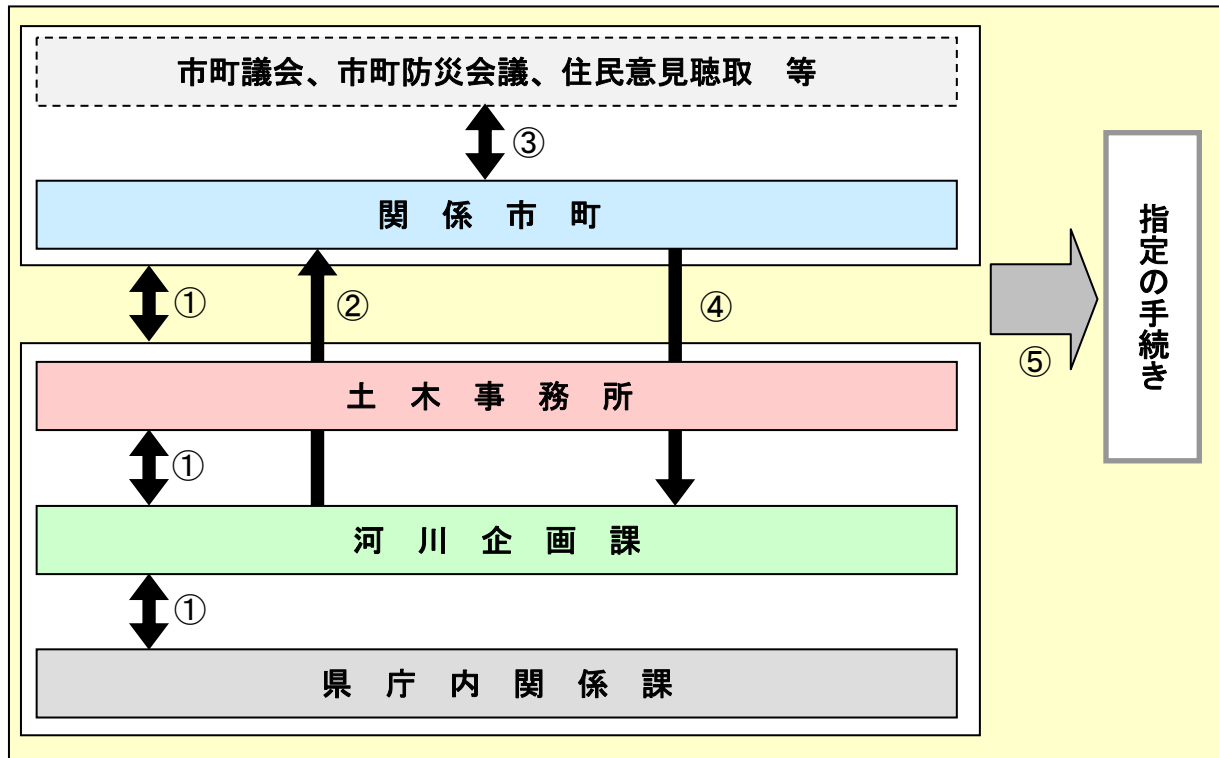
警戒区域及び特別警戒区域を指定する際は、その旨や指定の区域等を公示することとなるが、津波ハザードマップに記載するなど様々なツールを活用して住民等に対する周知に万全を期するよう努めるものとする。

また、地震等の影響により地形的条件が変化したり、新たに海岸保全施設や津波防護施設等が整備されたりすること等により、津波浸水想定が見直された場合など、警戒区域又は特別警戒区域の見直しが必要となったときには、上記の指定の際と同様の考え方により、これらの状況の変化に合わせた対応を図ることが望ましい。

## 4 津波災害警戒区域（イエローゾーン）の指定の手続き

### (1) 津波災害警戒区域（イエローゾーン）の指定の手続きに先立つ調整

区域指定に関する調整については、県と市町間や県庁内に設置した連絡調整の場を適宜開催して実施していく。また、区域指定について、指定後に警戒避難体制の整備主体となる各市町の意向を確認し、回答を踏まえて指定に向けた手続きに着手する。



#### ① 区域指定に関する連絡調整

県と市町の連絡調整会や県庁内関係課による会議を適宜開催し、情報共有と連絡調整を行い、警戒区域（イエローゾーン）の指定に向けた取組の円滑な推進を図る。

#### ② 津波災害警戒区域（イエローゾーン）の県案の提供、指定検討要請

県から関係市町に対して津波災害警戒区域（イエローゾーン）の県案（津波浸水想定 of 浸水想定区域に基準水位を記載した図面等）を提供し、当該区域の指定に係る検討（指定の必要性、津波浸水想定 of 浸水想定区域より広めに設定する場合の考え方等）を関係市町に要請する。

#### ③ 津波災害警戒区域（イエローゾーン）の指定検討

関係市町は区域指定の必要性等について、市町の議会や防災会議、住民への意見聴取等、各市町が選択する方法により検討し、決定する。

#### ④ 指定検討結果の回答

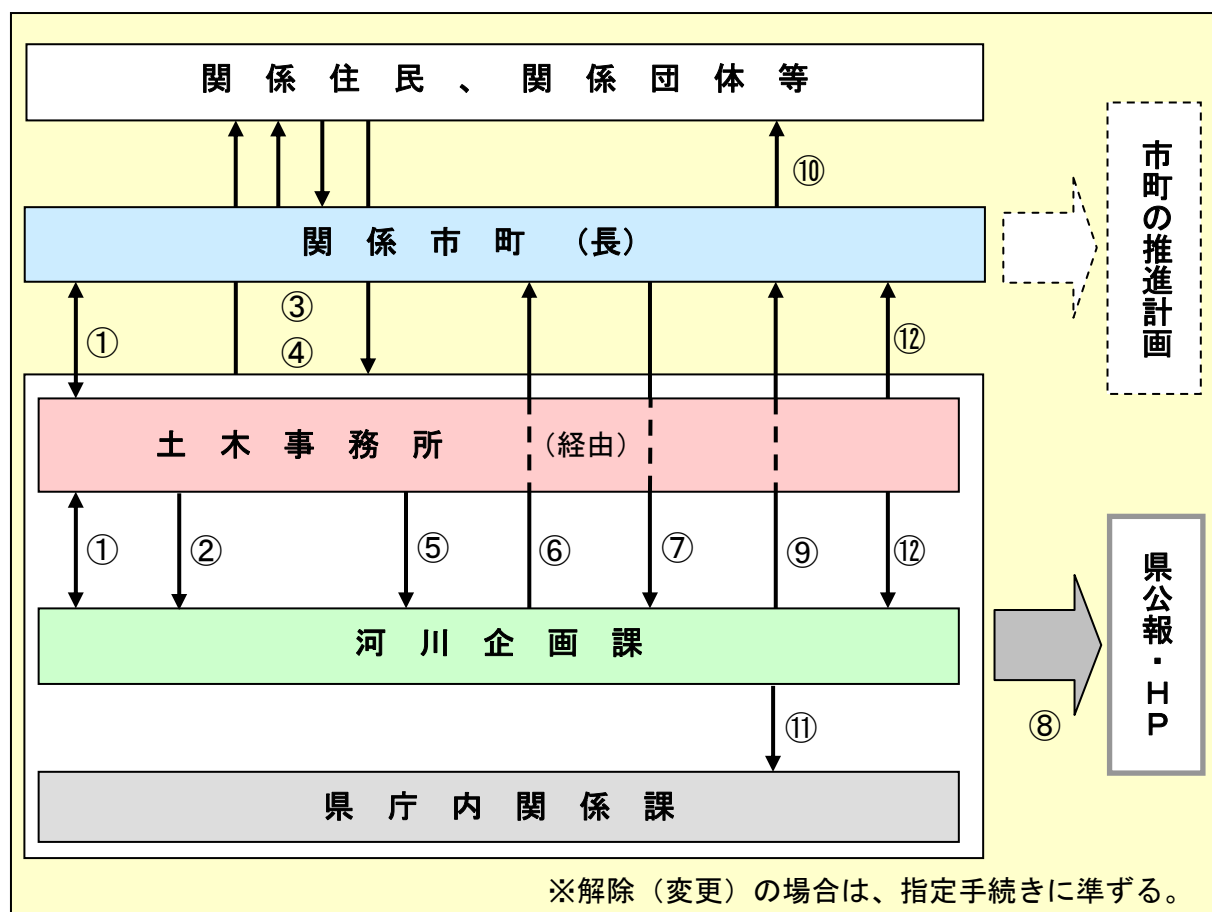
③の検討結果を関係市町から県に回答する。

#### ⑤ 指定等の手続きに着手

④の市町から県への回答で、警戒区域（イエローゾーン）の指定が必要とした市町から指定の手続きに着手する。具体的な指定の手続きは次頁以降に示す。

(2) 津波災害警戒区域（イエローゾーン）の指定の手続きの流れ

「(1) 指定の手続きに先立つ調整」の結果、津波災害警戒区域（イエローゾーン）の指定が必要と回答した市町から、以下の①～⑫の流れで指定に向けた手続きを進める。



- ① 区域設定の確認、住民等説明に係る調整
  - ② 指定図書（案）の作成・提出
  - ③ 関係住民への警戒区域指定に関する説明・周知、津波対策全般に関する説明・意見聴取
  - ④ 関係団体等への警戒区域指定に関する説明・周知、津波対策全般に関する説明・意見聴取
  - ⑤ 指定図書（案）の確定・提出
  - ⑥ 関係市町長への意見聴取・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・法第 53 条第 3 項
  - ⑦ ⑥に対する意見
  - ⑧ 指定の公示・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・法第 53 条第 4 項
  - ⑨ 公示図書の関係市町長への送付・・・・・・・・・・・・・・・・法第 53 条第 5 項
  - ⑩ 公示図書の縦覧
  - ⑪ 指定通知
  - ⑫ 指定図書のデータ送付
- ※⑧、⑨、⑪、⑫は同時に実施

### (3) 津波災害警戒区域（イエローゾーン）の指定の手続き

#### <指定手続①> 区域設定の確認、住民等説明に係る調整

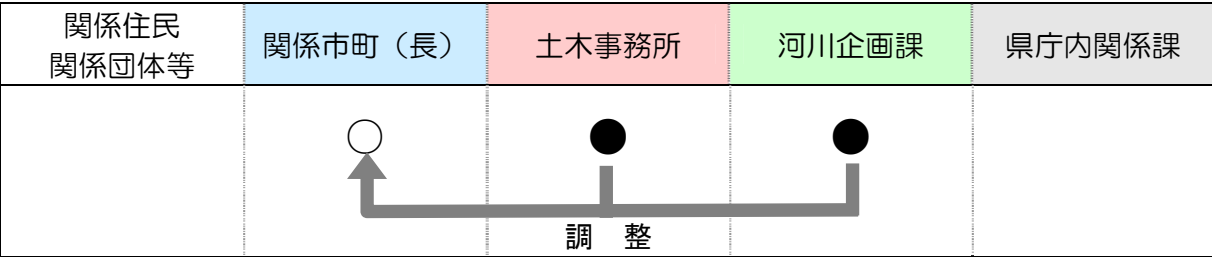
県は、県が示した警戒区域（イエローゾーン）の案に対して、市町が回答した区域設定の考え方（バッファゾーンの設定方法等）を確認するため、関係市町と調整を行う。

調整に当たっては、以下の点に留意し、県及び関係市町の防災、都市・建築・土木、福祉・医療、教育等の関係部局が緊密な連携を図りながら調整を行う。

<留意事項>

- 警戒区域（イエローゾーン）の指定範囲について、県が設定する津波浸水想定による浸水想定区域を基本とするが、関係市町の津波避難計画等の警戒避難体制の整備に関する既往又は策定中の計画等との整合に留意するなど、地域の実情を踏まえて、県と市町が調整して設定する。（指定基準との適合性等）
- 指定までの具体的な流れを調整する。（地元説明の方法・時期等、意見聴取の時期、指定後の取組等）

#### ■手続上の主体と関係先



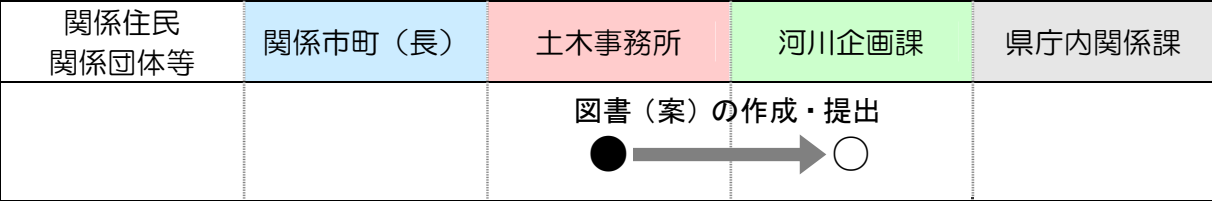
●：主体 ○関係先

#### <指定手続②> 指定図書（案）の作成・提出

土木事務所は、関係市町との調整結果に基づき、区域指定に必要な「指定図書」の案を作成し、河川企画課に提出する。

作成にあたっては、事前に河川企画課と打合せを行う。

#### ■手続上の主体と関係先



●：主体 ○関係先



**< 指定手続③、④ > 関係住民や関係団体等への警戒区域指定に関する説明・周知、津波対策全般に関する説明・意見聴取**

県は、津波防災地域づくりに関する法律に基づく区域の指定を行う際には、関係市町と連携し、事前に関係する住民に対して、指定の内容等について説明会等により周知に努める。

また、県は、区域指定に係る関係法令の規定に基づき、避難確保計画の作成や重要事項説明等が必要となる関係者（施設所有者や管理者、関連事業者等）が所属する関係団体等に対して、指定範囲や指定に伴い対応が求められる事項等について説明を行い周知に努める。

なお、説明の際には、当該地域における津波対策全般（ハード対策、ソフト対策）についても併せて説明するとともに、これに対して関係住民や関係団体等から寄せられた意見等は、県や市町が実施する津波防災地域づくりの推進に関する取組の参考とする。

**ア 関係住民等への説明**

**①説明事項**

- ・津波対策全般（ハード対策、ソフト対策）
- ・警戒区域（イエローゾーン）の指定を予定する土地の範囲
- ・指定された区域に対して市町等が実施する警戒避難体制の整備に関する措置
- ・警戒区域（イエローゾーン）の指定では土地利用規制はかからないこと
- ・指定の予定時期
- ・その他（津波浸水想定の概要、縦覧方法、指定区域の周知方法等）

**②実施方法**

- ・基本的に各市町の連合自治会単位での説明会を実施（ただし、関係市町との調整により対象範囲の広さ等を踏まえ、より細かく区分して実施することもある。）

**③対象者**

- ・警戒区域（イエローゾーン）内の居住者
- ・町内会の代表者
- ・自主防災会の代表者 等

**イ 関係団体等への説明**

**①説明事項**

上記、アの①と同じ

**②実施方法**

- ・各関係団体への個別訪問等により説明する。（必要に応じて各関係団体が開催する会議等の場で所属企業等に説明する。）

**③対象者**

- ・区域指定により、各種の措置や施策の対象となる各種関係団体及び所属企業 等

**ウ その他の周知方法**

上記ア、イにより、区域指定時に関係住民や関係団体等に周知することを原則とする。

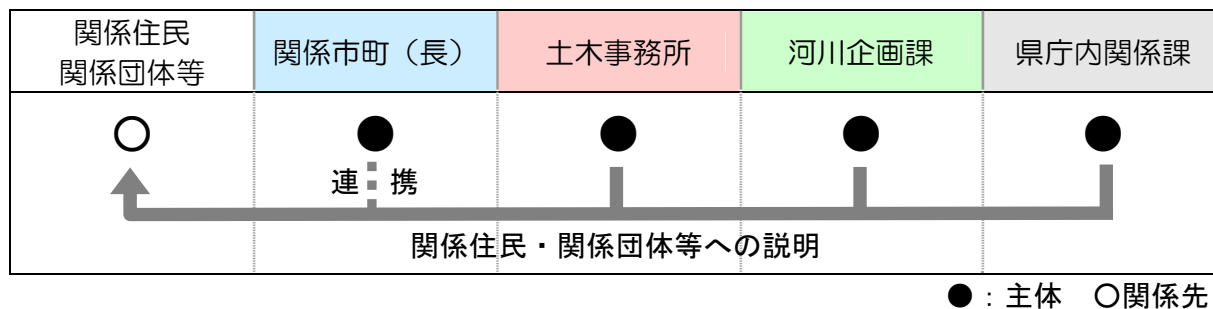
しかし、警戒区域（イエローゾーン）に指定される範囲の土地所有者には、指定の対象であることを直接説明しないまま指定することとなる。そのため、以下の方法等により、区域指定を予定する範囲及びその時期について、広く周知を図る。

①県（河川企画課、土木事務所）のホームページ

②関係市町の広報誌



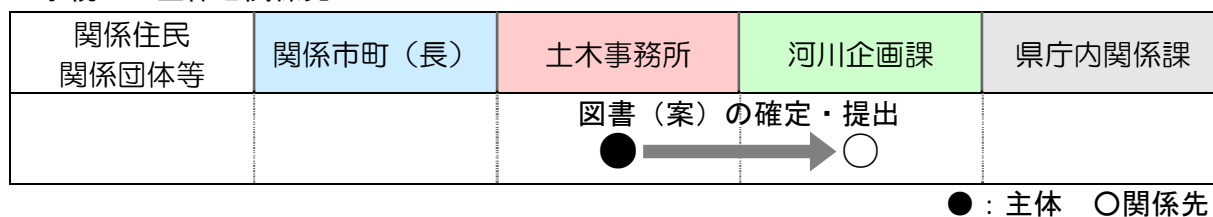
■ 手続上の主体と関係先



< 指定手続⑤ > 指定図書（案）の確定・提出

土木事務所は、関係住民や関係団体等へ指定基準や指定範囲等について周知した後、区域指定に必要な「指定図書（案）」を確定し、河川企画課に提出する。  
確定にあたっては、事前に河川企画課と打合せを行う。

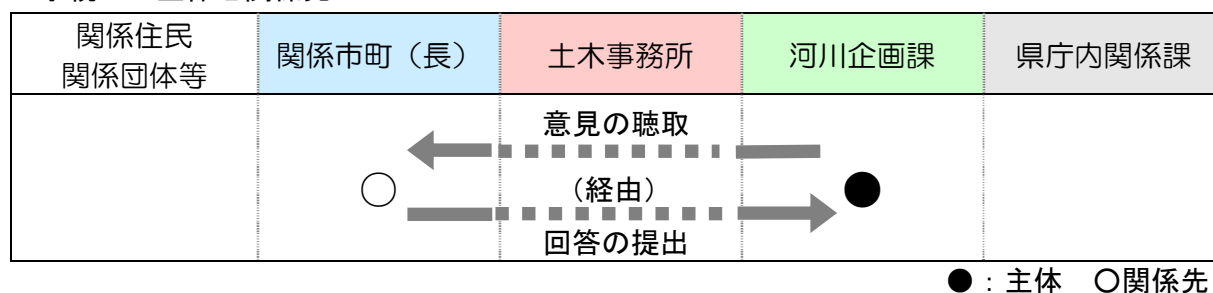
■ 手続上の主体と関係先



< 指定手続⑥、⑦ > 関係市町長への意見聴取

警戒区域（イエローゾーン）を指定するときは、法第 53 条第 3 項の規定により、県はあらかじめ関係市町長の意見を聴かなければならない。  
本県においては、河川企画課から関係土木事務所を経由して、関係市町長に意見聴取を行うこととし、市町長からの回答も関係土木事務所を経由して河川企画課に提出することとする。

■ 手続上の主体と関係先



■津波防災地域づくりに関する法律

(津波災害警戒区域：法第 53 条)

- 3 都道府県知事は、第 1 項の規定による指定をしようとするときは、あらかじめ、関係市町村長の意見を聴かなければならない。

< 指定手続⑧ > 指定の公示

県が警戒区域（イエローゾーン）を指定する時は、法第 53 条第 4 項の規定により、県の公報への掲載やインターネットの利用等の適切な方法で次表の事項を明示しなければならない。

指定の公示において明示すべき事項	
1	当該区域の指定をする旨
2	当該区域の明示 ・市町村、大字、字、小字及び地番 ・平面図
3	基準水位（法第53条第2項に規定する基準水位）

本県においては、警戒区域（イエローゾーン）を指定するときは、県の公報や県のホームページに掲載することで公示することとする。

指定図書については、県のホームページに掲載するとともに、関係市町及び関係土木事務所に備え置いて縦覧に供することとする。

■手続上の主体と関係先

関係住民 関係団体等	関係市町（長）	土木事務所	河川企画課	県庁内関係課
			● → 公示	

●：主体 ○関係先

■津波防災地域づくりに関する法律

(津波災害警戒区域：法第 53 条)

- 4 都道府県知事は、第 1 項の規定による指定をするときは、国土交通省令で定めるところにより、その旨並びに当該指定の区域及び基準水位を公示しなければならない。

■津波防災地域づくりに関する法律施行規則（国土交通省令）

(津波災害警戒区域の指定の公示)

第 28 条 法第 53 条第 4 項（同条第 6 項において準用する場合を含む。）の規定による津波災害警戒区域の指定（同条第 6 項において準用する場合にあつては、指定の変更又は解除。以下この項において同じ。）の公示は、次に掲げる事項について、都道府県の公報への掲載、インターネットの利用その他の適切な方法により行うものとする。

- 1 津波災害警戒区域の指定をする旨

- 2 津波災害警戒区域
- 3 基準水位（法第 53 条第 2 項に規定する基準水位をいう。以下同じ。）
- 2 前項第 2 号の津波災害警戒区域は、次に掲げるところにより明示するものとする。
  - 1 市町村、大字、字、小字及び地番
  - 2 平面図

**<指定手続⑨、⑩> 公示図書の関係市町長への送付、縦覧**

県は、警戒区域（イエローゾーン）の指定の公示をしたときは、速やかに、関係市町長に公示された事項を記載した図書を送付しなければならない。

本県においては、警戒区域（イエローゾーン）の指定を公示したときは、河川企画課から関係市町長に速やかに公示図書を送付することとし、市町は公示図書を受付けたときは、直ちにその図書を公衆の永久縦覧に供する。

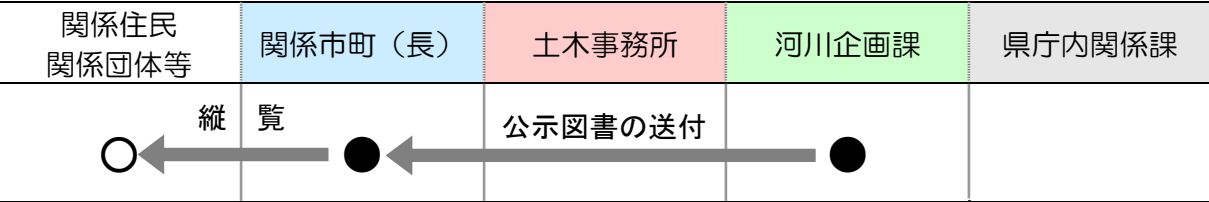
なお、警戒区域（イエローゾーン）の公示に係る送付図書は次表のとおりであるが、本県においては、指定図書を市町において永久縦覧に供することとする。

市町における縦覧方法は各市町が定める方法により実施する。その際、関係市町は縦覧事項について広報誌等を利用し、周知に努める。特に関係住民に対しては周知徹底することが望ましい。

指定の公示に係る送付図書	
1	津波災害警戒区域位置図 ※縮尺1/50,000以上の地形図 ・区域の位置の表示
2	津波災害警戒区域区域図 ※縮尺1/2,500以上、基準水位を表示 ・区域の表示（市町、大字、字、小字及び地番）

（注）指定に伴い永久縦覧する

**■手続上の主体と関係先**



●：主体 ○関係先

- 津波防災地域づくりに関する法律**  
（津波災害警戒区域：法第 53 条）
- 5 都道府県知事は、前項の規定による公示をしたときは、速やかに、国土交通省令で定めるところにより、関係市町村長に、同項の規定により公示された事項を記載した図書を送付しなければならない。

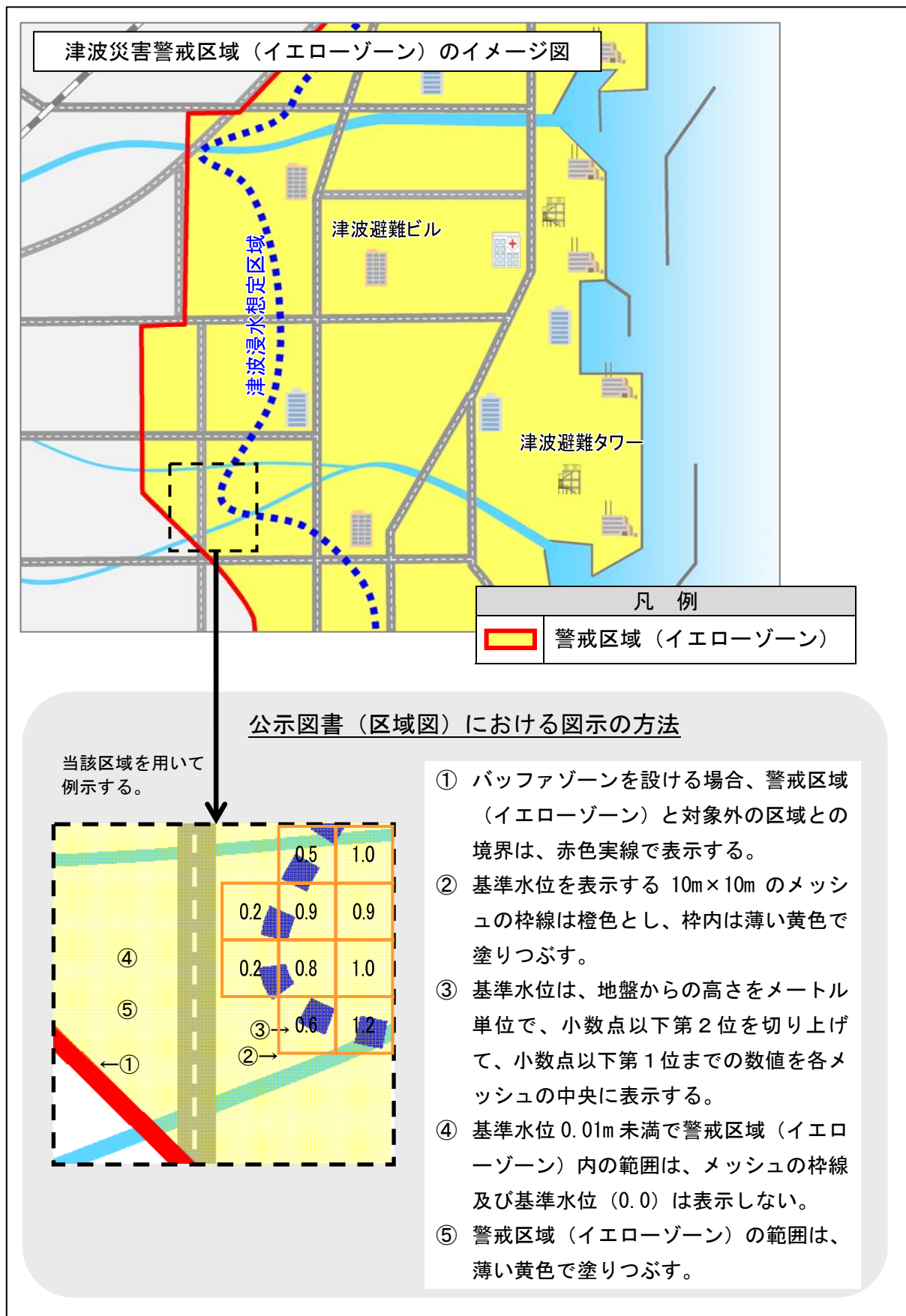
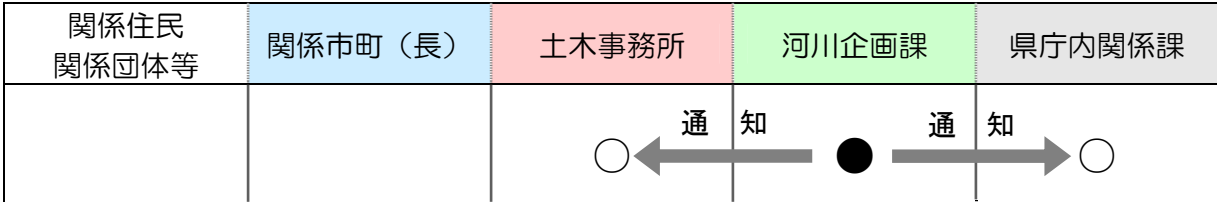


図 津波災害警戒区域区域図における図示の方法

<指定手続⑪> 指定通知

河川企画課は、警戒区域（イエローゾーン）の指定の公示後、速やかに県庁内関係課及び関係土木事務所に対して、公示した旨を電子メールにより通知して周知を図る。

■手続上の主体と関係先



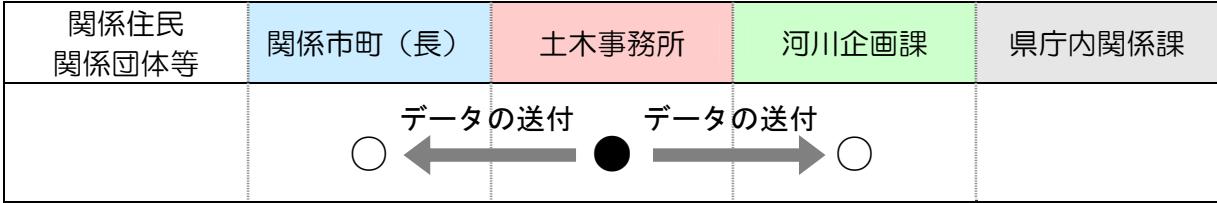
●：主体 ○関係先

<指定手続⑫> 指定図書データの送付

土木事務所は、公表に必要なデータとして、指定された区域毎の指定図書に告示番号、告示年月日を記載の上、PDF化したデータを河川企画課へ提出する。同様に土木事務所は、位置情報の掲載に必要な指定区域毎の shape データを河川企画課へ提出する。

また、法第 55 条に規定する「警戒区域における円滑な警戒避難を確保する上で必要な事項を住民等に周知させるため、これらの事項を記載した印刷物」（＝津波ハザードマップ）を関係市町が作成するため、土木事務所は関係市町にハザードマップの作成に必要なデータを提供します。

■手続上の主体と関係先



●：主体 ○関係先

■津波防災地域づくりに関する法律  
（住民等に対する周知のための措置：法第 55 条）

1 警戒区域をその区域に含む市町村の長は、市町村地域防災計画に基づき、国土交通省令で定めるところにより、人的災害を生ずるおそれがある津波に関する情報の伝達方法、避難施設その他の避難場所及び避難路その他の避難経路に関する事項その他警戒区域における円滑な警戒避難を確保する上で必要な事項を住民等に周知させるため、これらの事項を記載した印刷物の配布その他の必要な措置を講じなければならない。

■津波防災地域づくりに関する法律施行規則（国土交通省令）  
（津波に関する情報の伝達方法等を住民に周知させるための必要な措置）

第 30 条 法第 55 条（法第 69 条において準用する場合を含む。）の住民等に周知させるための必要な措置は、次に掲げるものとする。

- 1 津波災害警戒区域及び当該区域における基準水位を表示した図面に法第 55 条に規定する事項を記載したもの（電子的方式、磁氣的方式その他の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録を含む。）を、印刷物の配布その他の適切な方法により、各世帯に提供すること。
- 2 前号の図面に表示した事項及び記載した事項に係る情報を、インターネットの利用その他の適切な方法により、住民等がその提供を受けることができる状態に置くこと。

■津波防災地域づくりの推進に関する基本的な指針

五 警戒区域及び特別警戒区域の指定について指針となるべき事項

2 警戒区域の指定について

イ 津波ハザードマップの作成

市町村の長は、法第 55 条により、市町村地域防災計画に基づき、津波に関する情報の伝達方法、避難施設その他の避難場所及び避難路その他の避難経路等、住民等の円滑な警戒避難を確保する上で必要な事項を記載した津波ハザードマップを作成・周知することとなるが、その作成・周知に当たっては、防災教育の充実の観点から、ワークショップの活用など住民等の協力を得て作成し、説明会の開催、避難訓練での活用等により周知を図る等、住民等の理解と関心を深める工夫を行うことが望ましい。また、津波浸水想定や市町村地域防災計画が見直された場合など津波ハザードマップの見直しが必要となったときは、できるだけ速やかに改訂することが適当である。併せて、市町村地域防災計画についても、必要な事項は平時から住民等への周知を図るよう努めるものとする。



## 5 津波災害警戒区域（イエローゾーン）の指定後の対応

### （1）津波災害警戒区域（イエローゾーン）の指定に伴う警戒避難体制の整備

津波災害警戒区域（イエローゾーン）の指定があったときは、津波防災地域づくりに関する法律の規定により、関係市町等は当該区域内の警戒避難体制を整備するため、市町地域防災計画への津波警戒避難体制に関する事項の記載や、津波ハザードマップの作成・周知、避難場所や避難経路の確保などの措置を講じなければならない。

#### <解説>

津波災害警戒区域（イエローゾーン）は、津波が発生した場合、住民等の生命・身体に危害が生じるおそれがある区域で、当該区域の危険度・安全度を津波浸水想定や基準水位により住民等に「知らせ」、いざというときに津波から住民等が円滑かつ迅速に「逃げる」ことができるよう、予報又は警報の発令及び伝達、避難訓練の実施、避難場所や避難経路の確保、津波ハザードマップの作成等による警戒避難体制を特に整備すべき区域である。

このため、県が津波災害警戒区域（イエローゾーン）を指定した場合、当該区域内における警戒避難体制を早期に整備するため、各種措置の実施が関係市町や民間事業者等に義務付けられる。

津波災害警戒区域（イエローゾーン）の指定により、関係市町や民間事業者が講じることとなる各種措置は以下のとおりである。

#### 津波災害警戒区域（イエローゾーン）の指定（県）《法第 53 条》 ※基準水位を併せて公示

市町村・民間事業者が実施	市町村地域防災計画への津波警戒避難体制（避難施設・避難経路、津波避難訓練、情報伝達等）に関する事項の記載（市町村への義務化） 《法第 54 条》 … ①
	住民の協力等による津波ハザードマップの作成・周知（市町村への義務化） 《法第 55 条》 … ②
	指定や管理協定締結による津波避難施設の確保（市町村の任意規定） 《法第 56、60、61 条》 … ③
	地下街等、避難困難者利用施設における避難確保計画の作成と市町村長への報告及び公表、津波避難訓練の実施と実施結果の市町村長への報告（施設所有者・管理者への義務化） 《法第 71 条》 … ④
	宅地建物取引業法に基づく重要事項説明（民間事業者への義務化） 《宅地建物取引業法施行規則第 16 条の 4 の 3》 … ⑤

図 津波災害警戒区域（イエローゾーン）の指定に伴う警戒避難体制の整備のための各種措置

なお、「南海トラフ地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法」に基づき実施した津波避難対策のための措置と、警戒区域（イエローゾーン）の指定により実施する措置が重複する場合、例えば対策計画が策定されていればそれを避難確保計画とみなすことができるため、新たに実施することは不要となる。



## (2) 警戒区域（イエローゾーン）内における各種措置を効果的に行うための留意事項

津波災害警戒区域（イエローゾーン）の指定に伴い、警戒避難体制の整備のための各種措置を関係市町等が実施する際は、「津波防災地域づくりの推進に関する基本的な指針」に定める事項等に留意するとともに、関係者が緊密な連携と連絡調整を図ることが望ましい。

なお、警戒区域（イエローゾーン）内における警戒避難体制の整備に当たっては、「地震動の強さ」や「液状化危険度」、「津波到達時間」を考慮し、避難場所及び避難経路の選定等の検討を行うことが望ましい。

### <解説>

「津波防災地域づくりの推進に関する基本的な指針」に定められた各種措置を効果的に行うために、関係市町等が留意すべき事項等は以下のとおりである。

#### ① 市町村地域防災計画の策定（法第54条）に関する留意事項

- 市町村防災会議（市町村防災会議を設置しない市町村にあつては、当該市町村の長）は、法第54条により、市町村地域防災計画に、警戒区域ごとに、津波に関する予報又は警報の発令及び伝達、避難場所及び避難経路、避難訓練等、津波による人的災害を防止するために必要な警戒避難体制に関する事項について定めることとなるが、その際、高齢者等防災上の配慮を要する者への配慮や住民等の自主的な防災活動の育成強化に十分配慮するとともに、避難訓練の結果や住民等の意見を踏まえ、適宜適切に実践的なものとなるよう見直していくことが望ましい。
- 特に、地下街等又は防災上の配慮を要する者が利用する施設については、円滑かつ迅速な避難の確保が図られるよう、津波に関する情報、予報又は警報の発令及び伝達に関する事項を定める必要がある。

##### 【市町村地域防災計画への記載事項】

- ・津波に関する情報の収集及び予報又は警報の発令及び伝達
- ・避難所・避難場所、避難路・避難経路
- ・市町村長が行う津波避難訓練の実施
- ・地下街等又は社会福祉施設、学校、医療施設等の主として防災上の配慮を要する者が利用する施設の名称及び所在地
- ・警戒区域における津波による人的災害を防止するために必要な警戒避難体制

#### ② 津波ハザードマップの作成（法第55条）に関する留意事項

- 市町村の長は、法第55条により、市町村地域防災計画に基づき、住民等の円滑な警戒避難を確保する上で必要な事項を記載した津波ハザードマップを作成・周知することとなるが、その作成・周知に当たっては、防災教育の充実の観点から、ワークショップでの活用など、住民等の協力を得て作成し、説明会の開催、避難訓練での活用等により周知を図る等、住民等の理解と関心を深めるよう工夫することが望ましい。
- 津波浸水想定や市町村地域防災計画が見直された場合など津波ハザードマップの見直しが必要となったときは、できるだけ速やかに改訂することが適当である。併せて、市町村地域防災計画についても、必要な事項は平時から住民等への周知を図るよう努めるものとする。

##### 【津波ハザードマップへの記載事項】

- ・津波に関する情報の伝達方法
- ・避難施設・避難場所、避難路・避難経路等

### ③ 避難施設の指定・管理協定の締結等（法第 56, 60, 61 条）に関する留意事項

#### ●指定避難施設

法第 56 条第 1 項の指定避難施設は、津波に対して安全な構造で基準水位以上に避難場所が配置等されている施設を、市町村長が当該施設の管理者の同意を得て避難施設に指定し、施設管理者が重要な変更を加えようとするときに市町村長への届出を要するもの。

#### 【避難施設の指定基準】

- ・津波に対して安全な構造のものとして省令に定める技術的基準に適合していること
- ・基準水位以上の高さに避難上有効な屋上その他の場所が配置されること

#### ●管理協定

法第 60 条第 1 項又は第 61 条第 1 項の管理協定による避難施設は、市町村と上記と同様の基準に適合する施設の施設所有者等又は施設所有者等となろうとする者が管理協定を締結し、市町村が自ら当該施設の避難の用に供する部分の管理を行うことができるもの。

#### ●指定避難施設の配置等

- ・津波浸水想定や土地利用の現況等地域の状況に応じて、住民等の円滑かつ迅速な避難が確保されるよう、その配置、施設までの避難経路・避難手段等に留意して設定することが適当である。
- ・避難訓練においてこれらの避難施設を使用するなどして、いざというときに住民等が円滑かつ迅速に避難できることを確認しておく必要がある。
- ・法第 15 条の容積率の特例の適用を受ける建築物については、当該指定又は管理協定の制度により避難施設として位置づけることが望ましい。

#### 【避難施設に関する支援措置】

- ・避難施設に係る避難用スペース、誘導灯、誘導標識、自動解錠装置に関する固定資産税の課税標準 1/2（5 年間）
- ・推進計画区域内の避難建築物の防災用備蓄倉庫等について、建築審査会の同意不要、特定行政庁の認定で容積率の緩和が可能。
- ・避難建築物に係る財政上の措置
  - ・都市防災総合推進事業：補助率 1/2（民間施設の場合は最大 1/3、社会資本整備総合交付金）
  - ・優良建築物等整備事業：補助率 1/3（社会資本整備総合交付金） 等

**④地下街等、避難困難者利用施設における避難確保計画の作成と市町村長への報告及び公表、津波避難訓練の実施と実施結果の市町村長への報告（法第71条）に関する留意事項**

●市町村地域防災計画又は災害対策基本法の市町村相互間地域防災計画に、その名称及び所在地が定められた避難促進施設（市町村地域防災計画に定められた地下街等又は一定の防災上の配慮を要する者が利用する施設）の所有者又は管理者は、法第71条第1項により、避難訓練その他当該施設の利用者の津波の発生時における円滑かつ迅速な避難の確保を図るために必要な措置に関する計画（避難確保計画）を作成することとなるが、市町村長は、当該所有者又は管理者に対して、避難確保計画の作成や避難訓練について、同条第3項に基づき、助言又は勧告を行うことにより必要な支援を行うことが適当である。

**【対象となる施設（避難促進施設）】**

- ・地下街等
- ・社会福祉施設、学校、医療施設その他の主として防災上の配慮を要する者が利用する施設のうち、その利用者の津波の発生時における円滑かつ迅速な避難を確保するための体制を計画的に整備する必要があるものとして以下に定めるもの

**【避難困難者利用施設】**

- ・老人福祉施設（老人介護支援センターを除く。）、有料老人ホーム、認知症対応型老人共同生活援助事業の用に供する施設、身体障害者社会参加支援施設、障害者支援施設、地域活動支援センター、福祉ホーム、障害福祉サービス事業（生活介護、短期入所、共同生活介護、自立訓練、就労移行支援、就労継続支援又は共同生活援助を行う事業に限る。）の用に供する施設、保護施設（医療保護施設及び宿所提供施設を除く。）、児童福祉施設（母子生活支援施設及び児童遊園を除く。）、障害児通所支援事業（児童発達支援又は放課後等デイサービスを行う事業に限る。）の用に供する施設、児童自立生活援助事業の用に供する施設、放課後児童健全育成事業の用に供する施設、子育て短期支援事業の用に供する施設、一時預かり事業の用に供する施設、児童相談所、母子健康センターその他これらに類する施設
- ・幼稚園、小学校、中学校、高等学校、中等教育学校、特別支援学校、高等専門学校及び専修学校（高等課程を置くものに限る。）
- ・病院、診療所及び助産所

**【避難確保計画への記載事項】**

- ・津波の発生時における避難促進施設の防災体制に関する事項
- ・津波の発生時における避難促進施設の利用者の避難の誘導に関する事項
- ・津波の発生時を想定した避難促進施設における避難訓練及び防災教育の実施に関する事項
- ・第1号から第3号までに掲げるもの（上記の3項目）のほか、避難促進施設の利用者の津波の発生時の円滑かつ迅速な避難の確保を図るために必要な措置に関する事項

⑤宅地建物取引業法に基づく重要事項説明について

(宅地建物取引業法施規則 第16条の4の3)

- 宅地・建物の取引にあたり、取引対象となる物件が津波災害警戒区域内にあるときは、その旨を取引の相手方等に重要事項として説明することを義務付ける。

■宅地建物取引業法施行規則

第16条の4の3 法第35条第1項第14号イの国土交通省令・内閣府令及び同号ロの国土交通省令で定める事項は、宅地の売買又は交換の契約にあつては第1号から第3号までに掲げるもの、建物の売買又は交換の契約にあつては第1号から第6号までに掲げるもの、宅地の貸借の契約にあつては第1号から第3号まで及び第8号から第13号までに掲げるもの、建物の貸借の契約にあつては第1号から第5号まで及び第7号から第12号までに掲げるものとする。

1～2 (略)

3 当該宅地又は建物が津波防災地域づくりに関する法律（平成23年法律第123号）第53条第1項により指定された津波災害警戒区域内にあるときは、その旨。

4～13 (略)

## 6 津波災害特別警戒区域（オレンジ・レッドゾーン）の指定基準等

### （1）津波災害特別警戒区域（オレンジ・レッドゾーン）とは

津波災害特別警戒区域（オレンジ・レッドゾーン）は、津波災害警戒区域（イエローゾーン）のうち、津波が発生した場合に、建築物が損壊・浸水し、住民等の生命・身体に著しい危害が生ずるおそれがある区域で、津波から逃げるのが困難である防災上の配慮を要する住民等が当該建築物の中に滞在していても津波を「避ける」ことができるよう、一定の建築物の建築とそのための開発行為に関して建築物の居室の高さや構造等を津波に対して安全なものとするを求める区域である。

津波災害特別警戒区域には、一定の社会福祉施設、学校及び医療施設の建築並びにそのための開発行為に規制がかかる「オレンジゾーン」と、地域の選択として、住宅等の建築並びにそのための開発行為の規制等を市町村条例で実施することができる「レッドゾーン」がある。

#### <解説>

特別警戒区域（オレンジ・レッドゾーン）は、都道府県知事が、警戒区域（イエローゾーン）内において、津波から逃げるのが困難である特に防災上の配慮を要する者が利用する一定の社会福祉施設、学校及び医療施設の建築並びにそのための開発行為について、法第75条及び第84条第1項に基づき、津波に対して安全なものとし、津波が襲来した場合であっても倒壊等を防ぐとともに、用途ごとに定める居室の床面の高さが基準水位以上であることを求めることにより、住民等が津波を「避ける」ために指定する区域である。

また、法第73条第2項第2号に基づき、特別警戒区域（オレンジゾーン）内において、市町村の条例で定める区域（レッドゾーン）内では、津波の発生時に利用者の円滑かつ迅速な避難を確保できない恐れが大きいものとして条例で定める用途（例えば、住宅など、夜間に津波が襲来した場合に円滑な避難が期待できない用途）の建築物の開発行為について、法第75条及び第84条第2項に基づき、居室の床面の全部又は一部の高さが基準水位以上であること、又は基準水位以上の高さに避難上有効な屋上等の場所が配置されることのいずれかの基準を勘案し、市町村が条例により定めた基準に適合する場合に許可を与えることとしている。

#### ■津波防災地域づくりに関する法律

（津波災害特別警戒区域）

第72条 都道府県知事は、基本指針に基づき、かつ、津波浸水想定を踏まえ、警戒区域のうち、津波が発生した場合には建築物が損壊し、又は浸水し、住民等の生命又は身体に著しい危害が生ずるおそれがあると認められる土地の区域で、一定の開発行為（都市計画法第4条第12項に規定する開発行為をいう。次条第1項及び第80条において同じ。）及び一定の建築物（居室（建築基準法第2条第4号に規定する居室をいう。以下同じ。）を有するものに限る。以下同じ。）の建築（同条第13号に規定する建築をいう。以下同じ。）又は用途の変更の制限をすべき土地の区域を、津波災害特別警戒区域（以下「特別警戒区域」という。）として指定することができる。

2 前項の規定による指定は、当該指定の区域を明らかにしてするものとする。

3 都道府県知事は、第1項の規定による指定をしようとするときは、あらかじめ、国土交通省令で定めるところにより、その旨を公告し、当該指定の案を、当該指定をしようとする理由を記載した書面を添えて、当該公告から2週間公衆の縦覧に供しなければな

らない。

- 4 前項の規定による公告があったときは、住民及び利害関係人は、同項の縦覧期間満了の日までに、縦覧に供された指定の案について、都道府県知事に意見書を提出することができる。
- 5 都道府県知事は、第1項の規定による指定をしようとするときは、あらかじめ、前項の規定により提出された意見書の写しを添えて、関係市町村長の意見を聴かななければならない。
- 6 都道府県知事は、第1項の規定による指定をするときは、国土交通省令で定めるところにより、その旨及び当該指定の区域を公示しなければならない。
- 7 都道府県知事は、前項の規定による公示をしたときは、速やかに、国土交通省令で定めるところにより、関係市町村長に、同項の規定により公示された事項を記載した図書を送付しなければならない。
- 8 第1項の規定による指定は、第6項の規定による公示によってその効力を生ずる。
- 9 関係市町村長は、第7項の図書を当該市町村の事務所において、公衆の縦覧に供しなければならない。
- 10 都道府県知事は、海岸保全施設又は津波防護施設の整備の実施その他の事由により、特別警戒区域の全部又は一部について第1項の規定による指定の事由がなくなったと認めるときは、当該特別警戒区域の全部又は一部について当該指定を解除するものとする。
- 11 第2項から第9項までの規定は、第1項の規定による指定の変更又は前項の規定による当該指定の解除について準用する。

## (2) 津波災害特別警戒区域（オレンジゾーン）の指定基準

津波災害特別警戒区域（オレンジゾーン）は、津波浸水想定<sup>(※1)</sup>に定める浸水想定区域（レベル2津波、浸水深1cm以上の区域）のうち、「基準水位<sup>(※2)</sup>2.0m以上の区域」を基本とする。

また、津波浸水想定で定める浸水想定区域のうち、レベル1津波による浸水深に津波が建物等に衝突した際のせり上がり高を加えた水位が2.0m以上の区域が、上記区域より広い場合、県と市町の協議により、当該区域を追加することを可能とする。

区域境界としては、上記条件を満たす10m×10mメッシュそのものとするが、県が設定した津波浸水想定と同等以上の精度で実施された市町独自の津波浸水シミュレーションの結果や町丁目界、地域活動の実施単位（自主防災会、町内会等）、地形地物等を踏まえ、県と市町の協議により、安全側を見て広く設定することを可能とする。

※1：津波浸水想定は、静岡県第4次地震被害想定レベル2津波によるケース毎の浸水想定区域を重ね合わせ、最大となる浸水深・浸水域を抽出し、津波防災地域づくりに関する法律第8条に基づき設定したもの。

※2：基準水位は、津波浸水想定浸水深に、津波が建物等に衝突した際のせり上がり高を加えた水位。津波浸水シミュレーション時に計算によりメッシュ毎に算出する。

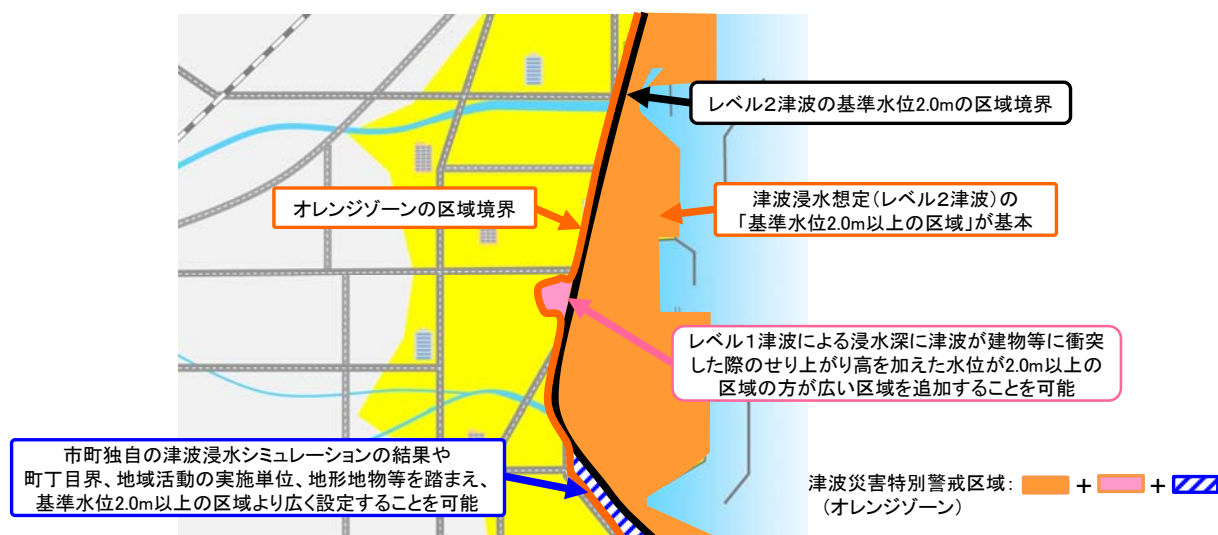


図 津波災害特別警戒区域（オレンジゾーン）のイメージ図



### (3) 津波災害特別警戒区域（レッドゾーン）の検討の方向性の整理

津波災害特別警戒区域（レッドゾーン）は、市町の判断により条例を制定することで、指定する区域や建築物の建築やそのための開発行為に対する制限の対象とする用途を、地域の選択として規定することができる。

特別警戒区域（レッドゾーン）の対象区域は、特別警戒区域（オレンジゾーン）の検討と同様、津波による建物被害リスクと浸水深の関係や避難可能区域等の検討により設定することが可能であると考えられるが、特別警戒区域（レッドゾーン）の規制対象とする用途や許可基準等を踏まえた検討が必要である。（例えば一般住宅を規制対象に追加する場合、建物構造は木造、居住者は健常者であることなどに留意が必要）

#### <解説>

津波災害特別警戒区域（レッドゾーン）は、今後市町がまちづくりの将来像を踏まえて津波防災地域づくりの方針を検討する中で、地域の選択として、対象とする区域や用途を条例で規定し、指定することとなるが、想定される検討の流れは以下のとおりである。

#### 【津波災害特別警戒区域（レッドゾーン）の指定に係る検討の流れ（案）】

##### 1 特別警戒区域（レッドゾーン）の対象とする用途の設定

- 市町の将来的なまちづくりや津波対策の方針等に基づき、警戒避難体制の整備だけでは津波発生時に利用者の生命・身体の保護を図ることが困難な用途の建築物を選定し、市町条例による建築行為及び開発行為の制限の対象とする用途を設定する。  
(例)・住宅等の夜間、荒天時等津波が来襲した時間帯等によっては円滑な避難が期待できない用途 等



##### 2 特別警戒区域（レッドゾーン）の指定対象区域の設定

- 設定した用途の建築物の構造や利用者等を踏まえて、特別警戒区域（オレンジゾーン）と同様、津波による建物被害リスクと浸水深の関係や避難可能区域等を設定条件とした区域を比較検討し、指定対象とする区域を設定する。  
(例)・津波による建物被害リスク：「基準水位 2.0m 又は 3.0m 以上の区域」
  - ・水平避難可能区域：「健常者の水平避難可能区域（避難速度 1.0m/秒を採用）を特別警戒区域（レッドゾーン）の対象外」
  - ・屋外避難の可否：「津波到達時間 5 分未満に浸水深 1.0m に達する区域」等



##### 3 特別警戒区域（レッドゾーン）の区域境界と適用除外要件の設定

- 決定した指定対象区域の設定方法を踏まえ、地域の実情や関連施策との整合等を考慮した具体的な区域境界の設定方法を検討する。  
(例)・指定対象区域の境界を採用することを基本とする
  - ・都市計画、まちづくりとの整合を図るため、都市計画マスタープランや土地利用計画や地域地区等の境界を考慮する 等
- 他法令等により、土地利用規制がなされており、一定の開発等が見込まれない区域における区域指定の適用除外の条件について検討する



#### 4 特別警戒区域（レッドゾーン）の指定基準の設定

- 「指定対象区域の設定」や「区域境界の設定」、「適用除外要件の設定」に関する検討結果を踏まえ、「津波災害特別警戒区域（レッドゾーン）の指定基準」を設定する。



#### 5 特別警戒区域（レッドゾーン）の指定に係る市町条例の制定及び運用

- 設定した指定基準に基づき、特別警戒区域（レッドゾーン）の指定に係る市町条例を制定する。（災害危険区域の指定と同様、市町の判断で建物用途により制限種別を設定することも可能。）

また、津波災害特別警戒区域（レッドゾーン）の指定は、制限の対象となる用途の施設の立地等に影響を及ぼすため、市町は、将来的なまちづくりや津波対策の方針等との整合を図りつつ、地域の実情や住民の意向等を十分に踏まえて、以下の点に留意して指定に向けた検討を進めることが望ましい。

- ・特別警戒区域（レッドゾーン）による土地利用規制は、市町における将来的なまちづくりや現在実施中のまちづくり事業に大きく影響するため、対象とする用途の設定や指定対象区域を決定する指定基準の検討においては、市町の将来的なまちづくりや津波対策の方針等との整合を図るよう留意して検討する必要がある。
- ・特別警戒区域（レッドゾーン）の対象とする用途の設定に当たっては、警戒避難体制の整備のみでは津波発生時に利用者の生命・身体の保護を図ることが困難な用途の建築物に留意し、市町の将来的なまちづくりを見据えた上で設定する必要がある。
- ・指定基準の検討等に適用する想定される津波高や浸水深、津波到達時間は地形条件等によって異なるため、県下の沿岸全市町で統一した指定基準を設定することは困難であり、また、同一市町の中でも異なる指定基準とすべき状況が生じることも想定される。このため、地域の実情や住民等の特性を踏まえた指定基準の検討を行う必要がある。
- ・特別警戒区域（レッドゾーン）の区域内での、制限の対象となる用途の施設の区域外への移転等を防ぎ、円滑な建築物の強化を促進するため、特定建築行為及び特定開発行為に対する支援措置（耐浪化等に対するの助成）について留意し、指定と合わせた実施について検討を進める必要がある。
- ・特別警戒区域（レッドゾーン）の指定に際しては、指定区域内における構造等の基準を満たさない既存建築物への対応（耐浪化に際しての助成等）についても留意する必要がある。
- ・特別警戒区域（レッドゾーン）の区域内の建築物が構造基準を満たすものとするためには、相当の費用と時間を要することが想定される。可能な限り早期に津波を避けることができる都市構造とするためには、区域指定単独ではなく、まちづくりと一体となった事業（津波防災住宅等建設区の設定による土地区画整理事業等）と合わせた実施についても検討することが望ましい。

#### ■津波防災地域づくりに関する法律

(津波災害特別警戒区域：法第73条第2項第2号)

市町村は、特別警戒区域内の区域において、老人福祉施設、児童福祉施設、幼稚園、病院等のほか、「住宅等の夜間などの津波が襲来した時間帯によっては円滑な避難が期待できない建物用途」の建築や、そのための開発行為等を市町村の条例で規制を追加することが可能（レッドゾーン）。

<許可基準>

- ①津波に対して安全な構造（国土交通省の基準に準拠）であること。
  - ②次のいずれかに該当するものであることとする基準を参酌して市町村の条例で定める基準に適合。
    - ・居室の床面の全部又は一部の高さが基準水位以上であること。
    - ・基準水位以上の高さに避難上有効な屋上その他の場所が配置され、かつ、当該場所までの避難上有効な階段その他の経路があること。
- 道府県知事は、基準に適合するものを許可。

#### (4) 津波災害特別警戒区域（オレンジゾーン）の解除（変更）に関する要件

以下の事由により県が津波浸水想定の見直しを実施し、新たな津波浸水想定に基づいた場合、津波災害特別警戒区域（オレンジゾーン）の指定基準を満たさなくなった区域については指定を解除するとともに、指定基準を満たす区域に変更することとする。

- ・地震等の影響による地形的条件が変化した場合
- ・新たに海岸保全施設や津波防護施設等が整備され、その減災効果が見込める場合
- ・国による新たな津波モデルの公表や津波浸水想定に係る構造物の条件に関する基準・知見の見直しが実施された場合 等

#### <解説>

津波防災地域づくりの推進に関する基本的な指針では、津波浸水想定が見直された場合など、区域の見直しが必要となったときには、指定の際と同様の考え方により、状況の変化に合わせた特別警戒区域（オレンジ・レッドゾーン）の解除（変更）の対応を図ることが望ましいとされている。

また、特別警戒区域（オレンジゾーン）の指定基準では、県が設定する津波浸水想定に基づき、区域を指定することを基本としている。

このため、特別警戒区域（オレンジゾーン）の指定基準の基となる津波浸水想定について、地震等の影響により地形条件等が変化した場合など、見直しを実施する事由を明記し、特別警戒区域（オレンジゾーン）の解除（変更）の要件を設定するものである。

なお、津波浸水想定の見直しの実施時期は、県が第4次地震被害想定において想定された被害をできる限り軽減するために策定した「静岡県地震・津波対策アクションプログラム2013」の計画期間（平成25年度～平成34年度）に合わせ、平成35年度を目安とする。

ただし、それ以前であっても、国から新たな津波のモデルが公表されるなど、解除（変更）の要件に合致する事由が生じた場合は、津波浸水想定の見直しの実施について検討することとする。

特別警戒区域（オレンジゾーン）を解除（変更）する場合の手続きは、まず、関係市町（土木、建築、防災部局等）、土木事務所、河川企画課及び県庁内関係課において、事前に打合せを行い、解除（変更）の要件の適合性、解除（変更）を行う範囲、市町の土地利用や警戒避難体制の整備に関する方針との整合等について確認し、その後の流れは指定の手続きに準ずることとする。

#### ■津波防災地域づくりの推進に関する基本的な指針

##### 五 警戒区域及び特別警戒区域の指定について指針となるべき事項

##### 4 警戒区域及び特別警戒区域の指定後の対応

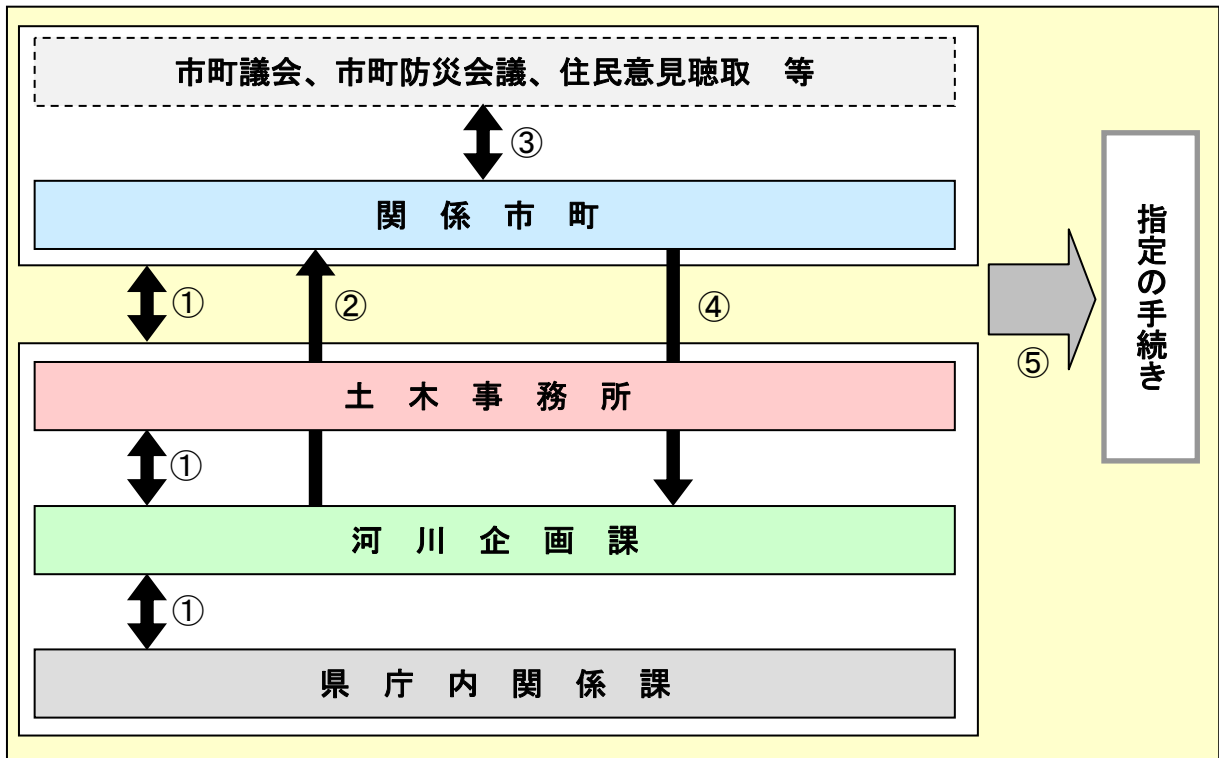
警戒区域及び特別警戒区域を指定する際は、その旨や指定の区域等を公示することとなるが、津波ハザードマップに記載するなど様々なツールを活用して住民等に対する周知に万全を期するよう努めるものとする。

また、地震等の影響により地形的条件が変化したり、新たに海岸保全施設や津波防護施設等が整備されたりすること等により、津波浸水想定が見直された場合など、警戒区域又は特別警戒区域の見直しが必要となったときには、上記の指定の際と同様の考え方により、これらの状況の変化に合わせた対応を図ることが望ましい。

## 7 津波災害特別警戒区域（オレンジゾーン）の指定の手続き

### (1) 津波災害特別警戒区域（オレンジゾーン）の指定の手続きに先立つ調整

区域指定に関する調整については、県と市町間や県庁内に設置した連絡調整の場を適宜開催して実施していく。また、区域指定による土地利用規制は、市町のまちづくりや都市計画と密接な関係があることから、各市町の意向を確認し、回答を踏まえて指定に向けた手続きに着手する。



#### ① 区域指定に関する連絡調整

県と市町の連絡調整会や県庁内関係課による会議を適宜開催し、情報共有と連絡調整を行い、特別警戒区域（オレンジゾーン）の指定に向けた取組の円滑な推進を図る。

#### ② 津波災害特別警戒区域（オレンジゾーン）の県案の提供、指定検討要請

県から関係市町に対して津波災害特別警戒区域（オレンジゾーン）の県案（指定図書となる位置図、区域図等の図面の案）を提供し、当該区域の指定に係る検討（指定の必要性、将来的なまちづくりや都市計画との整合等）を関係市町に要請する。

#### ③ 津波災害特別警戒区域（オレンジゾーン）の指定検討

関係市町は区域指定の必要性等について、市町の議会や防災会議、住民への意見聴取等、各市町が選択する方法により検討し、決定する。

#### ④ 指定検討結果の回答

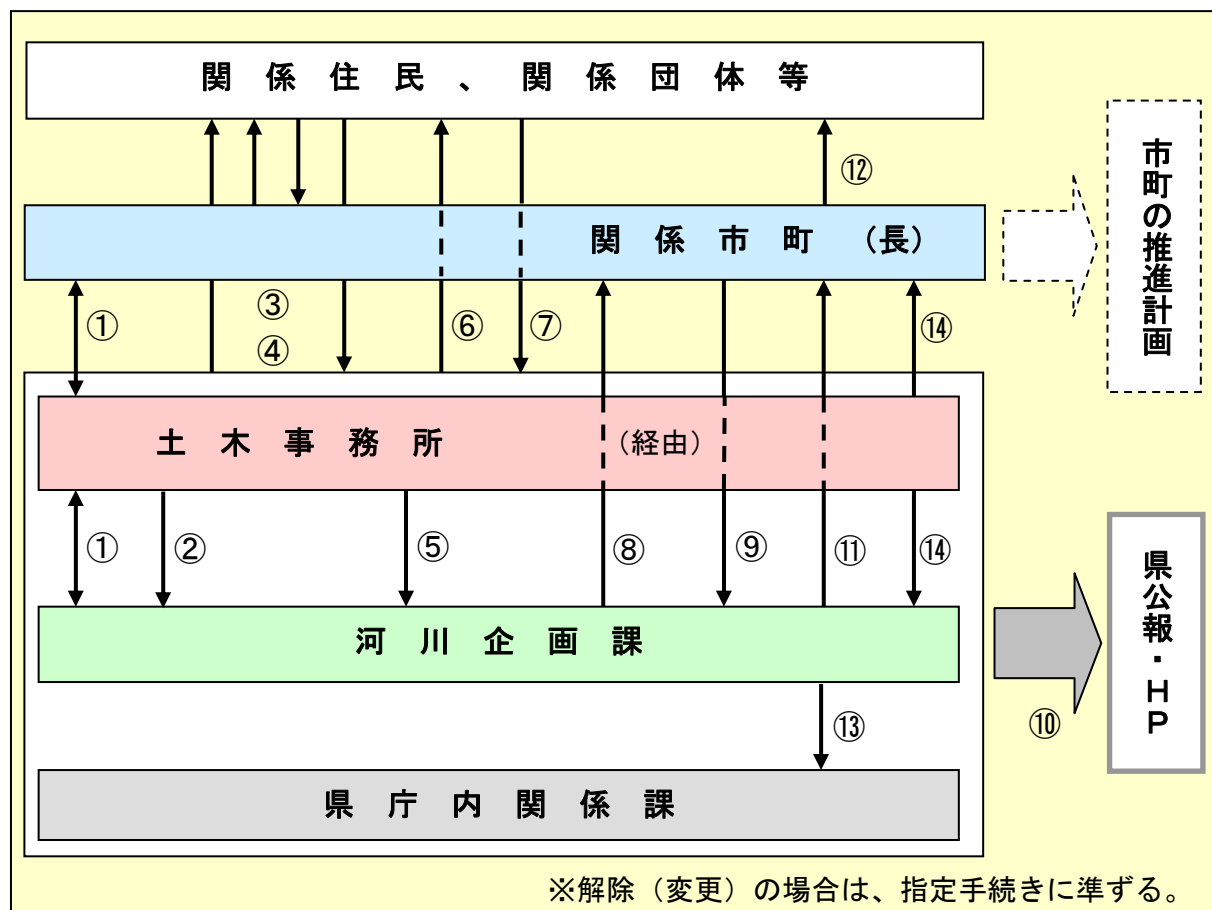
③の検討結果を関係市町から県に回答する。

#### ⑤ 指定等の手続きに着手

④の市町から県への回答で、特別警戒区域（オレンジゾーン）の指定が必要とした市町から指定の手続きに着手する。具体的な指定の手続きは次頁以降に示す。

## (2) 津波災害特別警戒区域（オレンジゾーン）の指定の手続きの流れ

「(1) 津波災害特別警戒区域（オレンジゾーン）の指定の手続きに先立つ調整」の結果、津波災害特別警戒区域（オレンジゾーン）の指定が必要と回答した市町から、以下の①～⑭の流れで指定に向けた手続きを進める。



- ① 区域設定の確認、住民等説明に係る調整
  - ② 指定図書（案）の作成・提出
  - ③ 関係住民への特別警戒区域指定に関する説明・周知、津波対策全般に関する説明・意見聴取
  - ④ 関係団体等への特別警戒区域指定に関する説明・周知、津波対策全般に関する説明・意見聴取
  - ⑤ 指定図書（案）の確定・提出
  - ⑥ 特別警戒区域（オレンジゾーン）の指定の案の公告・縦覧・・・法第 72 条第 3 項
  - ⑦ ⑥に対する意見書の提出・・・法第 72 条第 4 項
  - ⑧ 関係市町長への意見聴取・・・法第 72 条第 5 項
  - ⑨ ⑧に対する意見
  - ⑩ 指定の公示・・・法第 72 条第 6 項
  - ⑪ 公示図書の関係市町長への送付・・・法第 72 条第 7 項
  - ⑫ 公示図書の縦覧・・・法第 72 条第 9 項
  - ⑬ 指定通知
  - ⑭ 指定図書のデータ送付
- ※⑩, ⑪, ⑬, ⑭は同時に実施

### (3) 津波災害特別警戒区域（オレンジゾーン）の指定の手続き

#### <指定手続①> 区域設定の確認、住民等説明に係る調整

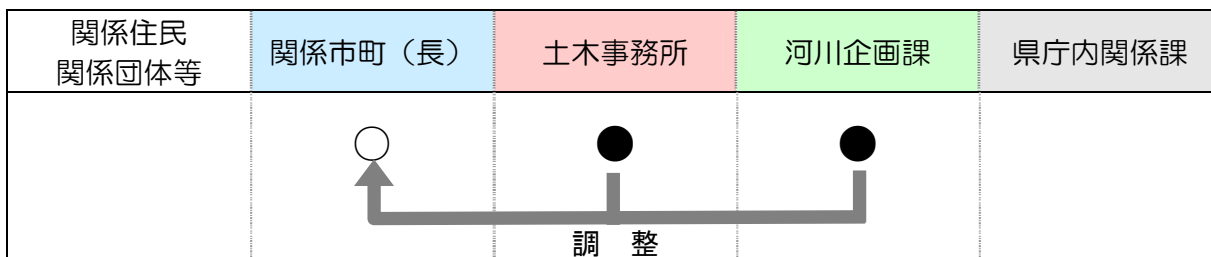
県は、県が示した特別警戒区域（オレンジゾーン）の案に対して、市町が回答した区域設定の考え方を確認するため、関係市町と調整を行う。

調整に当たっては、以下の点に留意し、県及び関係市町の防災、都市・建築・土木、福祉・医療、教育等の関係部局が緊密な連携を図りながら調整を行う。

##### <留意事項>

- ・特別警戒区域（オレンジゾーン）の指定範囲について、県が設定する津波浸水想定による警戒区域（イエローゾーン）のうち、津波が発生した場合には建築物が損壊し、又は浸水し、住民等の生命又は身体に著しい危害が生ずるおそれがあると認められる土地の区域で、一定の開発行為及び一定の建築物の建築又は用途の変更の制限をすべき土地の区域基本とするが、関係市町の将来的なまちづくりや都市計画に関する既往又は策定中の計画等との整合に留意するなど、地域の実情を踏まえて、県と市町が調整して設定する。（指定基準との適合性等）
- ・指定までの具体的な流れを調整する。（地元説明の方法・時期等、意見聴取の時期、指定後の取組等）

#### ■手続上の主体と関係先



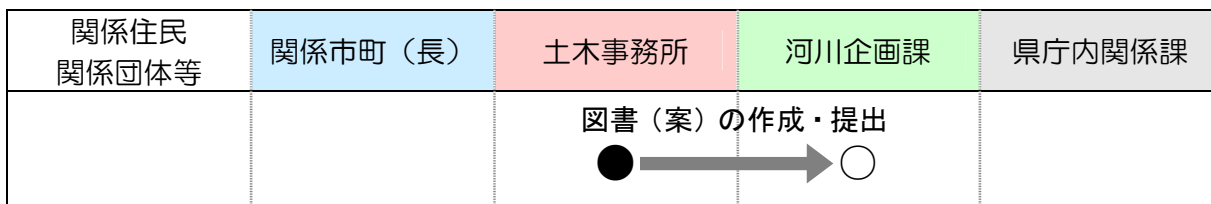
●：主体 ○関係先

#### <指定手続②> 指定図書（案）の作成・提出

土木事務所は、関係市町との調整結果に基づき、区域指定に必要な「指定図書」の案を作成し、河川企画課に提出する。

作成にあたっては、事前に河川企画課と打合せを行う。

#### ■手続上の主体と関係先



●：主体 ○関係先



＜指定手続③、④＞ 関係住民や関係団体等への特別警戒区域指定に関する説明・周知、津波対策全般に関する説明・意見聴取

県は、津波防災地域づくりに関する法律に基づく区域の指定を行う際には、関係市町と連携し、事前に関係する住民に対して、指定の内容等について説明会等により周知に努める。

また、県は、区域指定に係る関係法令の規定に基づき、特定建築行為及び特定開発行為に係る許認可や重要事項説明等が必要となる関係者（施設所有者や管理者、関連事業者等）が所属する関係団体等に対して、指定範囲や指定に伴い対応が求められる事項等について説明を行い周知に努める。

なお、説明の際には、当該地域における津波対策全般（ハード対策、ソフト対策）についても併せて説明するとともに、これに対して関係住民や関係団体等から寄せられた意見等は、県や市町が実施する津波防災地域づくりの推進に関する取組の参考とする。

ア 関係住民等への説明

①説明事項

- ・津波対策全般（ハード対策、ソフト対策）
- ・特別警戒区域（オレンジゾーン）の指定を予定する土地の範囲
- ・指定された土地にかかる規制の内容（対象施設、許可基準等）
- ・指定の予定時期
- ・その他（津波浸水想定の概要、縦覧方法、指定区域の周知方法等）

②実施方法

- ・基本的に特別警戒区域（オレンジゾーン）全域または特別警戒区域（オレンジゾーン）内で土地利用にまとまりのある一団の区域での説明会を実施（ただし、関係市町との調整により、まちづくりの取り組み単位等、より細かく区分して実施することもある。）

③対象者

- ・特別警戒区域（オレンジゾーン）内の居住者及び土地の占有者・所有者
- ・町内会の代表者
- ・まちづくり組織・自主防災会等の代表者 等

イ 関係団体等への説明

①説明事項

上記、アの①と同じ

②実施方法

- ・各関係団体への個別訪問等により説明する。（必要に応じて各関係団体が開催する会議等の場で所属企業等に説明する。）

③対象者

- ・区域指定により、各種の措置や施策の対象となる福祉・医療・教育等の各種関係団体及び所属企業 等

ウ その他の周知方法

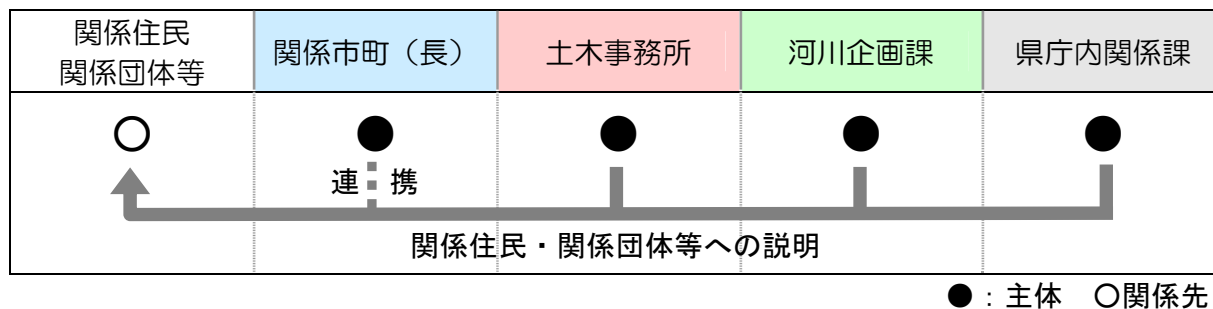
上記ア、イにより、区域指定時に関係住民や関係団体等に周知することを原則とする。

また、以下の方法等により、区域指定を予定する範囲及びその時期について、広く周知を図る。

①県（河川企画課、土木事務所）のホームページ

②関係市町の広報誌

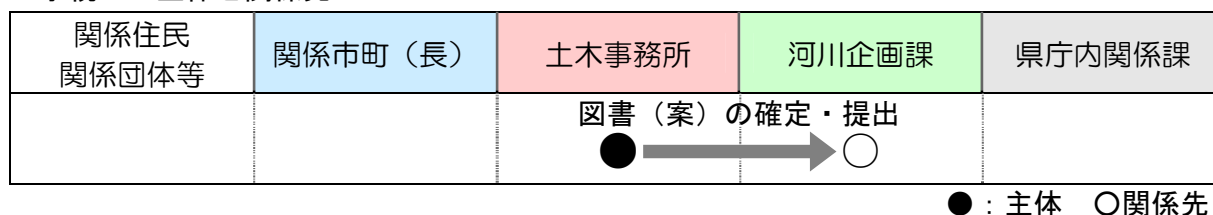
■ 手続上の主体と関係先



< 指定手続⑤ > 指定図書（案）の確定・提出

土木事務所は、関係住民や関係団体等へ指定基準や指定範囲等について周知した後、区域指定に必要な「指定図書（案）」を確定し、河川企画課に提出する。  
確定にあたっては、事前に河川企画課と打合せを行う。

■ 手続上の主体と関係先



< 指定手続⑥、⑦ > 特別警戒区域（オレンジゾーン）の指定の案の公告・縦覧、意見書の提出

県は、特別警戒区域（オレンジゾーン）の指定をしようとするときは、法第72条第3項の規定によりあらかじめ、その旨を公告し、指定の案を2週間公衆の縦覧に供しなければならない。

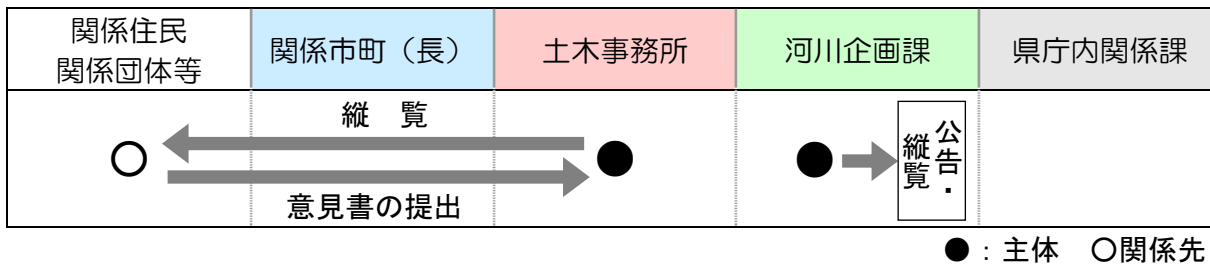
指定の案の公告については、次表の事項を明示しなければならない。

指定の案の公告において明示すべき事項	
1	当該区域の指定をする旨
2	当該区域の明示 ・市町村、大字、字、小字及び地番 ・平面図

本県においては、指定の案の公告については、県の公報や県のホームページに掲載することで行うこととし、関係する図面等の図書については、関係土木事務所や関係市町に備え置いて縦覧に供することとする。意見の提出先（土木事務所）の公告も併せて行う。

提出された意見については、意見の内容を十分に考慮し、必要に応じて公表した指定の案を修正するなど、適切に対応し、対応結果は県のホームページで公表する。

■ 手続上の主体と関係先



■ 津波防災地域づくりに関する法律

（津波災害特別警戒区域：法第 72 条）

- 3 都道府県知事は、第 1 項の規定による指定をしようとするときは、あらかじめ、国土交通省令で定めるところにより、その旨を公告し、当該指定の案を、当該指定をしようとする理由を記載した書面を添えて、当該公告から 2 週間公衆の縦覧に供しなければならない。

■ 津波防災地域づくりに関する法律施行規則（国土交通省令）

（津波災害特別警戒区域の指定をしようとする旨の公告）

第 33 条 法第 72 条第 3 項（同条第 11 項において準用する場合を含む。）の規定による津波災害特別警戒区域の指定（同条第 11 項において準用する場合にあつては、指定の変更又は解除。以下この項及び次条第 1 項において同じ。）をしようとする旨の公告は、次に掲げる事項について、都道府県の公報への掲載、インターネットの利用その他の適切な方法により行うものとする。

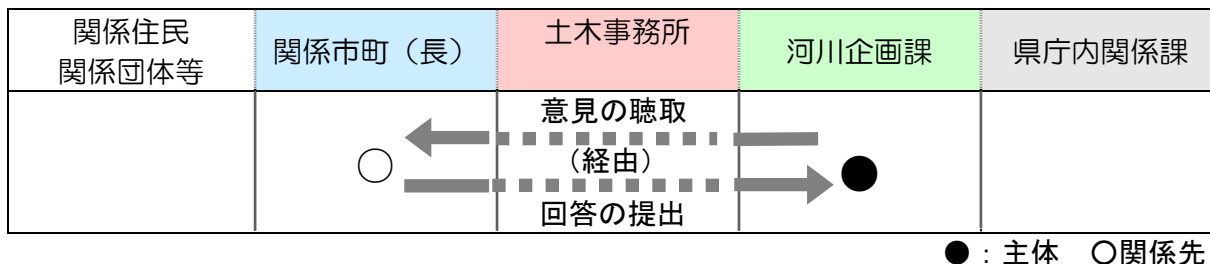
- 1 津波災害特別警戒区域の指定をしようとする旨
- 2 津波災害特別警戒区域の指定をしようとする土地の区域
- 2 前項第 2 号の土地の区域は、次に掲げるところにより明示するものとする。
  - 1 市町村、大字、字、小字及び地番
  - 2 平面図

< 指定手続⑧、⑨ > 関係市町長への意見聴取

特別警戒区域（オレンジゾーン）を指定するときは、法第 72 条第 5 項の規定により、県はあらかじめ関係市町長の意見を聴かななければならない。

本県においては、河川企画課から関係土木事務所を経由して、関係市町長に意見聴取を行うこととし、市町長からの回答も関係土木事務所を経由して河川企画課に提出することとする。

■ 手続上の主体と関係先



■津波防災地域づくりに関する法律

(津波災害特別警戒区域：法第 72 条)

- 3 都道府県知事は、第 1 項の規定による指定をしようとするときは、あらかじめ、関係市町村長の意見を聴かなければならない。

< 指定手続⑩ > 指定の公示

県が特別警戒区域（オレンジゾーン）を指定する時は、法第 72 条第 6 項の規定により、県の公報への掲載やインターネットの利用等の適切な方法で次表の事項を明示しなければならない。

指定の公示において明示すべき事項	
1	当該区域の指定をする旨
2	当該区域の明示 ・市町村、大字、字、小字及び地番 ・平面図
3	基準水位（法第53条第2項に規定する基準水位）

本県においては、特別警戒区域（オレンジゾーン）を指定するときは、県の公報や県のホームページに掲載することで公示することとする。

指定図書については、県のホームページに掲載するとともに、関係市町及び関係土木事務所に備え置いて縦覧に供することとする。

■手続上の主体と関係先

関係住民 関係団体等	関係市町（長）	土木事務所	河川企画課	県庁内関係課
			● → 公示	

●：主体 ○関係先

■津波防災地域づくりに関する法律

(津波災害特別警戒区域：法第 72 条)

- 5 都道府県知事は、第 1 項の規定による指定をしようとするときは、あらかじめ、前項の規定により提出された意見書の写しを添えて、関係市町村長の意見を聴かなければならない。

■津波防災地域づくりに関する法律施行規則（国土交通省令）

(津波災害特別警戒区域の指定の公示)

第 34 条 法第七十二条第六項（同条第十一項において準用する場合を含む。）の規定による津波災害特別警戒区域の指定の公示は、次に掲げる事項について、都道府県の公報への掲載、インターネットの利用その他の適切な方法により行うものとする。

- 1 津波災害特別警戒区域の指定をする旨

- 2 津波災害特別警戒区域
- 2 前項第2号の津波災害特別警戒区域は、次に掲げるところにより明示するものとする。
  - 1 市町村、大字、字、小字及び地番
  - 2 平面図

**<指定手続⑪、⑫> 公示図書の関係市町長への送付、縦覧**

県は、特別警戒区域（オレンジゾーン）の指定の公示をしたときは、速やかに、関係市町長に公示された事項を記載した図書を送付しなければならない。

また、特別警戒区域（オレンジゾーン）の指定にあつては法第72条第9項の規定により、関係市町長は当該市町の事務所において上記図書を一般の縦覧に供しなければならない。

本県においては、特別警戒区域（オレンジゾーン）の指定を公示したときは、河川企画課から関係市町長に速やかに公示図書を送付することとし、市町は公示図書を受付けたときは、直ちにその図書を公衆の永久縦覧に供する。

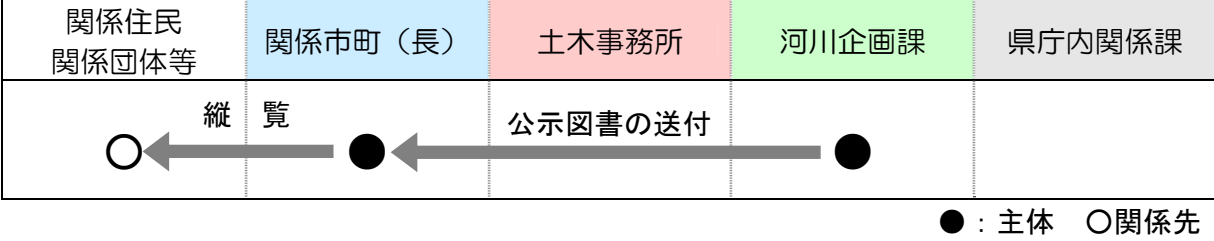
なお、特別警戒区域（オレンジゾーン）の公示に係る送付図書は次表のとおりであるが、本県においては、指定図書を市町において永久縦覧に供することとする。

市町における縦覧方法は各市町が定める方法により実施する。その際、関係市町は縦覧事項について広報誌等を利用し、周知に努める。特に関係住民に対しては周知徹底することが望ましい。

指定の公示に係る送付図書	
1	津波災害特別警戒区域（オレンジゾーン）位置図 ※縮尺1/50,000以上の地形図 ・区域の位置の表示
2	津波災害特別警戒区域（オレンジゾーン）区域図 ※縮尺1/2,500以上、基準水位を表示 ・区域の表示（市町、大字、字、小字及び地番）

(注) 指定に伴い永久縦覧する

**■手続上の主体と関係先**



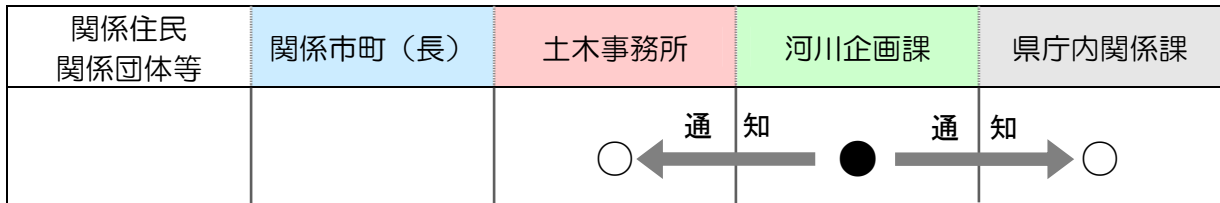
**■津波防災地域づくりに関する法律**  
(津波災害特別警戒区域：法第72条)

7 都道府県知事は、前項の規定による公示をしたときは、速やかに、国土交通省令で定めるところにより、関係市町村長に、同項の規定により公示された事項を記載した図書を送付しなければならない。

<指定手続⑫> 指定通知

河川企画課は、特別警戒区域（オレンジゾーン）の指定の公示後、速やかに県庁内関係課及び関係土木事務所に対して、公示した旨を電子メールにより通知して周知を図る。

■手続上の主体と関係先

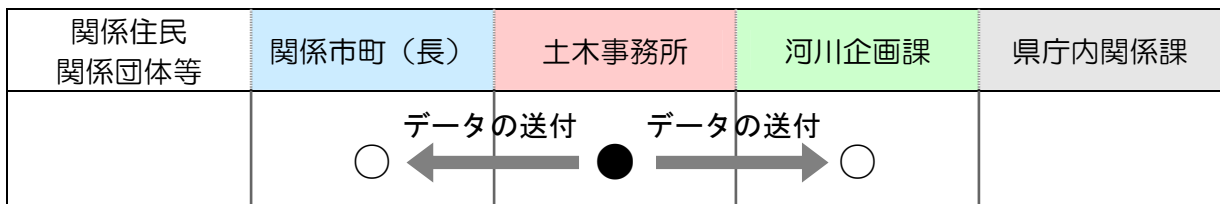


●：主体 ○関係先

<指定手続⑭> 指定図書データの送付

土木事務所は、公表に必要なデータとして、指定された区域毎の指定図書に告示番号、告示年月日を記載の上、PDF化したデータを河川企画課へ提出する。同様に土木事務所は、位置情報の掲載に必要な指定区域毎の shape データを河川企画課へ提出する。

■手続上の主体と関係先



●：主体 ○関係先

## 8 津波災害特別警戒区域（オレンジゾーン）の指定後の対応

### （1）津波災害特別警戒区域（オレンジゾーン）の指定に伴う特定開発行為及び特定建築行為の制限

津波災害特別警戒区域（オレンジゾーン）の指定があったときは、津波防災地域づくりに関する法律の規定により、特別警戒区域（オレンジゾーン）内において制限用途である建築物の建築行為並びにそのための開発行為をしようとするものは、あらかじめ、県知事等の許可が必要となる。

#### <解説>

津波災害特別警戒区域（オレンジ・レッドゾーン）は、津波が発生した場合に、建築物が損壊・浸水し、住民等の生命・身体に著しい危害が生じるおそれがある区域で、津波から逃げるのが困難である特に防災上の配慮を要する住民等が当該建築物の中に滞在していても津波を「避ける」ことができるよう、一定の建築物の建築とそのための開発行為に関して建築物の居室の高さや構造等を津波に対して安全なものとするをを求める区域である。

津波災害特別警戒区域には、一定の社会福祉施設、学校及び医療施設の建築並びにそのための開発行為に規制がかかる「オレンジゾーン」と、地域の選択として、住宅等の建築並びのそのための開発行為の規制等を市町村条例で実施することができる「レッドゾーン」がある。

このため、県が津波災害特別警戒区域（オレンジゾーン）を指定した場合、当該区域内において制限用途である建築物の建築やそのための開発行為をしようとする者は、あらかじめ、県知事等の許可を受けることが義務付けられる。

津波災害特別警戒区域（オレンジゾーン）の指定により、一定の建築行為や開発行為の開発主体等が講じることとなる各種措置は以下のとおりである。

#### 津波災害特別警戒区域（オレンジゾーン）の指定（県）《法第 72 条》

※指定にあたり、公衆への縦覧、関係市町村への意見聴取等の手続が必要

市町村・  
民間事業者が  
実施

一定の社会福祉施設、学校、医療施設としての建築物が津波に対して安全な構造であるとともに、病室等の居室の床面の高さが基準水位以上（開発主体への義務化）  
《法第 82、84 条》

一定の社会福祉施設、学校、医療施設の建築のために行う開発行為の規制（開発主体への義務化）  
《法第 73、75 条》

市町村の条例で定めた区域について住宅等の規制を追加（市町の任意規定）  
《法第 73 条第 2 項第 2 号》⇒レッドゾーンの指定

宅地建物取引業法に基づく重要事項説明（民間事業者への義務化）  
《宅地建物取引業法施行規則第 16 条の 4 の 3》

図 津波災害特別警戒区域（オレンジゾーン）の指定に伴う特定開発行為の規制等



表 津波災害特別警戒区域（オレンジゾーン）の制限用途

<p>第1項 (福祉関連施設)</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・老人福祉施設（老人介護支援センターを除く。）</li> <li>・有料老人ホーム</li> <li>・認知症対応型老人共同生活援助事業の用に供する施設</li> <li>・身体障害者社会参加支援施設</li> <li>・障害者支援施設</li> <li>・地域活動支援センター</li> <li>・福祉ホーム</li> <li>・障害福祉サービス事業（生活介護、短期入所、共同生活介護、自立訓練、就労移行支援、就労継続支援又は共同生活援助を行う事業に限る。）の用に供する施設</li> <li>・保護施設（医療保護施設及び宿所提供施設を除く。）</li> <li>・児童福祉施設（母子生活支援施設、児童厚生施設、児童自立支援施設及び児童家庭支援センターを除く。）</li> <li>・障害児通所支援事業（児童発達支援又は放課後等デイサービスを行う事業に限る。）の用に供する施設</li> <li>・子育て短期支援事業の用に供する施設</li> <li>・一時預かり事業の用に供する施設</li> <li>・母子健康センター（妊婦、産婦又はじょく婦の収容施設があるものに限る。）</li> <li>・その他これらに類する施設</li> </ul>
<p>第2項 (幼稚園、学校)</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・幼稚園</li> <li>・特別支援学校</li> </ul>
<p>第3項 (医療施設)</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・病院</li> <li>・診療所（患者の収容施設があるものに限る。）</li> <li>・助産所（妊婦、産婦又はじょく婦の収容施設があるものに限る。）</li> </ul>

## (2) 特別警戒区域（オレンジゾーン）内における各種措置を効果的に行うための留意事項

特別警戒区域（オレンジゾーン）の指定後においても、市町や関係者が緊密な連携による連絡調整などにより、継続的な意思疎通を図っていくことが望ましい。

また、制限対象とならない特別警戒区域（オレンジゾーン）内の既存建築物についても、当該建築物の所有者、管理者又は占有者に対し、当該建築物の移転その他津波による人的災害を防止し、又は軽減するために必要な措置をとることを勧告するなどして、津波に強いまちづくりの推進を図っていくことが望ましい。

### <解説>

特別警戒区域（オレンジゾーン）の指定に当たっては、制限の対象となる用途等と関連する都市・建築、福祉・医療、教育、防災等の関係部局、市町村や関係者が緊密な連携を図って連絡調整等を行うとともに、指定後においても継続的な意思疎通を図っていくことが必要である。

また、制限の対象は、一定の建築・開発行為であり、既存施設については、改修・用途変更・建替時期等まで現況が追認されるが、津波が発生した場合には特別警戒区域（オレンジゾーン）内に存する建築物が損壊・浸水し、住民等の生命又は身体に著しい危害が生ずるおそれ大きいと認めるときは、当該建築物の所有者、管理者又は占有者に対し、支援措置と併せて当該建築物の移転その他津波による人的被害を防止し、又は軽減するために必要な措置をとることを勧告するなどして、津波に強いまちづくりの推進を図っていくことが重要である。

また、宅地建物取引業法に基づく重要事項説明については、取引対象となる物件が警戒区域（イエローゾーン）内にあるときは、その旨を取引の相手方等に重要事項として説明することが必要となっている。これにより、取引対象となる物件が特別警戒区域（オレンジゾーン）内にあるときは、必然的に警戒区域（イエローゾーン）内にある旨を説明する必要が生じ、特別警戒区域（オレンジゾーン）については、一定の開発行為・建築行為に対する行為制限についても重要事項として説明する必要がある。

#### ■津波防災地域づくりに関する法律 （移転等の勧告）

第92条 都道府県知事は、津波が発生した場合には特別警戒区域内に存する建築物が損壊し、又は浸水し、住民等の生命又は身体に著しい危害が生ずるおそれ大きいと認めるときは、当該建築物の所有者、管理者又は占有者に対し、当該建築物の移転その他津波による人的災害を防止し、又は軽減するために必要な措置をとることを勧告することができる。

2 都道府県知事は、前項の規定による勧告をした場合において、必要があると認めるときは、その勧告を受けた者に対し、土地の取得についてのあっせんその他の必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

#### ■宅地建物取引業法施行規則

第16条の4の3 法第35条第1項第14号イの国土交通省令・内閣府令及び同号ロの国土交通省令で定める事項は、宅地の売買又は交換の契約にあっては第1号から第3号までに掲げるもの、建物の売買又は交換の契約にあっては第1号から第6号までに掲げるもの

の、宅地の貸借の契約にあつては第1号から第3号まで及び第8号から第13号までに掲げるもの、建物の貸借の契約にあつては第1号から第5号まで及び第7号から第12号までに掲げるものとする。

1～2 (略)

3 当該宅地又は建物が津波防災地域づくりに関する法律（平成23年法律第123号）第53条第1項により指定された津波災害警戒区域内にあるときは、その旨。

4～13 (略)

## 9 その他

### (1) 静岡県津波災害警戒区域指定検討委員会

本手引きを策定するにあたり、「静岡県津波災害警戒区域指定検討委員会」を平成 25 年度に 1 回、平成 26 年度に 3 回、平成 27 年度に 1 回、計 5 回開催しました。

#### 「静岡県津波災害警戒区域指定検討委員会」委員名簿

##### <委 員>

氏 名	所属・役職	分 野	備考
牛山 素行	静岡大学防災総合センター 副センター長・教授	自然災害科学、災害 情報学、豪雨災害	
柄谷 友香	名城大学都市情報学部 教授	都市防災計画、都市 地域計画	
原田 賢治	静岡大学防災総合センター 准教授	津波工学	
福和 伸夫	名古屋大学減災連携研究センター センター長・教授	建築耐震工学、地震 工学、地域防災	委員長
五十嵐 崇博	国土交通省中部地方整備局河川部長	行政（国）	第 1 ～ 2 回
勢田 昌功	〃	〃	第 3 ～ 5 回
北川 雅己	焼津市危機管理部長	行政（市）	第 1 回
秋山 藤治	〃	〃	第 2 ～ 4 回
寺尾 隆之	〃	〃	第 5 回

(敬称略、有識者は五十音順)

##### <開催経緯>

- 第 1 回：平成 26 年 2 月 14 日（金）
- 第 2 回：平成 26 年 6 月 11 日（水）
- 第 3 回：平成 26 年 12 月 2 日（火）
- 第 4 回：平成 27 年 3 月 16 日（月）
- 第 5 回：平成 27 年 9 月 11 日（金）

##### <提 言>

平成 27 年 10 月 13 日（火）、『津波災害警戒区域等の指定による「津波防災地域づくり」の推進に向けた提言』を県に提出

## (2) 参考資料

- ・ 静岡県 HP 「津波災害警戒区域及び津波災害特別警戒区域の指定」  
<https://www.pref.shizuoka.jp/kensetsu/ke-320/measures/tsunamisaigaikeikaiki.html>
- ・ 国土交通省 HP 「津波防災地域づくりに関する法律について」  
<http://www.mlit.go.jp/sogoseisaku/point/tsunamibousai.html>
- ・ 静岡県 HP 「静岡県第4次地震被害想定」  
<http://www.pref.shizuoka.jp/bousai/4higaisoutei/index.html>
- ・ 静岡県 HP 「静岡県津波浸水想定（津波防災地域づくりに関する法律第8条第1項）」  
<http://www.pref.shizuoka.jp/bousai/4higaisoutei/tiikidukurihou.html>

## (3) 用語解説

本手引きで使用する用語の定義は以下のとおりです。

用語	解説
津波災害警戒区域（イエローゾーン）	最大クラスの津波が発生した場合の当該区域の危険度・安全度を津波浸水想定や基準水位により住民等に「知らせ」、いざというときに津波から住民等が円滑かつ迅速に「逃げる」ことができるよう、津波避難訓練の実施、津波ハザードマップの作成、避難施設の確保等の警戒避難体制を特に整備すべき区域として、都道府県知事が指定する区域。
津波災害特別警戒区域（オレンジゾーン）	津波から逃げるのが困難な特に防災上の配慮を要する住民等が利用する社会福祉施設、学校、医療施設の中に滞在していても津波を「避ける」ことができるよう、これら建築物の建築とそのための開発行為について、居室の床面の高さや構造等を津波に対して安全なものとするために都道府県知事が指定する区域。
津波災害特別警戒区域（レッドゾーン）	津波災害特別警戒区域（オレンジゾーン）のうち特に危険な区域として、住宅等の建築とそのための開発行為について、居室の床面の高さや構造等を津波に対して安全なものとするために市町が条例で指定する区域。
津波防災地域づくり	津波による災害の防止・軽減の効果が高く、将来にわたって安心して暮らすことができる安全な地域づくり。地域ごとの特性を踏まえ、ハード・ソフトの施策を柔軟に組み合わせて総動員させる「多重防御」の発想により推進する。
基本指針	津波防災地域づくりを総合的に推進するため、津波防災地域づくりに関する法律に基づく各種措置を実施する上で指針となるべき事項などを定めたもので、国土交通大臣が策定。
津波浸水想定	最大クラスの津波が発生した場合に想定される浸水の区域や浸水のことであり、警戒避難体制の整備や土地利用規制などの津波防災地域づくりに関する法律に基づく各種施策を実施するための基礎情報であり、都道府県知事が指定するもの。

用語	解説
推進計画	津波防災地域づくりを総合的に推進するため市町が作成する計画。様々な主体が実施するハード・ソフトの施策を組み合わせた津波防災地域づくりの総合的なビジョンを示すもの。
海岸保全施設	津波、高潮、波浪等による海水の侵入又は海水による侵食を防止するために海岸部に設置する堤防、突堤、護岸、胸壁、離岸堤などの施設。
津波防護施設	内陸部において後背市街地への最大クラスの津波による浸水被害を防止する機能を有する、盛土構造物、護岸、胸壁及び閘門などの施設（海岸保全施設、港湾施設、漁港施設及び河川管理施設、保安施設であるものを除く）。
レベル1の地震・津波	発生頻度が高く（数十年から百数十年に一度程度）、発生すれば大きな被害をもたらす地震・津波。本県では、東海地震や東海・東南海地震、東海・東南海・南海地震、宝永型地震、安政東海型地震、5地震総合モデル、大正型関東地震が対象。
レベル2の地震・津波	発生頻度は極めて低い（千年から数千年に一度程度）が、発生すれば甚大な被害をもたらす、あらゆる可能性を考慮した最大クラスの地震・津波。本県では、南海トラフ巨大地震や相模トラフ沿いの最大クラスの地震、元禄型関東地震が対象。
基準水位	津波浸水想定浸水深に、津波が建物等にぶつかった時のせり上がりを加えた水位であり、指定避難施設の指定や特別警戒区域における建築物等の許可に際して基準として用いられるもの。なお、基準水位は地盤面からの高さ（水深）で表示される。
津波浸水シミュレーション	津波により浸水する区域や水深を的確に再現・予測するためのシミュレーション。津波浸水想定を設定する際に活用されている。
津波浸水想定区域	対象とする津波が陸上に遡上した場合に浸水する陸域の範囲をいう。過去の津波の浸水実績やシミュレーションによる津波の浸水地域に基づいて定める。
避難対象地域	津波が発生した場合に避難が必要な地域で、津波浸水想定区域に基づき市町が指定する。安全性の確保、円滑な避難等を考慮して、津波浸水想定区域よりも広い範囲で指定する。
津波避難施設	突然地震が発生した場合で、津波到達予想時間までに避難地に避難できない避難者のために、市町が津波浸水想定区域内に指定、確保、整備する避難施設のこと。津波避難ビル、津波避難タワー、命山（津波避難マウント）など。
要配慮者	高齢者、障がい者、乳幼児、妊婦その他緊急時の避難において特に配慮を要する者のこと。

## 巻末参考資料

- 津波災害警戒区域等の指定による「津波防災地域づくり」の推進に向けた提言・・・55
- 津波防災地域づくりに関する法律・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・59
- 津波防災地域づくりに関する法律施行令・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・88
- 津波防災地域づくりに関する法律施行規則・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・94
- 津波防災地域づくりの推進に関する基本的な指針・・・・・・・・・・・・・・・・111



静岡県知事 川勝 平太 殿

平成 27 年 10 月 13 日  
静岡県津波災害警戒区域指定検討委員会

## 津波災害警戒区域等の指定による 「津波防災地域づくり」の推進に向けた提言

静岡県は、南海トラフ沿いや相模トラフ沿いで発生する巨大地震の震源域に近く、津波の到達時間が早いことから、甚大な被害が発生することが想定されており、一人でも多くの県民の命を守るため、県・市町・地域住民・民間事業者等が連携してハード・ソフト両面の施策を組み合わせた多重防御による「津波防災地域づくり」を推進することが強く求められている。

また、「津波防災地域づくり（津波対策）」は、大規模自然災害等の様々な危機に備える「国土強靱化地域計画」や、地方創生のための「地方版総合戦略」においても重要な施策であり、これら計画・戦略の推進主体である県や市町は、「津波防災地域づくりに関する法律」に加え、「南海トラフ地震防災対策特別措置法」や「都市計画法」など、関連する法律や制度に基づく施策を総動員し、地域の実情に応じて適切に組み合わせ、防災・減災と地域成長を両立させた「津波防災地域づくり」を目指す必要がある。

これまで、本委員会では「津波防災地域づくりに関する法律」に基づく津波災害警戒区域等の指定の推進に資するため、区域の指定基準や手続き等について検討を進めてきた。

今後は、本委員会における議論を踏まえて津波災害警戒区域等の指定を推進し、ソフト対策を充実することが「津波防災地域づくり」を進める上で重要であることから、これまでの検討経過を踏まえ、津波災害警戒区域等の指定を円滑に行うために、今後取り組むべき事項について、以下のとおり提言するものである。

## 1 津波災害警戒区域（イエローゾーン）の指定について

- (1) 警戒避難体制の整備などのソフト対策は、早急に実施すべきものであり、県は市町と連携して早期に津波災害警戒区域（イエローゾーン）を指定するよう努めること。
- (2) 津波災害警戒区域（イエローゾーン）の指定は、既に公表された津波浸水想定に対する安全向上策であることを踏まえ、県と市町は連携して、指定の意義及び効果を関係住民等に対して誤解を招かないようわかりやすい説明に努めること。
- (3) 津波災害警戒区域（イエローゾーン）における指定避難施設として必要な耐浪性の確保等への財政的な支援措置など、県は区域指定が地域にとってインセンティブとなるよう、国への働き掛けや県独自の仕組みを検討すること。

## 2 津波災害特別警戒区域（オレンジゾーン）の指定について

- (1) 津波災害特別警戒区域（オレンジゾーン）の指定は私権の一部に制限を加えるものであることに鑑み、当該区域内の要配慮者利用施設に対する耐浪性の強化等への財政的な支援措置など、県は区域指定が地域にとってインセンティブとなるよう、国への働き掛けや県独自の仕組みを検討すること。

- (2) 津波災害特別警戒区域（オレンジゾーン）の指定対象から外れる床上浸水以上が想定される区域（基準水位 0.5m 以上 2.0m 未満の区域）においては、津波到達時間が早く、十分な避難時間の確保が困難な状況を踏まえ、県及び市町と要配慮者利用施設の所有者又は管理者は連携して、施設利用者が津波を施設内で「避ける」、又は津波から円滑かつ迅速に「逃げる」ことができる体制を整備すること。

### 3 津波災害特別警戒区域（レッドゾーン）の指定について

- (1) 市町が津波災害特別警戒区域（レッドゾーン）の指定の検討を、県が策定する「指定の手引き」を参考にして行う際に、県は市町の求めに応じ、本委員会の検討に用いたデータや参考となる情報を提供するとともに、指定基準に関する有識者への意見聴取等について、積極的な支援に努めること。

### 4 津波防災地域づくりに関する取組全般について

- (1) 津波避難を円滑かつ迅速に実行するには地震に備えた建物の耐震化や家具の転倒防止等の対策が極めて重要であるため、大きな地震動や液状化の可能性が大きいと想定される区域に留意しつつ、県全域において耐震対策を着実に推進すること。
- (2) 県は、地震・津波に関する情報が住民等に迅速かつ正確に伝わるよう、市町等と連携し、情報伝達手段の強化を図ること。住民等は得られた情報を踏まえて自ら考え、自ら判断し、率先して行動するよう努めること。

- (3) 防潮堤等の津波対策施設による減災効果は、適切に評価する必要があることから、県は、国に対して津波対策施設による減災効果の評価基準を定め、区域指定に反映されるよう働き掛けること。
- (4) 津波対策施設の整備は、レベル1津波を防ぐだけでなく、最大クラスのレベル2津波に対しても、浸水域の減少や到達時間の遅延等の減災効果も期待でき、津波防災地域づくりの重要な役割を担う施策であるため、県や市町等の海岸管理者は、連携して整備を推進するとともに、施設整備による効果とその限界についての住民等の理解が深まるよう、適切な広報に努めること。ただし、その際に住民等に過度な期待を抱かせないように留意すること。
- (5) 県は、津波災害警戒区域等の指定について、市町における検討の進捗状況を定期的に把握するとともに、市町との情報共有を図るなど、継続的なフォローアップに努めること。
- (6) 本委員会における検討は全国に先駆けるものであることから、「津波防災地域づくり」の推進に寄与するよう、本委員会の検討成果や市町との調整等の区域指定に至るプロセスを広く情報発信するとともに、情報公開すること。

# ○津波防災地域づくりに関する法律

(平成23年12月14日法律第123号)

## 目次

- 第1章 総則（第1条・第2条）
- 第2章 基本指針等（第3条—第5条）
- 第3章 津波浸水想定の設定等（第6条—第9条）
- 第4章 推進計画の作成等（第10条・第11条）
- 第5章 推進計画区域における特別の措置
  - 第1節 土地区画整理事業に関する特例（第12条—第14条）
  - 第2節 津波からの避難に資する建築物の容積率の特例（第15条）
  - 第3節 集団移転促進事業に関する特例（第16条）
- 第6章 一団地の津波防災拠点市街地形成施設に関する都市計画（第17条）
- 第7章 津波防護施設等
  - 第1節 津波防護施設の管理（第18条—第37条）
  - 第2節 津波防護施設に関する費用（第38条—第49条）
  - 第3節 指定津波防護施設（第50条—第52条）
- 第8章 津波災害警戒区域（第53条—第71条）
- 第9章 津波災害特別警戒区域（第72条—第92条）
- 第10章 雑則（第93条—第98条）
- 第11章 罰則（第99条—第103条）
- 附則

## 第1章 総則

### （目的）

**第1条** この法律は、津波による災害を防止し、又は軽減する効果が高く、将来にわたって安心して暮らすことのできる安全な地域の整備、利用及び保全（以下「津波防災地域づくり」という。）を総合的に推進することにより、津波による災害から国民の生命、身体及び財産の保護を図るため、国土交通大臣による基本指針の策定、市町村による推進計画の作成、推進計画区域における特別の措置及び一団地の津波防災拠点市街地形成施設に関する都市計画に関する事項について定めるとともに、津波防護施設の管理、津波災害警戒区域における警戒避難体制の整備並びに津波災害特別警戒区域における一定の開発行為及び建築物の建築等の制限に関する措置等について定め、もって公共の福祉の確保及び地域社会の健全な発展に寄与することを目的とする。

### （定義）

**第2条** この法律において「海岸保全施設」とは、海岸法（昭和31年法律第101号）第2条第1項に規定する海岸保全施設をいう。

2 この法律において「港湾施設」とは、港湾法（昭和25年法律第218号）第2条第5項に規定する港湾施設をいう。

- 3 この法律において「漁港施設」とは、漁港漁場整備法（昭和25年法律第137号）第3条に規定する漁港施設をいう。
- 4 この法律において「河川管理施設」とは、河川法（昭和39年法律第167号）第3条第2項に規定する河川管理施設をいう。
- 5 この法律において「海岸管理者」とは、海岸法第2条第3項に規定する海岸管理者をいう。
- 6 この法律において「港湾管理者」とは、港湾法第2条第1項に規定する港湾管理者をいう。
- 7 この法律において「漁港管理者」とは、漁港漁場整備法第25条の規定により決定された地方公共団体をいう。
- 8 この法律において「河川管理者」とは、河川法第7条に規定する河川管理者をいう。
- 9 この法律において「保安施設事業」とは、森林法（昭和26年法律第249号）第41条第3項に規定する保安施設事業をいう。
- 10 この法律において「津波防護施設」とは、盛土構造物、開こう門その他の政令で定める施設（海岸保全施設、港湾施設、漁港施設及び河川管理施設並びに保安施設事業に係る施設であるものを除く。）であって、第8条第1項に規定する津波浸水想定を踏まえて津波による人的災害を防止し、又は軽減するために都道府県知事又は市町村長が管理するものをいう。
- 11 この法律において「津波防護施設管理者」とは、第18条第1項又は第2項の規定により津波防護施設を管理する都道府県知事又は市町村長をいう。
- 12 この法律において「公共施設」とは、道路、公園、下水道その他政令で定める公共の用に供する施設をいう。
- 13 この法律において「公益的施設」とは、教育施設、医療施設、官公庁施設、購買施設その他の施設で、居住者の共同の福祉又は利便のために必要なものをいう。
- 14 この法律において「特定業務施設」とは、事務所、事業所その他の業務施設で、津波による災害の発生のおそれが著しく、かつ、当該災害を防止し、又は軽減する必要性が高いと認められる区域（当該区域に隣接し、又は近接する区域を含む。）の基幹的な産業の振興、当該区域内の地域における雇用機会の創出及び良好な市街地の形成に寄与するもののうち、公益的施設以外のものをいう。
- 15 この法律において「一団地の津波防災拠点市街地形成施設」とは、前項に規定する区域内の都市機能を津波が発生した場合においても維持するための拠点となる市街地を形成する一団地の住宅施設、特定業務施設又は公益的施設及び公共施設をいう。

## 第2章 基本指針等

### （基本指針）

**第3条** 国土交通大臣は、津波防災地域づくりの推進に関する基本的な指針（以下「基本指針」という。）を定めなければならない。

- 2 基本指針においては、次に掲げる事項を定めるものとする。
  - 一 津波防災地域づくりの推進に関する基本的な事項
  - 二 第6条第1項の調査について指針となるべき事項
  - 三 第8条第1項に規定する津波浸水想定の設定について指針となるべき事項
  - 四 第10条第1項に規定する推進計画の作成について指針となるべき事項
  - 五 第53条第1項の津波災害警戒区域及び第72条第1項の津波災害特別警戒区域の指定について指針となるべき事項

- 3 国土交通大臣は、基本指針を定めようとするときは、あらかじめ、内閣総理大臣、総務大臣及び農林水産大臣に協議するとともに、社会資本整備審議会の意見を聴かなければならない。
- 4 国土交通大臣は、基本指針を定めたときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。
- 5 前2項の規定は、基本指針の変更について準用する。

#### (国及び地方公共団体の責務)

**第4条** 国及び地方公共団体は、津波による災害の防止又は軽減が効果的に図られるようにするため、津波防災地域づくりに関する施策を、民間の資金、経営能力及び技術的能力の活用に配慮しつつ、地域の実情に応じ適切に組み合わせて一体的に講ずるよう努めなければならない。

#### (施策における配慮)

**第5条** 国及び地方公共団体は、この法律に規定する津波防災地域づくりを推進するための施策の策定及び実施に当たっては、地域における創意工夫を尊重し、並びに住民の生活の安定及び福祉の向上並びに地域経済の活性化に配慮するとともに、地域住民、民間事業者等の理解と協力を得るよう努めなければならない。

### 第3章 津波浸水想定の設定等

#### (基礎調査)

**第6条** 都道府県は、基本指針に基づき、第8条第1項に規定する津波浸水想定の設定又は変更のために必要な基礎調査として、津波による災害の発生のおそれがある沿岸の陸域及び海域に関する地形、地質、土地利用の状況その他の事項に関する調査を行うものとする。

- 2 国土交通大臣は、この法律を施行するため必要があると認めるときは、都道府県に対し、前項の調査の結果について必要な報告を求めることができる。
- 3 国土交通大臣は、都道府県による第8条第1項に規定する津波浸水想定の設定又は変更に関する基礎調査として、津波による災害の発生のおそれがある沿岸の陸域及び海域に関する地形、地質その他の事項に関する調査であって広域的な見地から必要とされるものを行うものとする。
- 4 国土交通大臣は、関係都道府県に対し、前項の調査の結果を通知するものとする。

#### (基礎調査のための土地の立入り等)

**第7条** 都道府県知事若しくは国土交通大臣又はこれらの命じた者若しくは委任した者は、前条第1項又は第3項の調査(次条第1項及び第9条において「基礎調査」という。)のためにやむを得ない必要があるときは、その必要な限度において、他人の占有する土地に立ち入り、又は特別の用途のない他人の土地を作業場として一時使用することができる。

- 2 前項の規定により他人の占有する土地に立ち入ろうとする者は、あらかじめ、その旨を当該土地の占有者に通知しなければならない。ただし、あらかじめ通知することが困難であるときは、この限りでない。
- 3 第1項の規定により宅地又は垣、柵等で囲まれた他人の占有する土地に立ち入ろうとする場合においては、その立ち入ろうとする者は、立入りの際、あらかじめ、その旨を当該土地の占有者に告げなければならない。
- 4 日の出前及び日没後においては、土地の占有者の承諾があった場合を除き、前項に規定する土地に立ち入ってはならない。
- 5 第1項の規定により他人の占有する土地に立ち入ろうとする者は、その身分を示す証明書を携帯し、関係人の請求があったときは、これを提示しなければならない。
- 6 第1項の規定により特別の用途のない他人の土地を作業場として一時使用しようとする者は、



あらかじめ、当該土地の占有者及び所有者に通知して、その意見を聴かなければならない。

- 7 土地の占有者又は所有者は、正当な理由がない限り、第1項の規定による立入り又は一時使用を拒み、又は妨げてはならない。
- 8 都道府県又は国は、第1項の規定による立入り又は一時使用により損失を受けた者がある場合においては、その者に対して、通常生ずべき損失を補償しなければならない。
- 9 前項の規定による損失の補償については、都道府県又は国と損失を受けた者とが協議しなければならない。
- 10 前項の規定による協議が成立しない場合においては、都道府県又は国は、自己の見積もった金額を損失を受けた者に支払わなければならない。この場合において、当該金額について不服のある者は、政令で定めるところにより、補償金の支払を受けた日から30日以内に、収用委員会に土地収用法（昭和26年法律第219号）第94条第2項の規定による裁決を申請することができる。

#### （津波浸水想定）

**第8条** 都道府県知事は、基本指針に基づき、かつ、基礎調査の結果を踏まえ、津波浸水想定（津波があった場合に想定される浸水の区域及び水深をいう。以下同じ。）を設定するものとする。

- 2 都道府県知事は、前項の規定により津波浸水想定を設定しようとするときは、国土交通大臣に対し、情報の提供、技術的な助言その他必要な援助を求めることができる。
- 3 都道府県知事は、第1項の規定により津波浸水想定を設定しようとする場合において、必要があると認めるときは、関係する海岸管理者及び河川管理者の意見を聴くものとする。
- 4 都道府県知事は、第1項の規定により津波浸水想定を設定したときは、速やかに、これを、国土交通大臣に報告し、かつ、関係市町村長に通知するとともに、公表しなければならない。
- 5 国土交通大臣は、前項の規定により津波浸水想定の設定について報告を受けたときは、社会資本整備審議会の意見を聴くものとし、必要があると認めるときは、都道府県知事に対し、必要な勧告をすることができる。
- 6 第2項から前項までの規定は、津波浸水想定の変更について準用する。

#### （基礎調査に要する費用の補助）

**第9条** 国は、都道府県に対し、予算の範囲内において、都道府県の行う基礎調査に要する費用の一部を補助することができる。

### 第4章 推進計画の作成等

#### （推進計画）

**第10条** 市町村は、基本指針に基づき、かつ、津波浸水想定を踏まえ、単独で又は共同して、当該市町村の区域内について、津波防災地域づくりを総合的に推進するための計画（以下「推進計画」という。）を作成することができる。

- 2 推進計画においては、推進計画の区域（以下「推進計画区域」という。）を定めるものとする。
- 3 前項に規定するもののほか、推進計画においては、おおむね次に掲げる事項を定めるものとする。
  - 一 津波防災地域づくりの総合的な推進に関する基本的な方針
  - 二 津波浸水想定に定める浸水の区域（第50条第1項において「浸水想定区域」という。）における土地の利用及び警戒避難体制の整備に関する事項
  - 三 津波防災地域づくりの推進のために行う事業又は事務に関する事項であって、次に掲げる

もの

- イ 海岸保全施設、港湾施設、漁港施設及び河川管理施設並びに保安施設事業に係る施設の整備に関する事項
  - ロ 津波防護施設の整備に関する事項
  - ハ 一団地の津波防災拠点市街地形成施設の整備に関する事業、土地区画整理法（昭和29年法律第119号）第2条第1項に規定する土地区画整理事業（以下「土地区画整理事業」という。）、都市再開発法（昭和44年法律第38号）第2条第1号に規定する市街地再開発事業その他の市街地の整備改善のための事業に関する事項
  - ニ 避難路、避難施設、公園、緑地、地域防災拠点施設その他の津波の発生時における円滑な避難の確保のための施設の整備及び管理に関する事項
  - ホ 防災のための集団移転促進事業に係る国の財政上の特別措置等に関する法律（昭和47年法律第132号。第16条において「集団移転促進法」という。）第2条第2項に規定する集団移転促進事業（第16条において「集団移転促進事業」という。）に関する事項
  - ヘ 国土調査法（昭和26年法律第180号）第2条第5項に規定する地籍調査（第95条において「地籍調査」という。）の実施に関する事項
  - ト 津波防災地域づくりの推進のために行う事業に係る民間の資金、経営能力及び技術的能力の活用の促進に関する事項
- 4 推進計画は、都市計画法（昭和43年法律第100号）第18条の2第1項の市町村の都市計画に関する基本的な方針との調和が保たれたものでなければならない。
- 5 市町村は、推進計画を作成しようとする場合において、次条第1項に規定する協議会が組織されていないときは、これに定めようとする第3項第2号及び第3号イからへまでに掲げる事項について都道府県に、これに定めようとする同号イからへまでに掲げる事項について関係管理者等（関係する海岸管理者、港湾管理者、漁港管理者、河川管理者、保安施設事業を行う農林水産大臣若しくは都道府県又は津波防護施設管理者をいう。以下同じ。）その他同号イからへまでに規定する事業又は事務を実施すると見込まれる者に、それぞれ協議しなければならない。
- 6 市町村は、推進計画のうち、第3項第3号イ及びロに掲げる事項については、関係管理者等が作成する案に基づいて定めるものとする。
- 7 市町村は、必要があると認めるときは、関係管理者等に対し、前項の案の作成に当たり、津波防災地域づくりを総合的に推進する観点から配慮すべき事項を申し出ることができる。
- 8 前項の規定による申出を受けた関係管理者等は、当該申出を尊重するものとする。
- 9 市町村は、推進計画を作成したときは、遅滞なく、これを公表するとともに、国土交通大臣、都道府県及び関係管理者等その他第3項第3号イからへまでに規定する事業又は事務を実施すると見込まれる者に、推進計画を送付しなければならない。
- 10 国土交通大臣及び都道府県は、前項の規定により推進計画の送付を受けたときは、市町村に対し、必要な助言をすることができる。
- 11 国土交通大臣は、前項の助言を行うに際し必要と認めるときは、農林水産大臣その他関係行政機関の長に対し、意見を求めることができる。
- 12 第5項から前項までの規定は、推進計画の変更について準用する。

（協議会）

**第11条** 推進計画を作成しようとする市町村は、推進計画の作成に関する協議及び推進計画の実

施に係る連絡調整を行うための協議会（以下この条において「協議会」という。）を組織することができる。

- 2 協議会は、次に掲げる者をもって構成する。
  - 一 推進計画を作成しようとする市町村
  - 二 前号の市町村の区域をその区域に含む都道府県
  - 三 関係管理者等その他前条第3項第3号イからへまでに規定する事業又は事務を実施すると見込まれる者
  - 四 学識経験者その他の当該市町村が必要と認める者
- 3 第1項の規定により協議会を組織する市町村は、同項に規定する協議を行う旨を前項第2号及び第3号に掲げる者に通知しなければならない。
- 4 前項の規定による通知を受けた者は、正当な理由がある場合を除き、当該通知に係る協議に応じなければならない。
- 5 協議会において協議が調った事項については、協議会の構成員はその協議の結果を尊重しなければならない。
- 6 前各項に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、協議会が定める。

## 第5章 推進計画区域における特別の措置

### 第1節 土地区画整理事業に関する特例

#### （津波防災住宅等建設区）

**第12条** 津波による災害の発生のおそれが著しく、かつ、当該災害を防止し、又は軽減する必要性が高いと認められる区域内の土地を含む土地（推進計画区域内にあるものに限る。）の区域において津波による災害を防止し、又は軽減することを目的とする土地区画整理事業の事業計画においては、施行地区（土地区画整理法第2条第4項に規定する施行地区をいう。以下同じ。）内の津波による災害の防止又は軽減を図るための措置が講じられた又は講じられる土地の区域における住宅及び公益的施設の建設を促進するため特別な必要があると認められる場合には、国土交通省令で定めるところにより、当該土地の区域であつて、住宅及び公益的施設の用に供すべきもの（以下「津波防災住宅等建設区」という。）を定めることができる。

- 2 津波防災住宅等建設区は、施行地区において津波による災害を防止し、又は軽減し、かつ、住宅及び公益的施設の建設を促進する上で効果的であると認められる位置に定め、その面積は、住宅及び公益的施設が建設される見込みを考慮して相当と認められる規模としなければならない。
- 3 事業計画において津波防災住宅等建設区を定める場合には、当該事業計画は、推進計画に記載された第10条第3項第3号ハに掲げる事項（土地区画整理事業に係る部分に限る。）に適合して定めなければならない。

#### （津波防災住宅等建設区への換地の申出等）

**第13条** 前条第1項の規定により事業計画において津波防災住宅等建設区が定められたときは、施行地区内の住宅又は公益的施設の用に供する宅地（土地区画整理法第2条第6項に規定する宅地をいう。以下同じ。）の所有者で当該宅地についての換地に住宅又は公益的施設を建設しようとするものは、施行者（当該津波防災住宅等建設区に係る土地区画整理事業を施行する者をいう。以下この条において同じ。）に対し、国土交通省令で定めるところにより、同法第86条第1項の換地計画（第4項及び次条において「換地計画」という。）において当該宅地についての

換地を津波防災住宅等建設区内に定めるべき旨の申出をすることができる。

- 2 前項の規定による申出に係る宅地について住宅又は公益的施設の所有を目的とする借地権を有する者がいるときは、当該申出についてその者の同意がなければならない。
- 3 第1項の規定による申出は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める公告があった日から起算して60日以内に行わなければならない。
  - 一 事業計画が定められた場合 土地区画整理法第76条第1項各号に掲げる公告（事業計画の変更の公告又は事業計画の変更についての認可の公告を除く。）
  - 二 事業計画の変更により新たに津波防災住宅等建設区が定められた場合 当該事業計画の変更の公告又は当該事業計画の変更についての認可の公告
  - 三 事業計画の変更により従前の施行地区外の土地が新たに施行地区に編入されたことに伴い津波防災住宅等建設区の面積が拡張された場合 当該事業計画の変更の公告又は当該事業計画の変更についての認可の公告
- 4 施行者は、第1項の規定による申出があった場合には、遅滞なく、当該申出が次に掲げる要件に該当すると認めるときは、当該申出に係る宅地を、換地計画においてその宅地についての換地を津波防災住宅等建設区内に定められるべき宅地として指定し、当該申出が次に掲げる要件に該当しないと認めるときは、当該申出に応じない旨を決定しなければならない。
  - 一 当該申出に係る宅地に建築物その他の工作物（住宅及び公益的施設並びに容易に移転し、又は除却することができる工作物で国土交通省令で定めるものを除く。）が存しないこと。
  - 二 当該申出に係る宅地に地上権、永小作権、賃借権その他の当該宅地を使用し、又は収益することができる権利（住宅又は公益的施設の所有を目的とする借地権及び地役権を除く。）が存しないこと。
- 5 施行者は、前項の規定による指定又は決定をしたときは、遅滞なく、第1項の規定による申出をした者に対し、その旨を通知しなければならない。
- 6 施行者は、第4項の規定による指定をしたときは、遅滞なく、その旨を公告しなければならない。
- 7 施行者が土地区画整理法第14条第1項の規定により設立された土地区画整理組合である場合においては、最初の役員が選挙され、又は選任されるまでの間は、第1項の規定による申出は、同条第1項の規定による認可を受けた者が受理するものとする。

#### （津波防災住宅等建設区への換地）

**第14条** 前条第4項の規定により指定された宅地については、換地計画において換地を津波防災住宅等建設区内に定めなければならない。

#### 第2節 津波からの避難に資する建築物の容積率の特例

**第15条** 推進計画区域（第53条第1項の津波災害警戒区域である区域に限る。）内の第56条第1項第1号及び第2号に掲げる基準に適合する建築物については、防災上有効な備蓄倉庫その他これに類する部分で、建築基準法（昭和25年法律第201号）第2条第35号に規定する特定行政庁が交通上、安全上、防火上及び衛生上支障がないと認めるものの床面積は、同法第52条第1項、第2項、第7項、第12項及び第14項、第57条の2第3項第2号、第57条の3第2項、第59条第1項及び第3項、第59条の2第1項、第60条第1項、第60条の2第1項及び第4項、第68条の3第1項、第68条の4、第68条の5（第2号イを除く。）、第68条の5の2（第2号イを除く。）、第68条の5の3第1項（第1号ロを除く。）、第68条の5の4（第1号ロを除く。）、第68条の5

の5第1項第1号ロ、第68条の8、第68条の9第1項、第86条第3項及び第4項、第86条の2第2項及び第3項、第86条の5第3項並びに第86条の6第1項に規定する建築物の容積率（同法第59条第1項、第60条の2第1項及び第68条の9第1項に規定するものについては、これらの規定に規定する建築物の容積率の最高限度に係る場合に限る。）の算定の基礎となる延べ面積に算入しない。

### 第3節 集団移転促進事業に関する特例

**第16条** 集団移転促進事業（推進計画区域内に存する集団移転促進法第2条第1項に規定する移転促進区域に係るものであって、住民の生命、身体及び財産を津波による災害から保護することを目的とするものに限る。次項において同じ。）に係る集団移転促進事業計画（集団移転促進法第3条第1項に規定する集団移転促進事業計画をいう。次項において同じ。）は、推進計画に記載された第10条第3項第3号ホに掲げる事項に適合するものでなければならない。

2 都道府県は、市町村から集団移転促進事業につき一の市町村の区域を超える広域の見地からの調整を図る必要があることにより当該市町村が当該集団移転促進事業に係る集団移転促進事業計画を定めることが困難である旨の申出を受けた場合においては、当該申出に係る集団移転促進事業計画を定めることができる。この場合において、集団移転促進法第3条第1項、第4項及び第7項並びに第4条（見出しを含む。）中「市町村」とあるのは「都道府県」と、集団移転促進法第3条第1項中「集団移転促進事業を実施しようとするときは、」とあるのは「津波防災地域づくりに関する法律（平成23年法律第123号）第16条第2項の規定により同項の申出に係る」と、「定めなければならない。この場合においては」とあるのは「定める場合においては」と、同条第4項中「第1項後段」とあるのは「第1項」と、「都道府県知事を経由して、集団移転促進事業計画を」とあるのは「集団移転促進事業計画を」と、「当該都道府県知事は、当該集団移転促進事業計画についてその意見を国土交通大臣に申し出ることができる」とあるのは「当該都道府県は、当該集団移転促進事業計画について、あらかじめ、関係市町村の意見を聴かななければならない」と、同条第7項中「都道府県知事を経由して、国土交通大臣に」とあるのは「国土交通大臣に」とし、同条第8項の規定は、適用しない。

### 第6章 一団地の津波防災拠点市街地形成施設に関する都市計画

**第17条** 次に掲げる条件のいずれにも該当する第2条第14項に規定する区域であって、当該区域内の都市機能を津波が発生した場合においても維持するための拠点となる市街地を形成することが必要であると認められるものについては、都市計画に一団地の津波防災拠点市街地形成施設を定めることができる。

一 当該区域内の都市機能を津波が発生した場合においても維持するための拠点として一体的に整備される自然的経済的社会的条件を備えていること。

二 当該区域内の土地の大部分が建築物（津波による災害により建築物が損傷した場合における当該損傷した建築物を除く。）の敷地として利用されていないこと。

2 一団地の津波防災拠点市街地形成施設に関する都市計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

一 住宅施設、特定業務施設又は公益的施設及び公共施設の位置及び規模

二 建築物の高さの最高限度若しくは最低限度、建築物の延べ面積の敷地面積に対する割合の最高限度若しくは最低限度又は建築物の建築面積の敷地面積に対する割合の最高限度

3 一団地の津波防災拠点市街地形成施設に関する都市計画は、次に掲げるところに従って定め

なければならない。

- 一 前項第1号に規定する施設は、当該区域内の都市機能を津波が発生した場合においても維持するための拠点としての機能が確保されるよう、必要な位置に適切な規模で配置すること。
- 二 前項第2号に掲げる事項は、当該区域内の都市機能を津波が発生した場合においても維持することが可能となるよう定めること。
- 三 当該区域が推進計画区域である場合にあっては、推進計画に適合するよう定めること。

## 第7章 津波防護施設等

### 第1節 津波防護施設の管理

#### (津波防護施設の管理)

**第18条** 津波防護施設の新設、改良その他の管理は、都道府県知事が行うものとする。

- 2 前項の規定にかかわらず、市町村長が管理することが適当であると認められる津波防護施設で都道府県知事が指定したものについては、当該津波防護施設の存する市町村の長がその管理を行うものとする。
- 3 都道府県知事は、前項の規定による指定をしようとするときは、あらかじめ当該市町村長の意見を聴かなければならない。
- 4 都道府県知事は、第2項の規定により指定をするときは、国土交通省令で定めるところにより、これを公示しなければならない。これを変更するときも、同様とする。

**第19条** 津波防護施設の新設又は改良は、推進計画区域内において、推進計画に即して行うものとする。

#### (境界に係る津波防護施設の管理の特例)

**第20条** 都府県の境界に係る津波防護施設については、関係都府県知事は、協議して別にその管理の方法を定めることができる。

- 2 前項の規定による協議が成立した場合においては、関係都府県知事は、国土交通省令で定めるところにより、その成立した協議の内容を公示しなければならない。
- 3 第1項の規定による協議に基づき、一の都府県知事が他の都府県の区域内に存する津波防護施設について管理を行う場合においては、その都府県知事は、政令で定めるところにより、当該他の都府県知事に代わってその権限を行うものとする。

#### (津波防護施設区域の指定)

**第21条** 津波防護施設管理者は、次に掲げる土地の区域を津波防護施設区域として指定するものとする。

- 一 津波防護施設の敷地である土地の区域
  - 二 前号の土地の区域に隣接する土地の区域であって、当該津波防護施設を保全するため必要なもの
- 2 前項第2号に掲げる土地の区域についての津波防護施設区域の指定は、当該津波防護施設を保全するため必要な最小限度の土地の区域に限ってするものとする。
  - 3 津波防護施設管理者は、津波防護施設区域を指定するときは、国土交通省令で定めるところにより、その旨を公示しなければならない。これを変更し、又は廃止するときも、同様とする。
  - 4 津波防護施設区域の指定、変更又は廃止は、前項の規定による公示によってその効力を生ずる。

#### (津波防護施設区域の占用)

**第22条** 津波防護施設区域内の土地（津波防護施設管理者以外の者がその権原に基づき管理する土地を除く。）を占有しようとする者は、国土交通省令で定めるところにより、津波防護施設管理者の許可を受けなければならない。

2 津波防護施設管理者は、前項の許可の申請があった場合において、その申請に係る事項が津波防護施設の保全に著しい支障を及ぼすおそれがあると認めるときは、これを許可してはならない。

**（津波防護施設区域における行為の制限）**

**第23条** 津波防護施設区域内の土地において、次に掲げる行為をしようとする者は、国土交通省令で定めるところにより、津波防護施設管理者の許可を受けなければならない。ただし、津波防護施設の保全に支障を及ぼすおそれがないものとして政令で定める行為については、この限りでない。

- 一 津波防護施設以外の施設又は工作物（以下この章において「他の施設等」という。）の新築又は改築
- 二 土地の掘削、盛土又は切土
- 三 前2号に掲げるもののほか、津波防護施設の保全に支障を及ぼすおそれがあるものとして政令で定める行為

2 前条第2項の規定は、前項の許可について準用する。

**（経過措置）**

**第24条** 津波防護施設区域の指定の際現に権原に基づき、第22条第1項若しくは前条第1項の規定により許可を要する行為を行っている者又は同項の規定によりその設置について許可を要する他の施設等を設置している者は、従前と同様の条件により、当該行為又は他の施設等の設置について当該規定による許可を受けたものとみなす。同項ただし書若しくは同項第3号の政令又はこれを改廃する政令の施行の際現に権原に基づき、当該政令の施行に伴い新たに許可を要することとなる行為を行い、又は他の施設等を設置している者についても、同様とする。

**（許可の特例）**

**第25条** 国又は地方公共団体が行う事業についての第22条第1項及び第23条第1項の規定の適用については、国又は地方公共団体と津波防護施設管理者との協議が成立することをもって、これらの規定による許可があったものとみなす。

**（占用料）**

**第26条** 津波防護施設管理者は、国土交通省令で定める基準に従い、第22条第1項の許可を受けた者から占用料を徴収することができる。

**（監督処分）**

**第27条** 津波防護施設管理者は、次の各号のいずれかに該当する者に対して、その許可を取り消し、若しくはその条件を変更し、又はその行為の中止、他の施設等の改築、移転若しくは除却、他の施設等により生ずべき津波防護施設の保全上の障害を予防するために必要な施設の設置若しくは原状回復を命ずることができる。

- 一 第22条第1項又は第23条第1項の規定に違反した者
- 二 第22条第1項又は第23条第1項の許可に付した条件に違反した者
- 三 偽りその他不正な手段により第22条第1項又は第23条第1項の許可を受けた者

2 津波防護施設管理者は、次の各号のいずれかに該当する場合には、第22条第1項又は

第23条第1項の許可を受けた者に対し、前項に規定する処分をし、又は同項に規定する必要な措置を命ずることができる。

一 津波防護施設に関する工事のためやむを得ない必要が生じたとき。

二 津波防護施設の保全上著しい支障が生じたとき。

三 津波防護施設の保全上の理由以外の理由に基づく公益上やむを得ない必要が生じたとき。

3 前2項の規定により必要な措置をとることを命じようとする場合において、過失がなくて当該措置を命ずべき者を確知することができないときは、津波防護施設管理者は、当該措置を自ら行い、又はその命じた者若しくは委任した者にこれを行わせることができる。この場合においては、相当の期限を定めて、当該措置を行うべき旨及びその期限までに当該措置を行わないときは、津波防護施設管理者又はその命じた者若しくは委任した者が当該措置を行う旨を、あらかじめ公告しなければならない。

4 津波防護施設管理者は、前項の規定により他の施設等を除却し、又は除却させたときは、当該他の施設等を保管しなければならない。

5 津波防護施設管理者は、前項の規定により他の施設等を保管したときは、当該他の施設等の所有者、占有者その他当該他の施設等について権原を有する者（第9項において「所有者等」という。）に対し当該他の施設等を返還するため、政令で定めるところにより、政令で定める事項を公示しなければならない。

6 津波防護施設管理者は、第4項の規定により保管した他の施設等が滅失し、若しくは破損するおそれがあるとき、又は前項の規定による公示の日から起算して3月を経過してもなお当該他の施設等を返還することができない場合において、政令で定めるところにより評価した当該他の施設等の価額に比し、その保管に不相当な費用若しくは手数を要するときは、政令で定めるところにより、当該他の施設等を売却し、その売却した代金を保管することができる。

7 津波防護施設管理者は、前項の規定による他の施設等の売却につき買受人がない場合において、同項に規定する価額が著しく低いときは、当該他の施設等を廃棄することができる。

8 第6項の規定により売却した代金は、売却に要した費用に充てることができる。

9 第3項から第6項までに規定する他の施設等の除却、保管、売却、公示その他の措置に要した費用は、当該他の施設等の返還を受けるべき所有者等その他第3項に規定する当該措置を命ずべき者の負担とする。

10 第5項の規定による公示の日から起算して6月を経過してもなお第4項の規定により保管した他の施設等（第6項の規定により売却した代金を含む。以下この項において同じ。）を返還することができないときは、当該他の施設等の所有権は、都道府県知事が保管する他の施設等にあつては当該都道府県知事が統括する都道府県、市町村長が保管する他の施設等にあつては当該市町村長が統括する市町村に帰属する。

#### （損失補償）

**第28条** 津波防護施設管理者は、前条第2項の規定による処分又は命令により損失を受けた者に対し通常生ずべき損失を補償しなければならない。

2 前項の規定による損失の補償については、津波防護施設管理者と損失を受けた者とが協議しなければならない。

3 前項の規定による協議が成立しない場合においては、津波防護施設管理者は、自己の見積もった金額を損失を受けた者に支払わなければならない。この場合において、当該金額について



不服がある者は、政令で定めるところにより、補償金の支払を受けた日から30日以内に、収用委員会に土地収用法第94条第2項の規定による裁決を申請することができる。

- 4 津波防護施設管理者は、第1項の規定による補償の原因となった損失が前条第2項第3号に該当する場合における同項の規定による処分又は命令によるものであるときは、当該補償金額を当該理由を生じさせた者に負担させることができる。

#### (技術上の基準)

**第29条** 津波防護施設は、地形、地質、地盤の変動その他の状況を考慮し、自重、水圧及び波力並びに地震の発生、漂流物の衝突その他の事由による振動及び衝撃に対して安全な構造のものでなければならない。

- 2 前項に定めるもののほか、津波防護施設の形状、構造及び位置について、津波による人的災害の防止又は軽減のため必要とされる技術上の基準は、国土交通省令で定める基準を参酌して都道府県（第18条第2項の規定により市町村長が津波防護施設を管理する場合にあっては、当該市町村長が統括する市町村）の条例で定める。

#### (兼用工作物の工事等の協議)

**第30条** 津波防護施設と他の施設等とが相互に効用を兼ねる場合においては、津波防護施設管理者及び他の施設等の管理者は、協議して別に管理の方法を定め、当該津波防護施設及び他の施設等の工事、維持又は操作を行うことができる。

- 2 津波防護施設管理者は、前項の規定による協議に基づき、他の施設等の管理者が津波防護施設の工事、維持又は操作を行う場合においては、国土交通省令で定めるところにより、その旨を公示しなければならない。

#### (工事原因者の工事の施行等)

**第31条** 津波防護施設管理者は、津波防護施設に関する工事以外の工事（以下この章において「他の工事」という。）又は津波防護施設に関する工事若しくは津波防護施設の維持の必要を生じさせた行為（以下この章において「他の行為」という。）により必要を生じた津波防護施設に関する工事又は津波防護施設の維持を当該他の工事の施行者又は他の行為の行為者に施行させることができる。

- 2 前項の場合において、他の工事が河川工事（河川法が適用され、又は準用される河川の河川工事をいう。以下同じ。）、道路（道路法（昭和27年法律第180号）による道路をいう。以下同じ。）に関する工事、地すべり防止工事（地すべり等防止法（昭和33年法律第30号）第2条第4項に規定する地すべり防止工事をいう。以下同じ。）、急傾斜地崩壊防止工事（急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律（昭和44年法律第57号）第2条第3項に規定する急傾斜地崩壊防止工事をいう。第43条第2項において同じ。）又は海岸保全施設に関する工事であるときは、当該津波防護施設に関する工事については、河川法第19条、道路法第23条第1項、地すべり等防止法第15条第1項、急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律第16条第1項又は海岸法第17条第1項の規定を適用する。

#### (附帯工事の施行)

**第32条** 津波防護施設管理者は、津波防護施設に関する工事により必要を生じた他の工事又は津波防護施設に関する工事を施行するため必要を生じた他の工事をその津波防護施設に関する工事と併せて施行することができる。

- 2 前項の場合において、他の工事が河川工事、道路に関する工事、砂防工事（砂防法（明治30

年法律第29号) 第1条に規定する砂防工事をいう。第44条第2項において同じ。)、地すべり防止工事又は海岸保全施設等(海岸法第8条の2第1項第1号に規定する海岸保全施設等をいう。第44条第2項において同じ。))に関する工事であるときは、当該他の工事の施行については、河川法第18条、道路法第22条第1項、砂防法第8条、地すべり等防止法第14条第1項又は海岸法第16条第1項の規定を適用する。

(津波防護施設管理者以外の者の行う工事等)

**第33条** 津波防護施設管理者以外の者は、第20条第1項、第30条第1項及び第31条の規定による場合のほか、あらかじめ、政令で定めるところにより津波防護施設管理者の承認を受けて、津波防護施設に関する工事又は津波防護施設の維持を行うことができる。ただし、政令で定める軽易なものについては、津波防護施設管理者の承認を受けることを要しない。

2 国又は地方公共団体が行う事業についての前項の規定の適用については、国又は地方公共団体と津波防護施設管理者との協議が成立することをもって、同項の規定による承認があったものとみなす。

(津波防護施設区域に関する調査のための土地の立入り等)

**第34条** 津波防護施設管理者又はその命じた者若しくは委任した者は、津波防護施設区域に関する調査若しくは測量又は津波防護施設に関する工事のためにやむを得ない必要があるときは、その必要な限度において、他人の占有する土地に立ち入り、又は特別の用途のない他人の土地を材料置場若しくは作業場として一時使用することができる。

2 第7条(第1項を除く。)の規定は、前項の規定による立入り及び一時使用について準用する。この場合において、同条第8項から第10項までの規定中「都道府県又は国」とあるのは、「津波防護施設管理者」と読み替えるものとする。

(津波防護施設の新設又は改良に伴う損失補償)

**第35条** 土地収用法第93条第1項の規定による場合を除き、津波防護施設管理者が津波防護施設を新設し、又は改良したことにより、当該津波防護施設に面する土地について、通路、溝、垣、柵その他の施設若しくは工作物を新築し、増築し、修繕し、若しくは移転し、又は盛土若しくは切土をするやむを得ない必要があると認められる場合においては、津波防護施設管理者は、これらの工事をするを必要とする者(以下この条において「損失を受けた者」という。)の請求により、これに要する費用の全部又は一部を補償しなければならない。この場合において、津波防護施設管理者又は損失を受けた者は、補償金の全部又は一部に代えて、津波防護施設管理者が当該工事を施行することを要求することができる。

2 前項の規定による損失の補償は、津波防護施設に関する工事の完了の日から1年を経過した後においては、請求することができない。

3 第1項の規定による損失の補償については、津波防護施設管理者と損失を受けた者とが協議しなければならない。

4 前項の規定による協議が成立しない場合においては、津波防護施設管理者又は損失を受けた者は、政令で定めるところにより、収用委員会に土地収用法第94条第2項の規定による裁決を申請することができる。

(津波防護施設台帳)

**第36条** 津波防護施設管理者は、津波防護施設台帳を調製し、これを保管しなければならない。

2 津波防護施設管理者は、津波防護施設台帳の閲覧を求められたときは、正当な理由がなけれ

ばこれを拒むことができない。

3 津波防護施設台帳の記載事項その他その調製及び保管に関し必要な事項は、国土交通省令で定める。

**(許可等の条件)**

**第37条** 津波防護施設管理者は、第22条第1項若しくは第23条第1項の許可又は第33条第1項の承認には、津波防護施設の保全上必要な条件を付することができる。

**第2節 津波防護施設に関する費用**

**(津波防護施設の管理に要する費用の負担原則)**

**第38条** 津波防護施設管理者が津波防護施設を管理するために要する費用は、この法律及び他の法律に特別の規定がある場合を除き、当該津波防護施設管理者の属する地方公共団体の負担とする。

**(津波防護施設の新設又は改良に要する費用の補助)**

**第39条** 国は、津波防護施設の新設又は改良に関する工事で政令で定めるものを行う地方公共団体に対し、予算の範囲内において、政令で定めるところにより、当該工事に要する費用の一部を補助することができる。

**(境界に係る津波防護施設の管理に要する費用の特例)**

**第40条** 都府県の境界に係る津波防護施設について第20条第1項の規定による協議に基づき関係都府県知事が別に管理の方法を定めた場合においては、当該津波防護施設の管理に要する費用については、関係都府県知事は、協議してその分担すべき金額及び分担の方法を定めることができる。

**(市町村の分担金)**

**第41条** 前3条の規定により都道府県が負担する費用のうち、その工事又は維持が当該都道府県の区域内の市町村を利するものについては、当該工事又は維持による受益の限度において、当該市町村に対し、その工事又は維持に要する費用の一部を負担させることができる。

2 前項の費用について同項の規定により市町村が負担すべき金額は、当該市町村の意見を聴いた上、当該都道府県の議会の議決を経て定めなければならない。

**(兼用工作物の費用)**

**第42条** 津波防護施設が他の施設等の効用を兼ねるときは、当該津波防護施設の管理に要する費用の負担については、津波防護施設管理者と当該他の施設等の管理者とが協議して定めるものとする。

**(原因者負担金)**

**第43条** 津波防護施設管理者は、他の工事又は他の行為により必要を生じた津波防護施設に関する工事又は津波防護施設の維持の費用については、その必要を生じた限度において、他の工事又は他の行為につき費用を負担する者にその全部又は一部を負担させるものとする。

2 前項の場合において、他の工事が河川工事、道路に関する工事、地すべり防止工事、急傾斜地崩壊防止工事又は海岸保全施設に関する工事であるときは、当該津波防護施設に関する工事の費用については、河川法第68条、道路法第59条第1項及び第3項、地すべり等防止法第35条第1項及び第3項、急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律第22条第1項又は海岸法第32条第1項及び第3項の規定を適用する。

**(附帯工事に要する費用)**

**第44条** 津波防護施設に関する工事により必要を生じた他の工事又は津波防護施設に関する工事を施行するため必要を生じた他の工事に要する費用は、第22条第1項及び第23条第1項の許可に付した条件に特別の定めがある場合並びに第25条の規定による協議による場合を除き、その必要を生じた限度において、当該津波防護施設に関する工事について費用を負担する者がその全部又は一部を負担するものとする。

2 前項の場合において、他の工事が河川工事、道路に関する工事、砂防工事、地すべり防止工事又は海岸保全施設等に関する工事であるときは、他の工事に要する費用については、河川法第67条、道路法第58条第1項、砂防法第16条、地すべり等防止法第34条第1項又は海岸法第31条第1項の規定を適用する。

3 津波防護施設管理者は、第1項の津波防護施設に関する工事が他の工事又は他の行為のため必要となったものである場合においては、同項の他の工事に要する費用の全部又は一部をその必要を生じた限度において、その原因となった工事又は行為につき費用を負担する者に負担させることができる。

**(受益者負担金)**

**第45条** 津波防護施設管理者は、津波防護施設に関する工事によって著しく利益を受ける者がいる場合においては、その利益を受ける限度において、当該工事に要する費用の一部を負担させることができる。

2 前項の場合において、負担金の徴収を受ける者の範囲及びその徴収方法については、都道府県知事が負担させるものにあつては当該都道府県知事が統括する都道府県の条例で、市町村長が負担させるものにあつては当該市町村長が統括する市町村の条例で定める。

**(負担金の通知及び納入手続等)**

**第46条** 第27条及び前3条の規定による負担金の額の通知及び納入手続その他負担金に関し必要な事項は、政令で定める。

**(強制徴収)**

**第47条** 第26条の規定に基づく占用料並びに第27条第9項、第42条、第43条第1項、第44条第3項及び第45条第1項の規定に基づく負担金（以下この条及び次条においてこれらを「負担金等」と総称する。）を納付しない者があるときは、津波防護施設管理者は、督促状によって納付すべき期限を指定して督促しなければならない。

2 前項の場合においては、津波防護施設管理者は、国土交通省令で定めるところにより延滞金を徴収することができる。ただし、延滞金は、年14.5パーセントの割合を乗じて計算した額を超えない範囲内で定めなければならない。

3 第1項の規定による督促を受けた者がその指定する期限までにその納付すべき金額を納付しないときは、津波防護施設管理者は、国税滞納処分の例により、前2項に規定する負担金等及び延滞金を徴収することができる。この場合における負担金等及び延滞金の先取特権の順位は、国税及び地方税に次ぐものとする。

4 延滞金は、負担金等に先立つものとする。

5 負担金等及び延滞金を徴収する権利は、5年間行わないときは、時効により消滅する。

**(収入の帰属)**

**第48条** 負担金等及び前条第2項の延滞金は、都道府県知事が負担させるものにあつては当該都道府県知事が統括する都道府県、市町村長が負担させるものにあつては当該市町村長が統括す

る市町村の収入とする。

**(義務履行のために要する費用)**

**第49条** 前節の規定又は同節の規定に基づく処分による義務を履行するために必要な費用は、同節又はこの節に特別の規定がある場合を除き、当該義務者が負担しなければならない。

**第3節 指定津波防護施設**

**(指定津波防護施設の指定等)**

**第50条** 都道府県知事は、浸水想定区域（推進計画区域内のものに限る。以下この項において同じ。）内に存する第2条第10項の政令で定める施設（海岸保全施設、港湾施設、漁港施設、河川管理施設、保安施設事業に係る施設及び津波防護施設であるものを除く。）が、当該浸水想定区域における津波による人的災害を防止し、又は軽減するために有用であると認めるときは、当該施設を指定津波防護施設として指定することができる。

2 都道府県知事は、前項の規定による指定をしようとするときは、あらかじめ、当該指定をしようとする施設が存する市町村の長の意見を聴くとともに、当該施設の所有者の同意を得なければならない。

3 都道府県知事は、第1項の規定による指定をするときは、国土交通省令で定めるところにより、当該指定津波防護施設を公示するとともに、その旨を当該指定津波防護施設が存する市町村の長及び当該指定津波防護施設の所有者に通知しなければならない。

4 第1項の規定による指定は、前項の規定による公示によってその効力を生ずる。

5 前3項の規定は、第1項の規定による指定の解除について準用する。

**(標識の設置等)**

**第51条** 都道府県知事は、前条第1項の規定により指定津波防護施設を指定したときは、国土交通省令で定める基準を参酌して都道府県の条例で定めるところにより、指定津波防護施設又はその敷地である土地の区域内に、それぞれ指定津波防護施設である旨又は指定津波防護施設が当該区域内に存する旨を表示した標識を設けなければならない。

2 指定津波防護施設又はその敷地である土地の所有者、管理者又は占有者は、正当な理由がない限り、前項の標識の設置を拒み、又は妨げてはならない。

3 何人も、第1項の規定により設けられた標識を都道府県知事の承諾を得ないで移転し、若しくは除却し、又は汚損し、若しくは損壊してはならない。

4 都道府県は、第1項の規定による行為により損失を受けた者がある場合においては、その損失を受けた者に対して、通常生ずべき損失を補償しなければならない。

5 前項の規定による損失の補償については、都道府県と損失を受けた者とが協議しなければならない。

6 前項の規定による協議が成立しない場合においては、都道府県又は損失を受けた者は、政令で定めるところにより、収用委員会に土地収用法第94条第2項の規定による裁決を申請することができる。

**(行為の届出等)**

**第52条** 指定津波防護施設について、次に掲げる行為をしようとする者は、当該行為に着手する日の30日前までに、国土交通省令で定めるところにより、行為の種類、場所、設計又は施行方法、着手予定日その他国土交通省令で定める事項を都道府県知事に届け出なければならない。ただし、通常の管理行為、軽易な行為その他の行為で政令で定めるもの及び非常災害のため必

要な応急措置として行う行為については、この限りでない。

- 一 当該指定津波防護施設の敷地である土地の区域における土地の掘削、盛土又は切土その他土地の形状を変更する行為
  - 二 当該指定津波防護施設の改築又は除却
- 2 都道府県知事は、前項の規定による届出を受けたときは、国土交通省令で定めるところにより、当該届出の内容を、当該指定津波防護施設が存する市町村の長に通知しなければならない。
  - 3 都道府県知事は、第1項の規定による届出があった場合において、当該指定津波防護施設が有する津波による人的災害を防止し、又は軽減する機能の保全のため必要があると認めるときは、当該届出をした者に対して、必要な助言又は勧告をすることができる。

## 第8章 津波災害警戒区域

### (津波災害警戒区域)

**第53条** 都道府県知事は、基本指針に基づき、かつ、津波浸水想定を踏まえ、津波が発生した場合には住民その他の者（以下「住民等」という。）の生命又は身体に危害が生ずるおそれがあると認められる土地の区域で、当該区域における津波による人的災害を防止するために警戒避難体制を特に整備すべき土地の区域を、津波災害警戒区域（以下「警戒区域」という。）として指定することができる。

- 2 前項の規定による指定は、当該指定の区域及び基準水位（津波浸水想定に定める水深に係る水位に建築物等への衝突による津波の水位の上昇を考慮して必要と認められる値を加えて定める水位であって、津波の発生時における避難並びに第73条第1項に規定する特定開発行為及び第82条に規定する特定建築行為の制限の基準となるべきものをいう。以下同じ。）を明らかにしてするものとする。
- 3 都道府県知事は、第1項の規定による指定をしようとするときは、あらかじめ、関係市町村長の意見を聴かなければならない。
- 4 都道府県知事は、第1項の規定による指定をするときは、国土交通省令で定めるところにより、その旨並びに当該指定の区域及び基準水位を公示しなければならない。
- 5 都道府県知事は、前項の規定による公示をしたときは、速やかに、国土交通省令で定めるところにより、関係市町村長に、同項の規定により公示された事項を記載した図書を送付しなければならない。
- 6 第2項から前項までの規定は、第1項の規定による指定の変更又は解除について準用する。

### (市町村地域防災計画に定めるべき事項等)

**第54条** 市町村防災会議（災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第16条第1項の市町村防災会議をいい、これを設置しない市町村にあつては、当該市町村の長とする。以下同じ。）は、前条第1項の規定による警戒区域の指定があつたときは、市町村地域防災計画（同法第42条第1項の市町村地域防災計画をいう。以下同じ。）において、当該警戒区域ごとに、次に掲げる事項について定めるものとする。

- 一 人的災害を生ずるおそれがある津波に関する情報の収集及び伝達並びに予報又は警報の発令及び伝達に関する事項
- 二 避難施設その他の避難場所及び避難路その他の避難経路に関する事項
- 三 災害対策基本法第48条第1項の防災訓練として市町村長が行う津波に係る避難訓練（第70条において「津波避難訓練」という。）の実施に関する事項

四 警戒区域内に、地下街等（地下街その他地下に設けられた不特定かつ多数の者が利用する施設をいう。第71条第1項第1号において同じ。）又は社会福祉施設、学校、医療施設その他の主として防災上の配慮を要する者が利用する施設であつて、当該施設の利用者の津波の発生時における円滑かつ迅速な避難を確保する必要があると認められるものがある場合にあっては、これらの施設の名称及び所在地

五 前各号に掲げるもののほか、警戒区域における津波による人的災害を防止するために必要な警戒避難体制に関する事項

2 市町村防災会議は、前項の規定により市町村地域防災計画において同項第4号に掲げる事項を定めるときは、当該市町村地域防災計画において、同号に規定する施設の利用者の津波の発生時における円滑かつ迅速な避難の確保が図られるよう、同項第1号に掲げる事項のうち人的災害を生ずるおそれがある津波に関する情報、予報及び警報の伝達に関する事項を定めるものとする。

（住民等に対する周知のための措置）

**第55条** 警戒区域をその区域に含む市町村の長は、市町村地域防災計画に基づき、国土交通省令で定めるところにより、人的災害を生ずるおそれがある津波に関する情報の伝達方法、避難施設その他の避難場所及び避難路その他の避難経路に関する事項その他警戒区域における円滑な警戒避難を確保する上で必要な事項を住民等に周知させるため、これらの事項を記載した印刷物の配布その他の必要な措置を講じなければならない。

（指定避難施設の指定）

**第56条** 市町村長は、警戒区域において津波の発生時における円滑かつ迅速な避難の確保を図るため、警戒区域内に存する施設（当該市町村が管理する施設を除く。）であつて次に掲げる基準に適合するものを指定避難施設として指定することができる。

一 当該施設が津波に対して安全な構造のものとして国土交通省令で定める技術的基準に適合するものであること。

二 基準水位以上の高さに避難上有効な屋上その他の場所が配置され、かつ、当該場所までの避難上有効な階段その他の経路があること。

三 津波の発生時において当該施設が住民等に開放されることその他当該施設の管理方法が内閣府令・国土交通省令で定める基準に適合するものであること。

2 市町村長は、前項の規定により指定避難施設を指定しようとするときは、当該施設の管理者の同意を得なければならない。

3 建築主事を置かない市町村の市町村長は、建築物又は建築基準法第88条第1項の政令で指定する工作物について第1項の規定による指定をしようとするときは、あらかじめ、都道府県知事に協議しなければならない。

4 市町村長は、第1項の規定による指定をしたときは、その旨を公示しなければならない。

（市町村地域防災計画における指定避難施設に関する事項の記載等）

**第57条** 市町村防災会議は、前条第1項の規定により指定避難施設が指定されたときは、当該指定避難施設に関する事項を、第54条第1項第2号の避難施設に関する事項として、同項の規定により市町村地域防災計画において定めるものとする。この場合においては、当該市町村地域防災計画において、併せて当該指定避難施設の管理者に対する人的災害を生ずるおそれがある津波に関する情報、予報及び警報の伝達方法を、同項第1号に掲げる事項として定めるものと

する。

**(指定避難施設に関する届出)**

**第58条** 指定避難施設の管理者は、当該指定避難施設を廃止し、又は改築その他の事由により当該指定避難施設の現状に政令で定める重要な変更を加えようとするときは、内閣府令・国土交通省令で定めるところにより市町村長に届け出なければならない。

**(指定の取消し)**

**第59条** 市町村長は、当該指定避難施設が廃止され、又は第56条第1項各号に掲げる基準に適合しなくなったと認めるときは、同項の規定による指定を取り消すものとする。

2 市町村は、前項の規定により第56条第1項の規定による指定を取り消したときは、その旨を公示しなければならない。

**(管理協定の締結等)**

**第60条** 市町村は、警戒区域において津波の発生時における円滑かつ迅速な避難の確保を図るため、警戒区域内に存する施設（当該市町村が管理する施設を除く。）であつて第56条第1項第1号及び第2号に掲げる基準に適合するものについて、その避難用部分（津波の発生時における避難の用に供する部分をいう。以下同じ。）を自ら管理する必要があると認めるときは、施設所有者等（当該施設の所有者、その敷地である土地の所有者又は当該土地の使用及び収益を目的とする権利（臨時設備その他一時使用のため設定されたことが明らかなものを除く。次条第1項において同じ。）を有する者をいう。以下同じ。）との間において、管理協定を締結して当該施設の避難用部分の管理を行うことができる。

2 前項の規定による管理協定については、施設所有者等の全員の合意がなければならない。

**第61条** 市町村は、警戒区域において津波の発生時における円滑かつ迅速な避難の確保を図るため、警戒区域内において建設が予定されている施設又は建設中の施設であつて、第56条第1項第1号及び第2号に掲げる基準に適合する見込みのもの（当該市町村が管理することとなる施設を除く。）について、その避難用部分を自ら管理する必要があると認めるときは、施設所有者等となろうとする者（当該施設の敷地である土地の所有者又は当該土地の使用及び収益を目的とする権利を有する者を含む。次項及び第68条において「予定施設所有者等」という。）との間において、管理協定を締結して建設後の当該施設の避難用部分の管理を行うことができる。

2 前項の規定による管理協定については、予定施設所有者等の全員の合意がなければならない。

**(管理協定の内容)**

**第62条** 第60条第1項又は前条第1項の規定による管理協定（以下「管理協定」という。）には、次に掲げる事項を定めるものとする。

- 一 管理協定の目的となる避難用部分（以下この条及び第65条において「協定避難用部分」という。）
- 二 協定避難用部分の管理の方法に関する事項
- 三 管理協定の有効期間
- 四 管理協定に違反した場合の措置

2 管理協定の内容は、次に掲げる基準のいずれにも適合するものでなければならない。

- 一 協定避難施設（協定避難用部分の属する施設をいう。以下同じ。）の利用を不当に制限するものでないこと。
- 二 前項第2号から第4号までに掲げる事項について内閣府令・国土交通省令で定める基準に



適合するものであること。

**(管理協定の縦覧等)**

**第63条** 市町村は、管理協定を締結しようとするときは、内閣府令・国土交通省令で定めるところにより、その旨を公告し、当該管理協定を当該公告の日から2週間利害関係人の縦覧に供さなければならない。

2 前項の規定による公告があったときは、利害関係人は、同項の縦覧期間満了の日までに、当該管理協定について、市町村に意見書を提出することができる。

**第64条** 建築主事を置かない市町村は、建築物又は建築基準法第88条第1項の政令で指定する工作物について管理協定を締結しようとするときは、あらかじめ、都道府県知事に協議しなければならない。

**(管理協定の公告等)**

**第65条** 市町村は、管理協定を締結したときは、内閣府令・国土交通省令で定めるところにより、その旨を公告し、かつ、当該管理協定の写しを当該市町村の事務所に備えて公衆の縦覧に供するとともに、協定避難施設又はその敷地である土地の区域内の見やすい場所に、それぞれ協定避難施設である旨又は協定避難施設が当該区域内に存する旨を明示し、かつ、協定避難用部分の位置を明示しなければならない。

**(市町村地域防災計画における協定避難施設に関する事項の記載)**

**第66条** 市町村防災会議は、当該市町村が管理協定を締結したときは、当該管理協定に係る協定避難施設に関する事項を、第54条第1項第2号の避難施設に関する事項として、同項の規定により市町村地域防災計画において定めるものとする。

**(管理協定の変更)**

**第67条** 第60条第2項、第61条第2項、第62条第2項、第63条及び第65条の規定は、管理協定において定めた事項の変更について準用する。この場合において、第61条第2項中「予定施設所有者等」とあるのは、「予定施設所有者等（施設の建設後にあつては、施設所有者等）」と読み替えるものとする。

**(管理協定の効力)**

**第68条** 第65条（前条において準用する場合を含む。）の規定による公告のあった管理協定は、その公告のあった後において当該管理協定に係る協定避難施設の施設所有者等又は予定施設所有者等となった者に対しても、その効力があるものとする。

**(市町村防災会議の協議会が設置されている場合の準用)**

**第69条** 第54条、第55条、第57条及び第66条の規定は、災害対策基本法第17条第1項の規定により津波による人的災害の防止又は軽減を図るため同項の市町村防災会議の協議会が設置されている場合について準用する。この場合において、第54条第1項中「市町村防災会議（災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第16条第1項の市町村防災会議をいい、これを設置しない市町村にあつては、当該市町村の長とする。」とあるのは「市町村防災会議の協議会（災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第17条第1項の市町村防災会議の協議会をいう。」と、「市町村地域防災計画（同法第42条第1項の市町村地域防災計画をいう。」とあるのは「市町村相互間地域防災計画（同法第44条第1項の市町村相互間地域防災計画をいう。」と、同条第2項、第57条及び第66条中「市町村防災会議」とあるのは「市町村防災会議の協議会」と、同項、第55条、第57条及び第66条中「市町村地域防災計画」とあるのは「市町村相互間地域防災計画」と読み替え

るものとする。

(津波避難訓練への協力)

**第70条** 指定避難施設の管理者は、津波避難訓練が行われるときは、これに協力しなければならない。

(避難確保計画の作成等)

**第71条** 次に掲げる施設であつて、第54条第1項(第69条において準用する場合を含む。)の規定により市町村地域防災計画又は災害対策基本法第44条第1項の市町村相互間地域防災計画にその名称及び所在地が定められたもの(以下この条において「避難促進施設」という。)の所有者又は管理者は、単独で又は共同して、国土交通省令で定めるところにより、避難訓練その他当該避難促進施設の利用者の津波の発生時における円滑かつ迅速な避難の確保を図るために必要な措置に関する計画(以下この条において「避難確保計画」という。)を作成し、これを市町村長に報告するとともに、公表しなければならない。

一 地下街等

二 社会福祉施設、学校、医療施設その他の主として防災上の配慮を要する者が利用する施設のうち、その利用者の津波の発生時における円滑かつ迅速な避難を確保するための体制を計画的に整備する必要があるものとして政令で定めるもの

2 避難促進施設の所有者又は管理者は、避難確保計画の定めるところにより避難訓練を行うとともに、その結果を市町村長に報告しなければならない。

3 市町村長は、前2項の規定により報告を受けたときは、避難促進施設の所有者又は管理者に対し、当該避難促進施設の利用者の津波の発生時における円滑かつ迅速な避難の確保を図るために必要な助言又は勧告をすることができる。

4 避難促進施設の所有者又は管理者の使用人その他の従業者は、避難確保計画の定めるところにより、第2項の避難訓練に参加しなければならない。

5 避難促進施設の所有者又は管理者は、第2項の避難訓練を行おうとするときは、避難促進施設を利用する者に協力を求めることができる。

## 第9章 津波災害特別警戒区域

(津波災害特別警戒区域)

**第72条** 都道府県知事は、基本指針に基づき、かつ、津波浸水想定を踏まえ、警戒区域のうち、津波が発生した場合には建築物が損壊し、又は浸水し、住民等の生命又は身体に著しい危害が生ずるおそれがあると認められる土地の区域で、一定の開発行為(都市計画法第4条第12項に規定する開発行為をいう。次条第1項及び第80条において同じ。)及び一定の建築物(居室(建築基準法第2条第4号に規定する居室をいう。以下同じ。)を有するものに限る。以下同じ。)の建築(同条第13号に規定する建築をいう。以下同じ。)又は用途の変更の制限をすべき土地の区域を、津波災害特別警戒区域(以下「特別警戒区域」という。)として指定することができる。

2 前項の規定による指定は、当該指定の区域を明らかにしてするものとする。

3 都道府県知事は、第1項の規定による指定をしようとするときは、あらかじめ、国土交通省令で定めるところにより、その旨を公告し、当該指定の案を、当該指定をしようとする理由を記載した書面を添えて、当該公告から2週間公衆の縦覧に供しなければならない。

4 前項の規定による公告があつたときは、住民及び利害関係人は、同項の縦覧期間満了の日までに、縦覧に供された指定の案について、都道府県知事に意見書を提出することができる。

- 5 都道府県知事は、第1項の規定による指定をしようとするときは、あらかじめ、前項の規定により提出された意見書の写しを添えて、関係市町村長の意見を聴かなければならない。
- 6 都道府県知事は、第1項の規定による指定をするときは、国土交通省令で定めるところにより、その旨及び当該指定の区域を公示しなければならない。
- 7 都道府県知事は、前項の規定による公示をしたときは、速やかに、国土交通省令で定めるところにより、関係市町村長に、同項の規定により公示された事項を記載した図書を送付しなければならない。
- 8 第1項の規定による指定は、第6項の規定による公示によってその効力を生ずる。
- 9 関係市町村長は、第7項の図書を当該市町村の事務所において、公衆の縦覧に供しなければならない。
- 10 都道府県知事は、海岸保全施設又は津波防護施設の整備の実施その他の事由により、特別警戒区域の全部又は一部について第1項の規定による指定の事由がなくなつたと認めるときは、当該特別警戒区域の全部又は一部について当該指定を解除するものとする。
- 11 第2項から第9項までの規定は、第1項の規定による指定の変更又は前項の規定による当該指定の解除について準用する。

#### (特定開発行為の制限)

- 第73条** 特別警戒区域内において、政令で定める土地の形質の変更を伴う開発行為で当該開発行為をする土地の区域内において建築が予定されている建築物（以下「予定建築物」という。）の用途が制限用途であるもの（以下「特定開発行為」という。）をしようとする者は、あらかじめ、都道府県知事（地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の19第1項に規定する指定都市（第3項及び第94条において「指定都市」という。）、同法第252条の22第1項に規定する中核市（第3項において「中核市」という。）又は同法第252条の26の3第1項に規定する特例市（第3項において「特例市」という。）の区域内にあっては、それぞれの長。以下「都道府県知事等」という。）の許可を受けなければならない。
- 2 前項の制限用途とは、予定建築物の用途で、次に掲げる用途以外の用途でないものをいう。
    - 一 高齢者、障害者、乳幼児その他の特に防災上の配慮を要する者が利用する社会福祉施設、学校及び医療施設（政令で定めるものに限る。）
    - 二 前号に掲げるもののほか、津波の発生時における利用者の円滑かつ迅速な避難を確保することができないおそれが大きいものとして特別警戒区域内の区域であつて市町村の条例で定めるものごとに市町村の条例で定める用途
  - 3 市町村（指定都市、中核市及び特例市を除く。）は、前項第2号の条例を定めようとするときは、あらかじめ、都道府県知事と協議し、その同意を得なければならない。
  - 4 第1項の規定は、次に掲げる行為については、適用しない。
    - 一 特定開発行為をする土地の区域（以下「開発区域」という。）が特別警戒区域の内外にわたる場合における、特別警戒区域外においてのみ第1項の制限用途の建築物の建築がされる予定の特定開発行為
    - 二 開発区域が第2項第2号の条例で定める区域の内外にわたる場合における、当該区域外においてのみ第1項の制限用途（同号の条例で定める用途に限る。）の建築物の建築がされる予定の特定開発行為
    - 三 非常災害のために必要な応急措置として行う行為その他の政令で定める行為

#### (申請の手続)

**第74条** 前条第1項の許可を受けようとする者は、国土交通省令で定めるところにより、次に掲げる事項を記載した申請書を提出しなければならない。

- 一 開発区域の位置、区域及び規模
- 二 予定建築物（前条第1項の制限用途のものに限る。）の用途及びその敷地の位置
- 三 特定開発行為に関する工事の計画
- 四 その他国土交通省令で定める事項

2 前項の申請書には、国土交通省令で定める図書を添付しなければならない。

#### (許可の基準)

**第75条** 都道府県知事等は、第73条第1項の許可の申請があったときは、特定開発行為に関する工事の計画が、擁壁の設置その他の津波が発生した場合における開発区域内の土地の安全上必要な措置を国土交通省令で定める技術的基準に従い講じるものであり、かつ、その申請の手続がこの法律及びこの法律に基づく命令の規定に違反していないと認めるときは、その許可をしなければならない。

#### (許可の特例)

**第76条** 国又は地方公共団体が行う特定開発行為については、国又は地方公共団体と都道府県知事等との協議が成立することをもって第73条第1項の許可を受けたものとみなす。

2 都市計画法第29条第1項又は第2項の許可を受けた特定開発行為は、第73条第1項の許可を受けたものとみなす。

#### (許可又は不許可の通知)

**第77条** 都道府県知事等は、第73条第1項の許可の申請があったときは、遅滞なく、許可又は不許可の処分をしなければならない。

2 前項の処分をするには、文書をもって当該申請をした者に通知しなければならない。

#### (変更の許可等)

**第78条** 第73条第1項の許可（この項の規定による許可を含む。）を受けた者は、第74条第1項各号に掲げる事項の変更をしようとする場合においては、都道府県知事等の許可を受けなければならない。ただし、変更後の予定建築物の用途が第73条第1項の制限用途以外のものであるとき、又は国土交通省令で定める軽微な変更をしようとするときは、この限りでない。

2 前項の許可を受けようとする者は、国土交通省令で定める事項を記載した申請書を都道府県知事等に提出しなければならない。

3 第73条第1項の許可を受けた者は、第1項ただし書に該当する変更をしたときは、遅滞なく、その旨を都道府県知事等に届け出なければならない。

4 前3条の規定は、第1項の許可について準用する。

5 第1項の許可又は第3項の規定による届出の場合における次条から第81条までの規定の適用については、第1項の許可又は第3項の規定による届出に係る変更後の内容を第73条第1項の許可の内容とみなす。

6 第76条第2項の規定により第73条第1項の許可を受けたものとみなされた特定開発行為に係る都市計画法第35条の2第1項の許可又は同条第3項の規定による届出は、当該特定開発行為に係る第1項の許可又は第3項の規定による届出とみなす。

#### (工事完了の検査等)

**第79条** 第73条第1項の許可を受けた者は、当該許可に係る特定開発行為（第76条第2項の規定により第73条第1項の許可を受けたものとみなされた特定開発行為を除く。）に関する工事の全てを完了したときは、国土交通省令で定めるところにより、その旨を都道府県知事等に届け出なければならない。

2 都道府県知事等は、前項の規定による届出があったときは、遅滞なく、当該工事が第75条の国土交通省令で定める技術的基準に適合しているかどうかについて検査し、その検査の結果当該工事が当該技術的基準に適合していると認めたときは、国土交通省令で定める様式の検査済証を当該届出をした者に交付しなければならない。

3 都道府県知事等は、前項の規定により検査済証を交付したときは、遅滞なく、国土交通省令で定めるところにより、当該工事が完了した旨及び当該工事の完了後において当該工事に係る開発区域（特別警戒区域内のものに限る。）に地盤面の高さが基準水位以上である土地の区域があるときはその区域を公告しなければならない。

**（開発区域の建築制限）**

**第80条** 第73条第1項の許可を受けた開発区域（特別警戒区域内のものに限る。）内の土地においては、前条第3項の規定による公告又は第76条第2項の規定により第73条第1項の許可を受けたものとみなされた特定開発行為に係る都市計画法第36条第3項の規定による公告があるまでの間は、第73条第1項の制限用途の建築物の建築をしてはならない。ただし、開発行為に関する工事用の仮設建築物の建築をするときその他都道府県知事等が支障がないと認めたときは、この限りでない。

**（特定開発行為の廃止）**

**第81条** 第73条第1項の許可を受けた者は、当該許可に係る特定開発行為に関する工事を廃止したときは、遅滞なく、国土交通省令で定めるところにより、その旨を都道府県知事等に届け出なければならない。

2 第76条第2項の規定により第73条第1項の許可を受けたものとみなされた特定開発行為に係る都市計画法第38条の規定による届出は、当該特定開発行為に係る前項の規定による届出とみなす。

**（特定建築行為の制限）**

**第82条** 特別警戒区域内において、第73条第2項各号に掲げる用途の建築物の建築（既存の建築物の用途を変更して同項各号に掲げる用途の建築物とすることを含む。以下「特定建築行為」という。）をしようとする者は、あらかじめ、都道府県知事等の許可を受けなければならない。ただし、次に掲げる行為については、この限りでない。

- 一 第79条第3項又は都市計画法第36条第3項後段の規定により公告されたその地盤面の高さが基準水位以上である土地の区域において行う特定建築行為
- 二 非常災害のために必要な応急措置として行う行為その他の政令で定める行為

**（申請の手続）**

**第83条** 第73条第2項第1号に掲げる用途の建築物について前条の許可を受けようとする者は、国土交通省令で定めるところにより、次に掲げる事項を記載した申請書を提出しなければならない。

- 一 特定建築行為に係る建築物の敷地の位置及び区域
- 二 特定建築行為に係る建築物の構造方法

三 次条第1項第2号の政令で定める居室の床面の高さ

四 その他国土交通省令で定める事項

2 前項の申請書には、国土交通省令で定める図書を添付しなければならない。

3 第73条第2項第2号の条例で定める用途の建築物について前条の許可を受けようとする者は、市町村の条例で定めるところにより、次に掲げる事項を記載した申請書を提出しなければならない。

一 特定建築行為に係る建築物の敷地の位置及び区域

二 特定建築行為に係る建築物の構造方法

三 その他市町村の条例で定める事項

4 前項の申請書には、国土交通省令で定める図書及び市町村の条例で定める図書を添付しなければならない。

5 第73条第3項の規定は、前2項の条例を定める場合について準用する。

#### (許可の基準)

**第84条** 都道府県知事等は、第73条第2項第1号に掲げる用途の建築物について第82条の許可の申請があったときは、当該建築物が次に掲げる基準に適合するものであり、かつ、その申請の手続がこの法律又はこの法律に基づく命令の規定に違反していないと認めるときは、その許可をしなければならない。

一 津波に対して安全な構造のものとして国土交通省令で定める技術的基準に適合するものであること。

二 第73条第2項第1号の政令で定める用途ごとに政令で定める居室の床面の高さ（当該居室の構造その他の事由を勘案して都道府県知事等が津波に対して安全であると認める場合にあっては、当該居室の床面の高さに都道府県知事等が当該居室について指定する高さを加えた高さ）が基準水位以上であること。

2 都道府県知事等は、第73条第2項第2号の条例で定める用途の建築物について第82条の許可の申請があったときは、当該建築物が次に掲げる基準に適合するものであり、かつ、その申請の手続がこの法律若しくはこの法律に基づく命令の規定又は前条第3項若しくは第4項の条例の規定に違反していないと認めるときは、その許可をしなければならない。

一 前項第1号の国土交通省令で定める技術的基準に適合するものであること。

二 次のいずれかに該当するものであることとする基準を参酌して市町村の条例で定める基準に適合するものであること。

イ 居室（共同住宅その他の各戸ごとに利用される建築物にあっては、各戸ごとの居室）の床面の全部又は一部の高さが基準水位以上であること。

ロ 基準水位以上の高さに避難上有効な屋上その他の場所が配置され、かつ、当該場所までの避難上有効な階段その他の経路があること。

3 第73条第3項の規定は、前項第2号の条例を定める場合について準用する。

4 建築主事を置かない市の市長は、第82条の許可をしようとするときは、都道府県知事に協議しなければならない。

#### (許可の特例)

**第85条** 国又は地方公共団体が行う特定建築行為については、国又は地方公共団体と都道府県知事等との協議が成立することをもって第82条の許可を受けたものとみなす。

(許可証の交付又は不許可の通知)

**第86条** 都道府県知事等は、第82条の許可の申請があったときは、遅滞なく、許可又は不許可の処分をしなければならない。

- 2 都道府県知事等は、当該申請をした者に、前項の許可の処分をしたときは許可証を交付し、同項の不許可の処分をしたときは文書をもって通知しなければならない。
- 3 前項の許可証の交付を受けた後でなければ、特定建築行為に関する工事（根切り工事その他の政令で定める工事を除く。）は、することができない。
- 4 第2項の許可証の様式は、国土交通省令で定める。

(変更の許可等)

**第87条** 第82条の許可（この項の規定による許可を含む。）を受けた者は、次に掲げる場合においては、都道府県知事等の許可を受けなければならない。ただし、変更後の建築物が第73条第2項各号に掲げる用途の建築物以外のものとなるとき、又は国土交通省令で定める軽微な変更をしようとするときは、この限りでない。

- 一 第73条第2項第1号に掲げる用途の建築物について第83条第1項各号に掲げる事項の変更をしようとする場合
- 二 第73条第2項第2号の条例で定める用途の建築物について第83条第3項各号に掲げる事項の変更をしようとする場合
- 2 前項の許可を受けようとする者は、国土交通省令で定める事項（同項第2号に掲げる場合にあっては、市町村の条例で定める事項）を記載した申請書を都道府県知事等に提出しなければならない。
- 3 第73条第3項の規定は、前項の条例を定める場合について準用する。
- 4 第82条の許可を受けた者は、第1項ただし書に該当する変更をしたときは、遅滞なく、その旨を都道府県知事等に届け出なければならない。
- 5 前3条の規定は、第1項の許可について準用する。

(監督処分)

**第88条** 都道府県知事等は、次の各号のいずれかに該当する者に対して、特定開発行為に係る土地又は特定建築行為に係る建築物における津波による人的災害を防止するために必要な限度において、第73条第1項、第78条第1項、第82条若しくは前条第1項の許可を取り消し、若しくはその許可に付した条件を変更し、又は工事その他の行為の停止を命じ、若しくは相当の期限を定めて必要な措置をとることを命ずることができる。

- 一 第73条第1項又は第78条第1項の規定に違反して、特定開発行為をした者
- 二 第82条又は前条第1項の規定に違反して、特定建築行為をした者
- 三 第73条第1項、第78条第1項、第82条又は前条第1項の許可に付した条件に違反した者
- 四 特別警戒区域で行われる又は行われた特定開発行為（当該特別警戒区域の指定の際当該特別警戒区域内において既に着手している行為を除く。）であって、開発区域内の土地の安全上必要な措置を第75条の国土交通省令で定める技術的基準に従って講じていないものに関する工事の注文主若しくは請負人（請負工事の下請人を含む。）又は請負契約によらないで自らその工事を行っている者若しくはした者
- 五 特別警戒区域で行われる又は行われた特定建築行為（当該特別警戒区域の指定の際当該特別警戒区域内において既に着手している行為を除く。）であって、第84条第1項各号に掲げる

基準又は同条第2項各号に掲げる基準に従って行われていないものに関する工事の注文主若しくは請負人（請負工事の下請人を含む。）又は請負契約によらないで自らその工事を行っている者若しくはした者

六 偽りその他不正な手段により第73条第1項、第78条第1項、第82条又は前条第1項の許可を受けた者

2 前項の規定により必要な措置をとることを命じようとする場合において、過失がなくて当該措置を命ぜべき者を確知することができないときは、都道府県知事等は、その者の負担において、当該措置を自ら行い、又はその命じた者若しくは委任した者にこれを行わせることができる。この場合においては、相当の期限を定めて、当該措置を行うべき旨及びその期限までに当該措置を行わないときは、都道府県知事等又はその命じた者若しくは委任した者が当該措置を行う旨を、あらかじめ、公告しなければならない。

3 都道府県知事等は、第1項の規定による命令をした場合においては、標識の設置その他国土交通省令で定める方法により、その旨を公示しなければならない。

4 前項の標識は、第1項の規定による命令に係る土地又は建築物若しくは建築物の敷地内に設置することができる。この場合においては、同項の規定による命令に係る土地又は建築物若しくは建築物の敷地の所有者、管理者又は占有者は、当該標識の設置を拒み、又は妨げてはならない。

#### （立入検査）

**第89条** 都道府県知事等又はその命じた者若しくは委任した者は、第73条第1項、第78条第1項、第79条第2項、第80条、第82条、第87条第1項又は前条第1項の規定による権限を行うため必要がある場合においては、当該土地に立ち入り、当該土地又は当該土地において行われている特定開発行為若しくは特定建築行為に関する工事の状況を検査することができる。

2 第7条第5項の規定は、前項の場合について準用する。

3 第1項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解してはならない。

#### （報告の徴収等）

**第90条** 都道府県知事等は、第73条第1項又は第78条第1項の許可を受けた者に対し、当該許可に係る土地若しくは当該許可に係る特定開発行為に関する工事の状況について報告若しくは資料の提出を求め、又は当該土地における津波による人的災害を防止するために必要な助言若しくは勧告をすることができる。

2 都道府県知事等は、第82条又は第87条第1項の許可を受けた者に対し、当該許可に係る建築物若しくは当該許可に係る特定建築行為に関する工事の状況について報告若しくは資料の提出を求め、又は当該建築物における津波による人的災害を防止するために必要な助言若しくは勧告をすることができる。

#### （許可の条件）

**第91条** 都道府県知事等は、第73条第1項又は第78条第1項の許可には、特定開発行為に係る土地における津波による人的災害を防止するために必要な条件を付することができる。

2 都道府県知事等は、第82条又は第87条第1項の許可には、特定建築行為に係る建築物における津波による人的災害を防止するために必要な条件を付することができる。

#### （移転等の勧告）



**第92条** 都道府県知事は、津波が発生した場合には特別警戒区域内に存する建築物が損壊し、又は浸水し、住民等の生命又は身体に著しい危害が生ずるおそれ大きいと認めるときは、当該建築物の所有者、管理者又は占有者に対し、当該建築物の移転その他津波による人的災害を防止し、又は軽減するために必要な措置をとることを勧告することができる。

2 都道府県知事は、前項の規定による勧告をした場合において、必要があると認めるときは、その勧告を受けた者に対し、土地の取得についてのあつせんその他の必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

## 第10章 雑則

### (財政上の措置等)

**第93条** 国は、津波防災地域づくりの推進に関する施策を実施するために必要な財政上、金融上及び税制上の措置その他の措置を講ずるよう努めるものとする。

### (監視区域の指定)

**第94条** 都道府県知事又は指定都市の長は、推進計画区域のうち、地価が急激に上昇し、又は上昇するおそれがあり、これによって適正かつ合理的な土地利用の確保が困難となるおそれがあると認められる区域を国土利用計画法（昭和49年法律第92号）第27条の6第1項の規定により監視区域として指定するよう努めるものとする。

### (地籍調査の推進)

**第95条** 国は、推進計画区域における地籍調査の推進を図るため、地籍調査の推進に資する調査を行うよう努めるものとする。

### (権限の委任)

**第96条** この法律に規定する国土交通大臣の権限は、国土交通省令で定めるところにより、その一部を地方整備局長又は北海道開発局長に委任することができる。

### (命令への委任)

**第97条** この法律に定めるもののほか、この法律の実施のために必要な事項は、命令で定める。

### (経過措置)

**第98条** この法律に基づき命令を制定し、又は改廃する場合においては、その命令で、その制定又は改廃に伴い合理的に必要と判断される範囲内において、所要の経過措置（罰則に関する経過措置を含む。）を定めることができる。

## 第11章 罰則

**第99条** 次の各号のいずれかに該当する者は、1年以下の懲役又は50万円以下の罰金に処する。

- 一 第22条第1項の規定に違反して、津波防護施設区域を占用した者
- 二 第23条第1項の規定に違反して、同項各号に掲げる行為をした者
- 三 第73条第1項又は第78条第1項の規定に違反して、特定開発行為をした者
- 四 第80条の規定に違反して、第73条第1項の制限用途の建築物の建築をした者
- 五 第82条又は第87条第1項の規定に違反して、特定建築行為をした者
- 六 第88条第1項の規定による都道府県知事等の命令に違反した者

**第100条** 次の各号のいずれかに該当する者は、6月以下の懲役又は30万円以下の罰金に処する。

- 一 第7条第7項（第34条第2項において準用する場合を含む。）の規定に違反して、土地の立入り又は一時使用を拒み、又は妨げた者
- 二 第89条第1項の規定による立入検査を拒み、妨げ、又は忌避した者

**第101条** 次の各号のいずれかに該当する者は、30万円以下の罰金に処する。

- 一 第51条第3項の規定に違反した者
- 二 第52条第1項の規定に違反して、届出をしないで、又は虚偽の届出をして、同項各号に掲げる行為をした者
- 三 第90条第1項又は第2項の規定による報告又は資料の提出を求められて、報告若しくは資料を提出せず、又は虚偽の報告若しくは資料の提出をした者

**第102条** 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務又は財産に関し、前3条の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対しても各本条の罰金刑を科する。

**第103条** 第58条、第78条第3項、第81条第1項又は第87条第4項の規定に違反して、届出をせず、又は虚偽の届出をした者は、20万円以下の過料に処する。

#### 附 則

この法律は、公布の日から起算して2月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、第9章、第99条（第3号から第6号までに係る部分に限る。）、第100条（第2号に係る部分に限る。）、第101条（第3号に係る部分に限る。）及び第103条（第58条に係る部分を除く。）の規定は、公布の日から起算して6月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

（平成23年政令第425号で、本文に係る部分は、平成23年12月27日から施行）

（平成24年政令第157号で、ただし書に係る部分は、平成24年6月13日から施行）

## ○津波防災地域づくりに関する法律施行令

(平成23年12月26日政令第426号)

改正 平成24年2月3日政令第26号  
平成24年6月1日政令第158号  
平成25年11月27日政令第319号

### (津波防護施設)

**第1条** 津波防災地域づくりに関する法律(以下「法」という。)第2条第10項の政令で定める施設は、盛土構造物(津波による浸水を防止する機能を有するものに限る。第15条において同じ。)、護岸、胸壁及び開こう門をいう。

### (公共施設)

**第2条** 法第2条第12項の政令で定める公共の用に供する施設は、広場、緑地、水道、河川及び水路並びに防水、防砂又は防潮の施設とする。

### (収用委員会の裁決の申請手続)

**第3条** 法第7条第10項(法第34条第2項において準用する場合を含む。)、第28条第3項、第35条第4項又は第51条第6項の規定により土地収用法(昭和26年法律第219号)第94条第2項の規定による裁決を申請しようとする者は、国土交通省令で定める様式に従い、同条第3項各号(第3号を除く。)に掲げる事項を記載した裁決申請書を収用委員会に提出しなければならない。

### (他の都府県知事の権限の代行)

**第4条** 法第20条第3項の規定により1の都府県知事が他の都府県知事に代わって行う権限は、法第7章第1節及び第2節に規定する都府県知事の権限のうち、次に掲げるもの以外のものとする。

- 一 法第18条第2項の規定により市町村長が管理することが適当であると認められる津波防護施設を指定し、及び同条第4項の規定により公示すること。
- 二 法第18条第3項の規定により市町村長の意見を聴くこと。
- 三 法第21条第1項の規定により津波防護施設区域を指定し、及び同条第3項の規定により公示すること。
- 四 法第36条第1項の規定により津波防護施設台帳を調製し、及びこれを保管すること。

### (津波防護施設区域における行為で許可を要しないもの)

**第5条** 法第23条第1項ただし書の政令で定める行為は、次に掲げるもの(第2号から第4号までに掲げる行為で、津波防護施設の敷地から5メートル(津波防護施設の構造又は地形、地質その他の状況により津波防護施設管理者がこれと異なる距離を指定した場合には、当該距離)以内の土地におけるものを除く。)とする。

- 一 津波防護施設区域(法第21条第1項第2号に掲げる土地の区域に限る。次号から第4号までに於いて同じ。)内の土地における耕うん
- 二 津波防護施設区域内の土地における地表から高さ3メートル以内の盛土(津波防護施設に沿って行う盛土で津波防護施設に沿う部分の長さが20メートル以上のものを除く。)
- 三 津波防護施設区域内の土地における地表から深さ1メートル以内の土地の掘削又は切土

四 津波防護施設区域内の土地における施設又は工作物（鉄骨造、コンクリート造、石造、れんが造その他これらに類する構造のもの及び貯水池、水槽、井戸、水路その他これらに類する用途のものを除く。）の新築又は改築

五 前各号に掲げるもののほか、津波防護施設の敷地である土地の区域における施設又は工作物の新築又は改築以外の行為であって、津波防護施設管理者が津波防護施設の保全上影響が少ないと認めて指定したもの

2 津波防護施設管理者は、前項の規定による指定をするときは、国土交通省令で定めるところにより、その旨を公示しなければならない。これを変更し、又は廃止するときも、同様とする。

（津波防護施設区域における制限行為）

**第6条** 法第23条第1項第3号の政令で定める行為は、津波防護施設を損壊するおそれがあると認めて津波防護施設管理者が指定する行為とする。

2 前条第2項の規定は、前項の規定による指定について準用する。

（他の施設等を保管した場合の公示事項）

**第7条** 法第27条第5項の政令で定める事項は、次に掲げるものとする。

一 保管した他の施設等の名称又は種類、形状及び数量

二 保管した他の施設等の放置されていた場所及び当該他の施設等を除却した日時

三 当該他の施設等の保管を始めた日時及び保管の場所

四 前3号に掲げるもののほか、保管した他の施設等を返還するため必要と認められる事項

（他の施設等を保管した場合の公示の方法）

**第8条** 法第27条第5項の規定による公示は、次に掲げる方法により行わなければならない。

一 前条各号に掲げる事項を、保管を始めた日から起算して14日間、当該津波防護施設管理者の事務所に掲示すること。

二 前号の公示の期間が満了しても、なお当該他の施設等の所有者、占有者その他当該他の施設等について権原を有する者（第12条において「所有者等」という。）の氏名及び住所を知ることができないときは、前条各号に掲げる事項の要旨を公報又は新聞紙への掲載その他の適切な方法により公表すること。

2 津波防護施設管理者は、前項に規定する方法による公示を行うとともに、国土交通省令で定める様式による保管した他の施設等一覧簿を当該津波防護施設管理者の事務所に備え付け、かつ、これをいつでも関係者に自由に閲覧させなければならない。

（他の施設等の価額の評価の方法）

**第9条** 法第27条第6項の規定による他の施設等の価額の評価は、当該他の施設等の購入又は製作に要する費用、使用年数、損耗の程度その他当該他の施設等の価額の評価に関する事情を勘案してするものとする。この場合において、津波防護施設管理者は、必要があると認めるときは、他の施設等の価額の評価に関し専門的知識を有する者の意見を聴くことができる。

（保管した他の施設等を売却する場合の手続）

**第10条** 法第27条第6項の規定による保管した他の施設等の売却は、競争入札に付して行わなければならない。ただし、競争入札に付しても入札者がいない他の施設等その他競争入札に付することが適当でない認められる他の施設等については、随意契約により売却することができる。

**第11条** 津波防護施設管理者は、前条本文の規定による競争入札のうち一般競争入札に付そうとするときは、その入札期日の前日から起算して少なくとも5日前までに、当該他の施設等の名

称又は種類、形状、数量その他国土交通省令で定める事項を当該津波防護施設管理者の事務所に掲示し、又はこれに準ずる適当な方法で公示しなければならない。

2 津波防護施設管理者は、前条本文の規定による競争入札のうち指名競争入札に付そうとするときは、なるべく3人以上の入札者を指定し、かつ、それらの者に当該他の施設等の名称又は種類、形状、数量その他国土交通省令で定める事項をあらかじめ通知しなければならない。

3 津波防護施設管理者は、前条ただし書の規定による随意契約によろうとするときは、なるべく2人以上の者から見積書を徴さなければならない。

#### (他の施設等を返還する場合の手続)

**第12条** 津波防護施設管理者は、保管した他の施設等（法第27条第6項の規定により売却した代金を含む。）を所有者等に返還するときは、返還を受ける者にその氏名及び住所を証するに足りる書類を提出させる方法その他の方法によってその者が当該他の施設等の返還を受けるべき所有者等であることを証明させ、かつ、国土交通省令で定める様式による受領書と引換えに返還するものとする。

#### (津波防護施設管理者以外の者の行う工事等の承認申請手続)

**第13条** 法第33条第1項の承認を受けようとする者は、工事の設計及び実施計画又は維持の実施計画を記載した承認申請書を津波防護施設管理者に提出しなければならない。

#### (津波防護施設管理者以外の者の行う工事等で承認を要しないもの)

**第14条** 法第33条第1項ただし書の政令で定める軽易なものは、ごみその他の廃物の除去、草刈りその他これらに類する小規模な維持とする。

#### (国が費用を補助する工事の範囲及び補助率)

**第15条** 法第39条の規定により国がその費用を補助することができる工事は、次に掲げる施設であって津波防護施設であるものの新設又は改良に関する工事とし、その補助率は2分の1とする。

- 一 道路又は鉄道と相互に効用を兼ねる盛土構造物であって、国土交通省令で定める規模以下のもの
- 二 前号に掲げる施設に設けられる護岸
- 三 胸壁又は閘門であって、盛土構造物と一体となって機能を発揮するもの

#### (補助額)

**第16条** 国が法第39条の規定により補助する金額は、前条各号に掲げる施設であって津波防護施設であるものの新設又は改良に関する工事に要する費用の額（法第43条から第45条までの規定による負担金があるときは、当該費用の額からこれらの負担金の額を控除した額）に前条に規定する国の補助率を乗じて得た額とする。

#### (通常の管理行為、軽易な行為その他の行為)

**第17条** 法第52条第1項ただし書の政令で定める行為は、次に掲げるものとする。

- 一 法第52条第1項第1号に掲げる行為であって、指定津波防護施設の維持管理のためにするもの
- 二 法第52条第1項第1号に掲げる行為であって、仮設の建築物の建築その他これに類する土地の一時的な利用のためにするもの（当該利用に供された後に当該指定津波防護施設の機能が当該行為前の状態に戻されることが確実な場合に限る。）

#### (指定避難施設の重要な変更)

**第18条** 法第58条の政令で定める重要な変更は、次に掲げるものとする。

- 一 改築又は増築による指定避難施設の構造耐力上主要な部分（建築基準法施行令（昭和25年政令第338号）第1条第3号に規定する構造耐力上主要な部分をいう。）の変更
- 二 指定避難施設の避難上有効な屋上その他の場所として市町村長が指定するものの総面積の10分の1以上の面積の増減を伴う変更
- 三 前号に規定する場所までの避難上有効な階段その他の経路として市町村長が指定するものの廃止

**（避難促進施設）**

**第19条** 法第71条第1項第2号の政令で定める施設は、次に掲げるものとする。

- 一 老人福祉施設（老人介護支援センターを除く。）、有料老人ホーム、認知症対応型老人共同生活援助事業の用に供する施設、身体障害者社会参加支援施設、障害者支援施設、地域活動支援センター、福祉ホーム、障害福祉サービス事業（生活介護、短期入所、自立訓練、就労移行支援、就労継続支援又は共同生活援助を行う事業に限る。）の用に供する施設、保護施設（医療保護施設及び宿所提供施設を除く。）、児童福祉施設（母子生活支援施設及び児童遊園を除く。）、障害児通所支援事業（児童発達支援又は放課後等デイサービスを行う事業に限る。）の用に供する施設、児童自立生活援助事業の用に供する施設、放課後児童健全育成事業の用に供する施設、子育て短期支援事業の用に供する施設、一時預かり事業の用に供する施設、児童相談所、母子健康センターその他これらに類する施設
- 二 幼稚園、小学校、中学校、高等学校、中等教育学校、特別支援学校、高等専門学校及び専修学校（高等課程を置くものに限る。）
- 三 病院、診療所及び助産所

**（特定開発行為に係る土地の形質の変更）**

**第20条** 法第73条第1項の政令で定める土地の形質の変更は、次に掲げるものとする。

- 一 切土であって、当該切土をした土地の部分に高さが2メートルを超える崖（地表面が水平面に対し30度を超える角度をなす土地で硬岩盤（風化の著しいものを除く。）以外のものをいう。以下この条において同じ。）を生ずることとなるもの
  - 二 盛土であって、当該盛土をした土地の部分に高さが1メートルを超える崖を生ずることとなるもの
  - 三 切土及び盛土を同時にする場合における盛土であって、当該盛土をした土地の部分に高さが1メートル以下の崖を生じ、かつ、当該切土及び盛土をした土地の部分に高さが2メートルを超える崖を生ずることとなるもの
- 2 前項の規定の適用については、小段その他のものによって上下に分離された崖がある場合において、下層の崖面（崖の地表面をいう。以下この項において同じ。）の下端を含み、かつ、水平面に対し30度の角度をなす面の上方に上層の崖面の下端があるときは、その上下の崖は一体のものとしみなす。

**（制限用途）**

**第21条** 法第73条第2項第1号の政令で定める社会福祉施設、学校及び医療施設は、次に掲げるものとする。

- 一 老人福祉施設（老人介護支援センターを除く。）、有料老人ホーム、認知症対応型老人共同生活援助事業の用に供する施設、身体障害者社会3加支援施設、障害者支援施設、地域活動

支援センター、福祉ホーム、障害福祉サービス事業（生活介護、短期入所、自立訓練、就労移行支援、就労継続支援又は共同生活援助を行う事業に限る。）の用に供する施設、保護施設（医療保護施設及び宿所提供施設を除く。）、児童福祉施設（母子生活支援施設、児童厚生施設、児童自立支援施設及び児童家庭支援センターを除く。）、障害児通所支援事業（児童発達支援又は放課後等デイサービスを行う事業に限る。）の用に供する施設、子育て短期支援事業の用に供する施設、一時預かり事業の用に供する施設、母子健康センター（妊婦、産婦又はじょく婦の収容施設があるものに限る。）その他これらに類する施設

二 幼稚園及び特別支援学校

三 病院、診療所（患者の収容施設があるものに限る。）及び助産所（妊婦、産婦又はじょく婦の収容施設があるものに限る。）

（特定開発行為の制限の適用除外）

**第22条** 法第73条第4項第3号の政令で定める行為は、次に掲げるものとする。

一 非常災害のために必要な応急措置として行う開発行為（法第72条第1項に規定する開発行為をいう。次号において同じ。）

二 仮設の建築物の建築の用に供する目的で行う開発行為

（特定建築行為の制限の適用除外）

**第23条** 法第82条第2号の政令で定める行為は、次に掲げるものとする。

一 非常災害のために必要な応急措置として行う建築

二 仮設の建築物の建築

三 特定用途（第21条各号に掲げる用途をいう。以下この号において同じ。）の既存の建築物（法第72条第1項の規定による津波災害特別警戒区域の指定の日以後に建築に着手されたものを除く。）の用途を変更して他の特定用途の建築物とする行為

（居室の床面の高さを基準水位以上の高さにすべき居室）

**第24条** 法第84条第1項第2号（法第87条第5項において準用する場合を含む。）の政令で定める居室は、次の各号に掲げる用途の区分に応じ、当該各号に定める居室（当該用途の建築物に当該居室の利用者の避難上有効なものとして法第73条第1項に規定する都道府県知事等が認める他の居室がある場合にあっては、当該他の居室）とする。

一 第21条第1号に掲げる用途（次号に掲げるものを除く。） 寝室（入所する者の使用するものに限る。）

二 第21条第1号に掲げる用途（通所のみにより利用されるものに限る。） 当該用途の建築物の居室のうちこれらに通う者に対する日常生活に必要な便宜の供与、訓練、保育その他これらに類する目的のために使用されるもの

三 第21条第2号に掲げる用途 教室

四 第21条第3号に掲げる用途 病室その他これに類する居室

（行為着手の制限の例外となる工事）

**第25条** 法第86条第3項（法第87条第5項において準用する場合を含む。）の政令で定める工事は、根切り工事、山留め工事、ウェル工事、ケーソン工事その他基礎工事とする。

**附 則**

この政令は、法の施行の日（平成23年12月27日）から施行する。

**附 則**（平成24年2月3日政令第26号） 抄

(施行期日)

第1条 この政令は、平成24年4月1日から施行する。

附 則 (平成24年6月1日政令第158号)

この政令は、津波防災地域づくりに関する法律附則ただし書に規定する規定の施行の日（平成24年6月13日）から施行する。

附 則 (平成25年11月27日政令第319号) 抄

(施行期日)

1 この政令は、平成26年4月1日から施行する。



# ○津波防災地域づくりに関する法律施行規則

(平成23年12月26日国土交通省令第99号)

改正 平成24年6月12日国土交通省令第58号

平成24年9月20日国土交通省令第76号

## 目次

- 第1章 津波浸水想定の設定等（第1条）
  - 第2章 推進計画区域における特別の措置
    - 第1節 土地区画整理事業に関する特例（第2条—第5条）
    - 第2節 津波からの避難に資する建築物の容積率の特例（第6条）
    - 第3節 集団移転促進事業に関する特例（第7条）
  - 第3章 津波防護施設等
    - 第1節 津波防護施設の管理（第8条—第20条）
    - 第2節 津波防護施設に関する費用（第21条・第22条）
    - 第3節 指定津波防護施設（第23条—第27条）
  - 第4章 津波災害警戒区域（第28条—第32条）
  - 第5章 津波災害特別警戒区域（第33条—第61条）
  - 第6章 雑則（第62条）
- 附則

### 第1章 津波浸水想定の設定等

#### （損失の補償の裁決申請書の様式）

**第1条** 津波防災地域づくりに関する法律施行令（以下「令」という。）第3条の規定による裁決申請書の様式は、別記様式第1とし、正本1部及び写し1部を提出するものとする。

### 第2章 推進計画区域における特別の措置

#### 第1節 土地区画整理事業に関する特例

##### （津波防災住宅等建設区を定める場合の地方公共団体施行に関する認可申請手続）

**第2条** 土地区画整理法（昭和29年法律第119号）第52条第1項又は第55条第12項の認可を申請しようとする者は、津波防災地域づくりに関する法律（以下「法」という。）第12条第1項の規定により事業計画において津波防災住宅等建設区を定めようとするときは、認可申請書に、土地区画整理法施行規則（昭和30年建設省令第5号）第3条の2各号に掲げる事項のほか、津波防災住宅等建設区の位置及び面積を記載しなければならない。

##### （津波防災住宅等建設区に関する図書）

**第3条** 津波防災住宅等建設区は、設計説明書及び設計図を作成して定めなければならない。

- 2 前項の設計説明書には津波防災住宅等建設区的面積を記載し、前項の設計図は縮尺1,200分の1以上とするものとする。
- 3 第1項の設計図及び土地区画整理法施行規則第6条第1項の設計図は、併せて一葉の図面とするものとする。

(津波防災住宅等建設区への換地の申出)

第4条 法第13条第1項の申出は、別記様式第2の申出書を提出して行うものとする。

2 前項の申出書には、法第13条第2項の規定による同意を得たことを証する書類を添付しなければならない。

(津波防災住宅等建設区内に換地を定められるべき宅地の指定につき支障とならない工作物)

第5条 法第13条第4項第1号の国土交通省令で定める工作物は、仮設の工作物とする。

第2節 津波からの避難に資する建築物の容積率の特例

(認定申請書及び認定通知書の様式)

第6条 法第15条の規定による認定を申請しようとする者は、別記様式第3の申請書の正本及び副本に、それぞれ、特定行政庁が規則で定める図書又は書面を添えて、特定行政庁に提出するものとする。

2 特定行政庁は、法第15条の規定による認定をしたときは、別記様式第4の通知書に、前項の申請書の副本及びその添付図書を添えて、申請者に通知するものとする。

3 特定行政庁は、法第15条の規定による認定をしないときは、別記様式第5の通知書に、第1項の申請書の副本及びその添付図書を添えて、申請者に通知するものとする。

第3節 集団移転促進事業に関する特例

(集団移転促進事業に関する特例)

第7条 法第16条第2項の規定に基づき都道府県が防災のための集団移転促進事業に係る国の財政上の特別措置等に関する法律(昭和47年法律第132号)第3条第1項に規定する集団移転促進事業計画を定める場合における防災のための集団移転促進事業に係る国の財政上の特別措置等に関する法律施行規則(昭和47年自治省令第28号)別記第1号様式、別記第2号様式及び別記第3号様式の規定の適用については、これらの規定中「市町村長」とあるのは「都道府県知事」とする。

第3章 津波防護施設等

第1節 津波防護施設の管理

(市町村長が管理する津波防護施設の指定の公示)

第8条 法第18条第4項の規定による公示は、次に掲げるところにより津波防護施設の位置を明示して、都道府県の公報への掲載、インターネットの利用その他の適切な方法により行うものとする。

- 一 市町村、大字、字、小字及び地番
- 二 平面図又は一定の地物、施設、工作物からの距離及び方向

(関係都府県知事の協議の内容の公示)

第9条 法第20条第2項の規定による公示は、次に掲げる事項について、関係都府県の公報への掲載、インターネットの利用その他の適切な方法により行うものとする。

- 一 津波防護施設の位置及び種類
- 二 管理を行う都府県知事
- 三 管理の内容
- 四 管理の期間

2 前項第1号の津波防護施設の位置は、前条各号に掲げるところにより明示するものとする。

(津波防護施設区域の指定の公示)

**第10条** 法第21条第3項の規定による公示は、第8条各号に掲げるところにより津波防護施設区域を明示して、都道府県又は市町村の公報への掲載、インターネットの利用その他の適切な方法により行うものとする。

**(津波防護施設区域の占用の許可)**

**第11条** 法第22条第1項の規定による許可を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した申請書を津波防護施設管理者に提出しなければならない。

- 一 津波防護施設区域の占用の目的
- 二 津波防護施設区域の占用の期間
- 三 津波防護施設区域の占用の場所

**(津波防護施設区域における制限行為の許可)**

**第12条** 法第23条第1項第1号に該当する行為をしようとするため同項の許可を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した申請書を津波防護施設管理者に提出しなければならない。

- 一 施設又は工作物を新設又は改築する目的
- 二 施設又は工作物を新設又は改築する場所
- 三 新設又は改築する施設又は工作物の構造
- 四 工事実施の方法
- 五 工事実施の期間

2 法第23条第1項第2号又は第3号に該当する行為をしようとするため同項の許可を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した申請書を津波防護施設管理者に提出しなければならない。

- 一 行為の目的
- 二 行為の内容
- 三 行為の期間
- 四 行為の場所
- 五 行為の方法

**(津波防護施設区域における行為の制限に係る指定の公示)**

**第13条** 令第5条第2項(令第6条第2項において準用する場合を含む。)の規定による指定の公示は、都道府県又は市町村の公報への掲載、インターネットの利用その他の適切な方法により行うものとする。

**(占用料の基準)**

**第14条** 法第26条に規定する占用料は、近傍類地の地代等を考慮して定めるものとする。

**(保管した他の施設等一覧簿の様式)**

**第15条** 令第8条第2項の国土交通省令で定める様式は、別記様式第6とする。

**(競争入札における揭示事項等)**

**第16条** 令第11条第1項及び第2項の国土交通省令で定める事項は、次に掲げるものとする。

- 一 当該競争入札の執行を担当する職員の職及び氏名
- 二 当該競争入札の執行の日時及び場所
- 三 契約条項の概要
- 四 その他津波防護施設管理者が必要と認める事項

**(他の施設等の返還に係る受領書の様式)**

**第17条** 令第12条の国土交通省令で定める様式は、別記様式第7とする。

**(津波防護施設の技術上の基準)**

**第18条** 盛土構造物に関する法第29条第2項の国土交通省令で定める基準は、次に掲げるものとする。

- 一 型式、天端高、法のり勾配及び法線は、盛土構造物の背後地の状況等を考慮して、津波浸水想定（法第8条第1項に規定する津波浸水想定をいう。以下同じ。）を設定する際に想定した津波の作用に対して、津波による海水の浸入を防止する機能が確保されるよう定めるものとする。
- 二 津波浸水想定を設定する際に想定した津波の作用に対して安全な構造とするものとする。
- 三 天端高は、津波浸水想定に定める水深に係る水位に盛土構造物への衝突による津波の水位の上昇等を考慮して必要と認められる値を加えた値以上とするものとする。
- 四 盛土構造物の近傍の土地の利用状況により必要がある場合においては、樋ひ門、樋管、陸開こうその他排水又は通行のための設備を設けるものとする。
- 五 津波の作用から盛土構造物を保護するため必要がある場合においては、盛土構造物の表面に護岸を設けるものとする。

2 胸壁に関する法第29条第2項の国土交通省令で定める基準は、次に掲げるものとする。

- 一 型式、天端高及び法線は、胸壁の背後地の状況等を考慮して、津波浸水想定を設定する際に想定した津波の作用に対して、津波による海水の浸入を防止する機能が確保されるよう定めるものとする。
- 二 津波浸水想定を設定する際に想定した津波の作用に対して安全な構造とするものとする。
- 三 天端高は、津波浸水想定に定める水深に係る水位に胸壁への衝突による津波の水位の上昇等を考慮して必要と認められる値を加えた値以上とするものとする。

3 閘門に関する法第29条第2項の国土交通省令で定める基準は、次に掲げるものとする。

- 一 型式、閘門のゲートの閉鎖時における上端の高さ及び位置は、閘門の背後地の状況等を考慮して、津波浸水想定を設定する際に想定した津波の作用に対して、津波による海水の浸入を防止する機能が確保されるよう定めるものとする。
- 二 津波浸水想定を設定する際に想定した津波の作用に対して安全な構造とするものとする。
- 三 閘門のゲートの閉鎖時における上端の高さは、津波浸水想定に定める水深に係る水位に閘門への衝突による津波の水位の上昇等を考慮して必要と認められる値を加えた値以上とするものとする。

**(他の工作物の管理者による津波防護施設の管理の公示)**

**第19条** 法第30条第2項の公示は、次に掲げる事項について、都道府県又は市町村の公報への掲載、インターネットの利用その他の適切な方法により行うものとする。

- 一 津波防護施設の位置及び種類
- 二 管理を行う者の氏名及び住所（法人にあっては、その名称及び住所並びに代表者の氏名）
- 三 管理の内容
- 四 管理の期間

2 前項第1号の津波防護施設の位置は、第8条各号に掲げるところにより明示するものとする。

**(津波防護施設台帳)**

**第20条** 津波防護施設台帳は、帳簿及び図面をもって組成するものとする。

- 2 帳簿及び図面は、一の津波防護施設ごとに調製するものとする。
- 3 帳簿には、津波防護施設につき、少なくとも次に掲げる事項を記載するものとし、その様式は、別記様式第8とする。
  - 一 津波防護施設管理者の名称
  - 二 津波防護施設の位置、種類、構造及び数量
  - 三 津波防護施設区域が指定された年月日
  - 四 津波防護施設区域
  - 五 津波防護施設区域の面積
  - 六 津波防護施設区域の概況
- 4 図面は、津波防護施設につき、平面図、横断図及び構造図とし、必要がある場合は縦断図を添付し、次の各号により調製するものとする。
  - 一 尺度は、メートルを単位とすること。
  - 二 高さは、東京湾中等潮位を基準とし、小数点以下2位まで示すこと。
  - 三 平面図については、
    - イ 縮尺は、原則として2,000分の1とすること。
    - ロ 原則として2メートルごとに等高線を記入すること。
    - ハ 津波防護施設の位置及び種類を記号又は色別をもって表示すること。
    - ニ 津波防護施設区域は、黄色をもって表示すること。
    - ホ イからニまでのほか、少なくとも次に掲げる事項を記載すること。
      - (イ) 津波防護施設区域の境界線
      - (ロ) 市町村名、大字名、字名及びその境界線
      - (ハ) 地形
      - (ニ) 法第23条第1項第1号に規定する他の施設等のうち主要なもの
      - (ホ) 方位
      - (ヘ) 縮尺
      - (ト) 調製年月日
  - 四 横断図については、
    - イ 津波防護施設、地形その他の状況に応じて調製すること。この場合において、横断測量線を朱色破線をもって平面図に記入すること。
    - ロ 横縮尺は、原則として500分の1とし、縦縮尺は、原則として100分の1とすること。
    - ハ イ及びロのほか、少なくとも次に掲げる事項を記載すること。
      - (イ) 津波浸水想定に定める水深に係る水位
      - (ロ) 津波防護施設の高さ
      - (ハ) 縮尺
      - (ニ) 調製年月日
  - 五 構造図については、
    - イ 各部分の寸法を記入すること。
    - ロ 調製年月日を記載すること。
- 5 帳簿及び図面の記載事項に変更があったときは、津波防護施設管理者は、速やかにこれを訂正しなければならない。

## 第2節 津波防護施設に関する費用

(令第15条第1号の国土交通省令で定める規模)

第21条 令第15条第1号の国土交通省令で定める規模は、おおむね500メートルとする。

(延滞金)

第22条 法第47条第2項に規定する延滞金は、同条第1項に規定する負担金等の額につき年10.75パーセントの割合で、納期限の翌日からその負担金等の完納の日又は財産差押えの日の前日までの日数により計算した額とする。

## 第3節 指定津波防護施設

(指定津波防護施設の指定の公示)

第23条 法第50条第3項(同条第5項において準用する場合を含む。)の規定による指定(同条第5項において準用する場合にあっては、指定の解除。以下この項において同じ。)の公示は、次に掲げる事項について、都道府県の公報への掲載、インターネットの利用その他の適切な方法により行うものとする。

- 一 指定津波防護施設の指定をする旨
- 二 当該指定津波防護施設の名称及び指定番号
- 三 当該指定津波防護施設の位置
- 四 当該指定津波防護施設の高さ

2 前項第3号の指定津波防護施設の位置は、第8条各号に掲げるところにより明示するものとする。

(指定津波防護施設の標識の設置の基準)

第24条 法第51条第1項の国土交通省令で定める基準は、次に掲げるものとする。

- 一 次に掲げる事項を明示したものであること。
  - イ 指定津波防護施設の名称及び指定番号
  - ロ 指定津波防護施設の高さ及び構造の概要
  - ハ 指定津波防護施設の管理者及びその連絡先
  - ニ 標識の設置者及びその連絡先
- 二 指定津波防護施設の周辺に居住し、又は事業を営む者の見やすい場所に設けること。

(指定津波防護施設に関する行為の届出)

第25条 法第52条第1項の規定による届出は、別記様式第9の届出書を提出して行うものとする。

2 法第52条第1項各号に掲げる行為の設計又は施行方法は、計画図により定めなければならない。

3 前項の計画図は、次の表の定めるところにより作成したものでなければならない。

図面の種類	明示すべき事項	縮尺	備考
指定津波防護施設の位置図	指定津波防護施設の位置	2,500分の1以上	
指定津波防護施設の現況図	指定津波防護施設の形状	2,500分の1以上	平面図、縦断面図及び横断面図により示すこと。
	指定津波防護施設の構造の詳細	500分の1以上	
法第52条第1項各号に掲げる行為の計画図	当該行為を行う場所	2,500分の1以上	平面図、縦断面図及び横断面図により示すこと。
	当該行為を行った後の指定津波防護施設及びその	2,500分の1以上	

	敷地の形状		
	当該行為を行った後の指定津波防護施設の構造の詳細	500分の1以上	

**(指定津波防護施設に関する行為の届出書の記載事項)**

**第26条** 法第52条第1項の国土交通省令で定める事項は、同項各号に掲げる行為の完了予定日、当該行為の対象となる指定津波防護施設の名称及び指定番号とする。

**(指定津波防護施設に関する行為の届出の内容の通知)**

**第27条** 法第52条第2項の規定による通知は、第25条第1項の届出書の写しを添付してするものとする。

**第4章 津波災害警戒区域**

**(津波災害警戒区域の指定の公示)**

**第28条** 法第53条第4項(同条第6項において準用する場合を含む。)の規定による津波災害警戒区域の指定(同条第6項において準用する場合にあつては、指定の変更又は解除。以下この項において同じ。)の公示は、次に掲げる事項について、都道府県の公報への掲載、インターネットの利用その他の適切な方法により行うものとする。

- 一 津波災害警戒区域の指定をする旨
  - 二 津波災害警戒区域
  - 三 基準水位(法第53条第2項に規定する基準水位をいう。以下同じ。)
- 2 前項第2号の津波災害警戒区域は、次に掲げるところにより明示するものとする。
- 一 市町村、大字、字、小字及び地番
  - 二 平面図

**(都道府県知事の行う津波災害警戒区域の指定の公示に係る図書の送付)**

**第29条** 法第53条第5項(同条第6項において準用する場合を含む。)の規定による送付は、津波災害警戒区域位置図及び津波災害警戒区域区域図により行わなければならない。

- 2 前項の津波災害警戒区域位置図は、縮尺50,000分の1以上とし、津波災害警戒区域の位置を表示した地形図でなければならない。
- 3 第1項の津波災害警戒区域区域図は、縮尺2,500分の1以上とし、当該津波災害警戒区域及び基準水位を表示したものでなければならない。

**(津波に関する情報の伝達方法等を住民に周知させるための必要な措置)**

**第30条** 法第55条(法第69条において準用する場合を含む。)の住民等に周知させるための必要な措置は、次に掲げるものとする。

- 一 津波災害警戒区域及び当該区域における基準水位を表示した図面に法第55条に規定する事項を記載したもの(電子的方式、磁気的方式その他の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録を含む。)を、印刷物の配布その他の適切な方法により、各世帯に提供すること。
- 二 前号の図面に表示した事項及び記載した事項に係る情報を、インターネットの利用その他の適切な方法により、住民等がその提供を受けることができる状態に置くこと。

**(指定避難施設の技術的基準)**

**第31条** 建築物その他の工作物である指定避難施設に関する法第56条第1項第1号の国土交通省

令で定める技術的基準は、次に掲げるものとする。

- 一 津波浸水想定を設定する際に想定した津波の作用に対して安全なものとして国土交通大臣が定める構造方法を用いるものであること。
- 二 地震に対する安全性に係る建築基準法（昭和25年法律第201号）並びにこれに基づく命令及び条例の規定又は地震に対する安全上これらに準ずるものとして国土交通大臣が定める基準に適合するものであること。

#### （避難確保計画に定めるべき事項）

**第32条** 法第71条第1項の避難確保計画においては、次に掲げる事項を定めなければならない。

- 一 津波の発生時における避難促進施設の防災体制に関する事項
- 二 津波の発生時における避難促進施設の利用者の避難の誘導に関する事項
- 三 津波の発生時を想定した避難促進施設における避難訓練及び防災教育の実施に関する事項
- 四 第1号から第3号までに掲げるもののほか、避難促進施設の利用者の津波の発生時の円滑かつ迅速な避難の確保を図るために必要な措置に関する事項

### 第5章 津波災害特別警戒区域

#### （津波災害特別警戒区域の指定をしようとする旨の公告）

**第33条** 法第72条第3項（同条第11項において準用する場合を含む。）の規定による津波災害特別警戒区域の指定（同条第11項において準用する場合にあっては、指定の変更又は解除。以下この項及び次条第1項において同じ。）をしようとする旨の公告は、次に掲げる事項について、都道府県の公報への掲載、インターネットの利用その他の適切な方法により行うものとする。

- 一 津波災害特別警戒区域の指定をしようとする旨
  - 二 津波災害特別警戒区域の指定をしようとする土地の区域
- 2 前項第2号の土地の区域は、次に掲げるところにより明示するものとする。
- 一 市町村、大字、字、小字及び地番
  - 二 平面図

#### （津波災害特別警戒区域の指定の公示）

**第34条** 法第72条第6項（同条第11項において準用する場合を含む。）の規定による津波災害特別警戒区域の指定の公示は、次に掲げる事項について、都道府県の公報への掲載、インターネットの利用その他の適切な方法により行うものとする。

- 一 津波災害特別警戒区域の指定をする旨
  - 二 津波災害特別警戒区域
- 2 前項第2号の津波災害特別警戒区域は、次に掲げるところにより明示するものとする。
- 一 市町村、大字、字、小字及び地番
  - 二 平面図

#### （都道府県知事の行う津波災害特別警戒区域の指定の公示に係る図書の送付）

**第35条** 法第72条第7項（同条第11項において準用する場合を含む。）の規定による送付は、津波災害特別警戒区域位置図及び津波災害特別警戒区域区域図により行わなければならない。

- 2 前項の津波災害特別警戒区域位置図は、縮尺50,000分の1以上とし、津波災害特別警戒区域の位置を表示した地形図でなければならない。
- 3 第1項の津波災害特別警戒区域区域図は、縮尺2,500分の1以上とし、当該津波災害特別警戒区域を表示したものでなければならない。



(特定開発行為の許可の申請)

第36条 法第73条第1項の許可を受けようとする者は、別記様式第10の特定開発行為許可申請書を都道府県知事等(同項に規定する都道府県知事等をいう。以下同じ。)に提出しなければならない。

2 法第74条第1項第3号の特定開発行為に関する工事の計画は、計画説明書及び計画図により定めなければならない。

3 前項の計画説明書は、特定開発行為に関する工事の計画の方針、開発区域(開発区域を工区に分けたときは、開発区域及び工区。次項及び第38条第2項から第4項までにおいて同じ。)内の土地の現況及び土地利用計画を記載したものでなければならない。

4 第2項の計画図は、次の表の定めるところにより作成したものでなければならない。

図面の種類	明示すべき事項	縮尺	備考
現況地形図	地形並びに津波災害特別警戒区域、法第73条第2項第2号の条例で定める区域及び開発区域の境界	2,500分の1以上	等高線は、2メートルの標高差を示すものであること。
土地利用計画図	開発区域の境界並びに予定建築物(法第73条第1項の制限用途のものに限る。第43条第2項第2号において同じ。)の用途及び敷地の形状	1,000分の1以上	
造成計画平面図	開発区域の境界、切土又は盛土をする土地の部分及び崖(令第20条第1項第1号に規定する崖をいう。以下同じ。)又は擁壁の位置	1,000分の1以上	
造成計画断面図	切土又は盛土をする前後の地盤面	1,000分の1以上	
排水施設計画平面図	排水施設の位置、種類、材料、形状、内法のり寸法、勾配、水の流れの方向、吐口の位置及び放流先の名称	500分の1以上	
崖の断面図	崖の高さ、勾配及び土質(土質の種類が2以上であるときは、それぞれの土質及びその地層の厚さ)、切土又は盛土をする前の地盤面、崖面の保護の方法、崖の上端の周辺の地盤の保護の方法(当該崖の上端が基準水位より高い場合を除く。)並びに崖の崖面の下端の周辺の地盤の保護の方法(第43条第2項各号のいずれかに該当する場合を除く。)	50分の1以上	一 切土をした土地の部分に生ずる高さが2メートルを超える崖、盛土をした土地の部分に生ずる高さが1メートルを超える崖又は切土及び盛土を同時にした土地の部分に生ずる高さが2メートルを超える崖について作成すること。 二 擁壁で覆われる崖面については、土質に関する事項は、示すことを要しない。
擁壁の断面図	擁壁の寸法及び勾配、擁壁の材料の種類及び寸法、裏込め	50分の1以上	

	コンクリートの寸法、透水層の位置及び寸法、擁壁を設置する前後の地盤面、基礎地盤の土質並びに基礎ぐいの位置、材料及び寸法		
--	---	--	--

**(特定開発行為の許可の申請書の記載事項)**

**第37条** 法第74条第1項第4号の国土交通省令で定める事項は、特定開発行為に関する工事の着手予定年月日及び完了予定年月日とする。

**(特定開発行為の許可の申請書の添付図書)**

**第38条** 法第74条第2項の国土交通省令で定める図書は、次に掲げるものとする。

- 一 開発区域位置図
- 二 開発区域区域図
- 三 特定開発行為に関する工事の完了後において当該工事に係る開発区域（津波災害特別警戒区域内のものに限る。）に地盤面の高さが基準水位以上となる土地の区域があるときは、その区域の位置を表示した地形図
- 四 第40条第3項に該当する場合にあっては、土質試験その他の調査又は試験（以下「土質試験等」という。）に基づく安定計算を記載した安定計算書その他の同項に該当することを証する書類
- 五 第43条第2項各号のいずれかに該当する場合にあっては、土質試験等に基づく安定計算を記載した安定計算書その他の同項各号のいずれかに該当することを証する書類
- 2 前項第1号の開発区域位置図は、縮尺50,000分の1以上とし、開発区域の位置を表示した地形図でなければならない。
- 3 第1項第2号の開発区域区域図は、縮尺2,500分の1以上とし、開発区域の区域並びにその区域を明らかに表示するのに必要な範囲内において都道府県界、市町村界、市町村の区域内の町又は字の境界、津波災害特別警戒区域界、法第73条第2項第2号の条例で定める区域の区域界並びに土地の地番及び形状を表示したものでなければならない。
- 4 第1項第3号の地形図は、縮尺1,000分の1以上とし、開発区域の区域及び当該区域（津波災害特別警戒区域内のものに限る。）のうち地盤面の高さが基準水位以上となる土地の区域並びにこれらの区域を明らかに表示するのに必要な範囲内において都道府県界、市町村界、市町村の区域内の町又は字の境界、津波災害特別警戒区域界、法第73条第2項第2号の条例で定める区域の区域界並びに土地の地番及び形状を表示したものでなければならない。

**(地盤について講ずる措置に関する技術的基準)**

**第39条** 法第75条（法第78条第4項において準用する場合を含む。以下同じ。）の国土交通省令で定める技術的基準のうち地盤について講ずる措置に関するものは、次に掲げるものとする。

- 一 地盤の沈下又は開発区域外の地盤の隆起が生じないように、土の置換え、水抜きその他の措置を講ずること。
- 二 特定開発行為によって生ずる崖の上端に続く地盤面には、特別の事情がない限り、その崖の反対方向に雨水その他の地表水が流れるように勾配を付すること。
- 三 切土をする場合において、切土をした後の地盤に滑りやすい土質の層があるときは、その地盤に滑りが生じないように、地滑り抑止ぐい又はグラウンドアンカーその他の土留（次号において「地滑り抑止ぐい等」という。）の設置、土の置換えその他の措置を講ずること。

四 盛土をする場合には、盛土に雨水その他の地表水又は地下水（第44条において「地表水等」という。）の浸透による緩み、沈下、崩壊又は滑りが生じないように、おおむね30センチメートル以下の厚さの層に分けて土を盛り、かつ、その層の土を盛るごとに、これをローラーその他これに類する建設機械を用いて締め固めるとともに、必要に応じて地滑り抑止ぐい等の設置その他の措置を講ずること。

五 著しく傾斜している土地において盛土をする場合には、盛土をする前の地盤と盛土とが接する面が滑り面とならないように、段切りその他の措置を講ずること。

**（擁壁の設置に関する技術的基準）**

**第40条** 法第75条の国土交通省令で定める技術的基準のうち擁壁の設置に関するものは、特定開発行為によって生ずる崖（切土をした土地の部分に生ずる高さが2メートルを超えるもの、盛土をした土地の部分に生ずる高さが1メートルを超えるもの又は切土及び盛土を同時にした土地の部分に生ずる高さが2メートルを超えるものに限る。第43条において同じ。）の崖面を擁壁で覆うこととする。ただし、切土をした土地の部分に生ずることとなる崖又は崖の部分で、次の各号のいずれかに該当するものの崖面については、この限りでない。

一 土質が次の表の上欄に掲げるものに該当し、かつ、土質に応じ勾配が同表の中欄の角度以下のもの

土質	擁壁を要しない勾配の上限	擁壁を要する勾配の下限
軟岩（風化の著しいものを除く。）	60度	80度
風化の著しい岩	40度	50度
砂利、真砂土、関東ローム、硬質粘土その他これらに類するもの	35度	45度

二 土質が前号の表の上欄に掲げるものに該当し、かつ、土質に応じ勾配が同表の中欄の角度を超え同表の下欄の角度以下のもので、その上端から下方に垂直距離5メートル以内の部分。この場合において、前号に該当する崖の部分により上下に分離された崖の部分があるときは、同号に該当する崖の部分は存在せず、その上下の崖の部分は連続しているものとみなす。

2 前項の規定の適用については、小段その他のものによって上下に分離された崖がある場合において、下層の崖面の下端を含み、かつ、水平面に対し30度の角度をなす面の上方に上層の崖面の下端があるときは、その上下の崖は一体のものとみなす。

3 第1項の規定は、土質試験等に基づき地盤の安定計算をした結果崖の安全を保つために擁壁の設置が必要でないことが確かめられた場合又は災害の防止上支障がないと認められる土地において擁壁の設置に代えて他の措置を講ずる場合には、適用しない。

**（擁壁の構造等）**

**第41条** 前条第1項の規定により設置される擁壁については、次に定めるところによらなければならない。

一 擁壁の構造は、構造計算、実験その他の方法によって次のイからニまでに該当することが確かめられたものであること。

イ 土圧、水圧及び自重（以下この号において「土圧等」という。）によって擁壁が破壊されないこと。

ロ 土圧等によって擁壁が転倒しないこと。

ハ 土圧等によって擁壁の基礎が滑らないこと。

ニ 土圧等によって擁壁が沈下しないこと。

二 擁壁には、その裏面の排水を良くするため、水抜穴を設け、擁壁の裏面で水抜穴の周辺その他必要な場所には、砂利その他の資材を用いて透水層を設けること。ただし、空積造その他擁壁の裏面の水が有効に排水できる構造のものにあつては、この限りでない。

2 特定開発行為によって生ずる崖の崖面を覆う擁壁で高さが2メートルを超えるものについては、建築基準法施行令（昭和25年政令第338号）第142条（同令第7章の8の準用に関する部分を除く。）の規定を準用する。

#### （崖面について講ずる措置に関する技術的基準）

**第42条** 法第75条の国土交通省令で定める技術的基準のうち特定開発行為によって生ずる崖の崖面について講ずる措置に関するものは、当該崖の崖面（擁壁で覆われたものを除く。）が風化、津波浸水想定を設定する際に想定した津波による洗掘その他の侵食に対して保護されるように、芝張りその他の措置を講ずることとする。

#### （崖の上端の周辺の地盤等について講ずる措置に関する技術的基準）

**第43条** 法第75条の国土交通省令で定める技術的基準のうち特定開発行為によって生ずる崖の上端の周辺の地盤について講ずる措置に関するものは、当該崖の上端が基準水位より高い場合を除き、当該崖の上端の周辺の地盤が津波浸水想定を設定する際に想定した津波による侵食に対して保護されるように、石張り、芝張り、モルタルの吹付けその他の措置を講ずることとする。

2 法第75条の国土交通省令で定める技術的基準のうち特定開発行為によって生ずる崖の崖面の下端の周辺の地盤について講ずる措置に関するものは、次の各号のいずれかに該当する場合を除き、当該崖面の下端の周辺の地盤が津波浸水想定を設定する際に想定した津波による洗掘に対して保護されるように、根固め、根入れその他の措置を講ずることとする。

一 土質試験等に基づき地盤の安定計算をした結果崖の安全を保つために根固め、根入れその他の措置が必要でないことが確かめられた場合

二 津波浸水想定を設定する際に想定した津波による洗掘に起因する地滑りの滑り面の位置に対し、予定建築物の位置が安全であることが確かめられた場合

#### （排水施設の設置に関する技術的基準）

**第44条** 法第75条の国土交通省令で定める技術的基準のうち排水施設の設置に関するものは、切土又は盛土をする場合において、地表水等により崖崩れ又は土砂の流出が生ずるおそれがあるときは、その地表水等を排出することができるように、排水施設で次の各号のいずれにも該当するものを設置することとする。

一 堅固で耐久性を有する構造のものであること。

二 陶器、コンクリート、れんがその他の耐水性の材料で造られ、かつ、漏水を最少限度のものとする措置を講ずるものであること。ただし、崖崩れ又は土砂の流出の防止上支障がない場合においては、専ら雨水その他の地表水を排除すべき排水施設は、多孔管その他雨水を地下に浸透させる機能を有するものとすることができる。

三 その管渠きよの勾配及び断面積が、その排除すべき地表水等を支障なく流下させることができるものであること。

四 専ら雨水その他の地表水を排除すべき排水施設は、その暗渠である構造の部分の次に掲げる箇所に、ます又はマンホールを設けるものであること。

イ 管渠の始まる箇所

- ロ 排水の流路の方向又は勾配が著しく変化する箇所（管渠の清掃上支障がない箇所を除く。）
  - ハ 管渠の内径又は内法幅の120倍を超えない範囲内の長さごとの管渠の部分のその清掃上適当な箇所
- 五 ます又はマンホールに、蓋を設けるものであること。
- 六 ますの底に、深さが15センチメートル以上の泥溜ためを設けるものであること。

**（軽微な変更）**

**第45条** 法第78条第1項ただし書の国土交通省令で定める軽微な変更は、特定開発行為に関する工事の着手予定年月日又は完了予定年月日の変更とする。

**（変更の許可の申請書の記載事項）**

**第46条** 法第78条第2項の国土交通省令で定める事項は、次に掲げるものとする。

- 一 変更に係る事項
- 二 変更の理由
- 三 法第73条第1項の許可の許可番号

**（変更の許可の申請書の添付図書）**

**第47条** 法第78条第2項の申請書には、法第74条第2項に規定する図書のうち特定開発行為の変更に伴いその内容が変更されるものを添付しなければならない。この場合においては、第38条第2項から第4項までの規定を準用する。

**（特定開発行為に関する工事の完了の届出）**

**第48条** 法第79条第1項の規定による届出は、別記様式第11の工事完了届出書を提出して行うものとする。

**（検査済証の様式）**

**第49条** 法第79条第2項の国土交通省令で定める様式は、別記様式第12とする。

**（特定開発行為に関する工事の完了等の公告）**

**第50条** 法第79条第3項の規定による公告は、開発区域（開発区域を工区に分けたときは、工区。以下この条及び第54条第1項において同じ。）に含まれる地域の名称、法第73条第1項の許可を受けた者の住所及び氏名並びに開発区域（津波災害特別警戒区域内のものに限る。）のうち地盤面の高さが基準水位以上である土地の区域があるときはその区域を明示して、都道府県、地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の19第1項に規定する指定都市、同法第252条の22第1項に規定する中核市又は同法第252条の26の3第1項に規定する特例市（第54条第3項及び第61条において「都道府県等」という。）の公報への掲載、インターネットの利用その他の適切な方法により行うものとする。

**（特定開発行為に関する工事の廃止の届出）**

**第51条** 法第81条第1項に規定する特定開発行為に関する工事の廃止の届出は、別記様式第13の特定開発行為に関する工事の廃止の届出書を提出して行うものとする。

**（特定建築行為の許可の申請）**

**第52条** 法第73条第2項第1号に掲げる用途の建築物について法第82条の許可を受けようとする者は、別記様式第14の特定建築行為許可申請書（第55条第2号の国土交通大臣が定める基準に適合するものとして法第82条の許可を受けようとする場合にあっては、別記様式第14の特定建築行為許可申請書及び別記様式第15の建築物状況調書。第56条第2項及び第3項において同

じ。)の正本及び副本に、それぞれ法第83条第2項に規定する図書を添えて、都道府県知事等に提出しなければならない。

(特定建築行為の許可の申請書の記載事項)

第53条 法第83条第1項第4号の国土交通省令で定める事項は、特定建築行為に係る建築物の敷地における基準水位、特定建築行為に係る建築物の階数、延べ面積、建築面積、用途及び居室の種類並びに特定建築行為に関する工事の内容、着手予定年月日及び完了予定年月日とする。

(特定建築行為の許可の申請書の添付図書)

第54条 法第83条第2項及び第4項の国土交通省令で定める図書は、特定建築物位置図、法第79条第2項に規定する検査済証の写し又は都市計画法第36条第2項に規定する検査済証の写し(これらに準ずる書面を含み、法第73条第1項の許可を受けた開発区域内の土地において特定建築行為を行う場合に限る。)及び次の各号に掲げる場合に依り当該各号に定めるものとする。  
 一 次条第2号の地震に対する安全性に係る建築基準法並びにこれに基づく命令及び条例の規定に適合するものとして法第82条の許可を受けようとする場合 次の表の(い)項、(ろ)項、(は)項及び(に)項に掲げる図書(エレベーターを設ける建築物にあっては、これらの図書のほか、同表の(へ)項に掲げる図書)

図書の種類		明示すべき事項
(い)	付近見取図	方位、道路及び目標となる地物
		配置図
	配置図	縮尺及び方位
		敷地境界線、敷地内における建築物の位置及び申請に係る建築物と他の建築物との別
		擁壁の位置その他安全上適当な措置
		土地の高低、敷地と敷地の接する道の境界部分との高低差及び申請に係る建築物の各部分の高さ
		敷地の接する道路の位置、幅員及び種類
		下水管、下水溝又はためますその他これらに類する施設の位置及び排出経路又は処理経路
	各階平面図	縮尺及び方位
		間取、各室の用途及び床面積
		壁及び筋かいの位置及び種類
		通し柱及び開口部の位置
延焼のおそれのある部分の外壁の位置及び構造		
申請に係る建築物が建築基準法第3条第2項の規定により同法第28条の2(建築基準法施行令第137条の4の2に規定する基準に係る部分に限る。)の規定の適用を受けない建築物である場合であって、当該建築物について、増築又は改築をしようとするときにおいて、当該増築又は改築に係る部分以外の部分について行う同令第137条の4の3第3号に規定する措置		
(ろ)	基礎伏図	縮尺並びに構造耐力上主要な部分(建築基準法施行令第1条第3号に規定する構造耐力上主要な部分をいう。以下同じ。)の材料の種類及び寸法
	各階床伏図	
	小屋伏図	
	構造詳細図	
(は)	構造計算書	次条第1号の国土交通大臣が定める構造方法に係る構造計算
(に)	構造計算書	1 建築基準法施行令第81条第2項第1号イに規定する保有水平耐力計算により安全性を確かめた建築物の場合 建築基準法施行規則(昭和25年建設省令第40号)第1条の3第1項の表3の(1)項に掲げる構造計算書に明示すべき事項

		<p>2 建築基準法施行令第81条第2項第1号ロに規定する限界耐力計算により安全性を確かめた建築物の場合 建築基準法施行規則第1条の3第1項の表3の(2)項に掲げる構造計算書に明示すべき事項</p> <p>3 建築基準法施行令第81条第2項第2号イに規定する許容応力度等計算により安全性を確かめた建築物の場合 建築基準法施行規則第1条の3第1項の表3の(3)項に掲げる構造計算書に明示すべき事項</p> <p>4 建築基準法施行令第81条第3項に規定する同令第82条各号及び同令第82条の4に定めるところによる構造計算により安全性を確かめた建築物 建築基準法施行規則第1条の3第1項の表3の(4)項に掲げる構造計算書に明示すべき事項</p>
(ほ)	構造計算書	各階の保有水平耐力及び各階の靱じん性、各階の形状特性、地震の地域における特性並びに建築物の振動特性を考慮して行った各階の耐震性能の水準に係る構造計算並びに各階の保有水平耐力、各階の形状特性、当該階が支える固定荷重と積載荷重との和（建築基準法施行令第86条第2項ただし書の多雪区域においては、更に積雪荷重を加えたもの）、地震の地域における特性、建築物の振動特性、地震層せん断力係数の建築物の高さ方向の分布及び建築物の構造方法を考慮して行った各階の保有水平耐力の水準に係る構造計算
(へ)	各階平面図	エレベーターの機械室に設ける換気上有効な開口部又は換気設備の位置
		エレベーターの機械室の出入口の構造
		エレベーターの機械室に通ずる階段の構造
		エレベーター昇降路の壁又は囲いの全部又は一部を有さない部分の構造
	構造詳細図	エレベーターのかごの構造
		エレベーターのかご及び昇降路の壁又は囲い及び出入口の戸の位置及び構造
		非常の場合においてかご内の人を安全にかご外に救出することができる開口部の位置及び構造
		エレベーターの駆動装置及び制御器の位置及び取付方法
		エレベーターの制御器の構造
		エレベーターの安全装置の位置及び構造
		乗用エレベーター及び寝台用エレベーターである場合にあっては、エレベーターの用途及び積載量並びに最大定員を明示した標識の意匠及び当該標識を掲示する位置

二 次条第2号の国土交通大臣が定める基準に適合するものとして法第82条の許可を受けようとする場合 次のイからホまでに掲げる場合に依りそれぞれイからホまでに定める図書（エレベーターを設ける建築物にあっては、これらの図書のほか、前号の表の（へ）項に掲げる図書）

イ 木造の建築物（ロに規定する建築物を除く。）である場合 前号の表の（い）項、（ろ）項及び（は）項に掲げる図書（同表の（ろ）項に掲げる図書にあっては、各階床伏図、小屋伏図及び構造詳細図を除く。以下この号において同じ。）

ロ 建築基準法第6条第1項第2号に掲げる建築物である場合 前号の表の（い）項、（ろ）項、（は）項及び（に）項に掲げる図書

ハ 木造と木造以外の構造とを併用する建築物（二に規定する建築物を除く。）である場合

前号の表の（い）項、（ろ）項、（は）項及び（ほ）項に掲げる図書

ニ 木造と木造以外の構造とを併用する建築物であって木造の構造部分が建築基準法第6条第1項第2号に掲げる建築物に該当するものである場合 前号の表の（い）項、（ろ）項、（は）項、（に）項及び（ほ）項に掲げる図書

ホ 木造の構造部分を有しない建築物である場合 前号の表の（い）項、（ろ）項、（は）項及び（ほ）項に掲げる図書（同表の（い）項に掲げる図書にあつては、各階平面図を除く。）

2 前項の特定建築物位置図は、縮尺2,500分の1以上とし、特定建築行為に係る建築物の敷地の位置及び区域を明らかに表示するのに必要な範囲内において都道府県界、市町村界、市町村の区域内の町又は字の境界、津波災害特別警戒区域界、法第73条第2項第2号の条例で定める区域の区域界並びに土地の地番及び形状を表示したものでなければならない。

3 都道府県知事等は、都道府県等の規則で、第1項第1号の表に掲げる図書の1部の添付を要しないこととすることができる。

#### （特定建築行為に係る建築物の技術的基準）

**第55条** 法第84条第1項第1号（法第87条第5項において準用する場合を含む。）の国土交通省令で定める技術的基準は、次に掲げるものとする。

一 津波浸水想定を設定する際に想定した津波の作用に対して安全なものとして国土交通大臣が定める構造方法を用いるものであること。

二 地震に対する安全性に係る建築基準法並びにこれに基づく命令及び条例の規定又は地震に対する安全上これらに準ずるものとして国土交通大臣が定める基準に適合するものであること。

#### （許可証の様式）

**第56条** 法第86条第4項の国土交通省令で定める様式は、別記様式第16とする。

2 都道府県知事等は、法第73条第2項第1号に掲げる用途の建築物について法第86条第1項の許可の処分をしたときは、同条第2項の許可証に、第52条の特定建築行為許可申請書の副本及びその添付図書を添えて、申請者に交付するものとする。

3 都道府県知事等は、法第73条第2項第1号に掲げる用途の建築物について法第86条第1項の不許可の処分をしたときは、同条第2項の文書に、第52条の特定建築行為許可申請書の副本及びその添付図書を添えて、申請者に通知するものとする。

#### （変更の許可の申請）

**第57条** 法第87条第1項第1号に掲げる場合において同項の許可を受けようとする者は、同条第2項の申請書の正本及び副本に、それぞれ法第83条第2項に規定する図書のうち特定建築行為の変更に伴いその内容が変更されるものを添えて、都道府県知事等に提出しなければならない。この場合においては、第54条第2項の規定を準用する。

#### （軽微な変更）

**第58条** 法第87条第1項ただし書の国土交通省令で定める軽微な変更は、特定建築行為に関する工事の着手予定年月日又は完了予定年月日の変更とする。

#### （変更の許可の申請書の記載事項）

**第59条** 法第87条第2項の国土交通省令で定める事項は、次に掲げるものとする。

一 変更に係る事項

二 変更の理由



### 三 法第82条の許可の許可番号

#### (変更の許可証の様式等)

**第60条** 法第87条第5項において準用する法第86条第4項の国土交通省令で定める様式は、別記様式第17とする。

2 第56条第2項又は第3項の規定は、法第73条第2項第1号に掲げる用途の建築物に係る法第87条第5項において準用する法第86条第1項の許可の処分又は不許可の処分について準用する。

#### (都道府県知事等の命令に関する公示の方法)

**第61条** 法第88条第3項の国土交通省令で定める方法は、都道府県等の公報への掲載、インターネットの利用その他の適切な方法とする。

### 第6章 雑則

#### (権限の委任)

**第62条** 法第7条第1項の規定による国土交通大臣の権限は、地方整備局長及び北海道開発局長も行うことができる。

#### 附 則

この省令は、法の施行の日（平成23年12月27日）から施行する。

#### 附 則 （平成24年6月12日国土交通省令第58号）

この省令は、津波防災地域づくりに関する法律附則ただし書に規定する規定の施行の日（平成24年6月13日）から施行する。

#### 附 則 （平成24年9月20日国土交通省令第76号）

この省令は、公布の日から施行する。

別記様式〔略〕

## ○津波防災地域づくりの推進に関する基本的な指針

(平成 23 年 12 月 27 日国土交通省告示第 51 号)

### 一 津波防災地域づくりの推進に関する基本的な事項

#### 1 津波防災地域づくりの推進に関する基本的な指針（以下「津波防災地域づくり基本指針」という。）の位置づけ

平成 23 年 3 月 11 日に発生した東北地方太平洋沖地震は、我が国の観測史上最大のマグニチュード 9.0 という巨大な地震と津波により、広域にわたって大規模な被害が発生するという未曾有の災害となった。「災害には上限がない」こと、津波災害に対する備えの必要性を多くの国民があらためて認識し、最大規模の災害が発生した場合においても避難等により「なんとかして人命を守る」という考え方で対策を講ずることの重要性、歴史と経験を後世に伝えて今後の津波対策に役立てることの重要性などが共有されつつある。

また、東海・東南海・南海地震など津波による大規模な被害の発生が懸念される地震の発生が高い確率で予想されており、東北地方太平洋沖地震の津波による被災地以外の地域においても津波による災害に強い地域づくりを早急に進めることが求められている。

このような中、平成 23 年 6 月には津波対策に関する基本法ともいべき津波対策の推進に関する法律（平成 23 年法律第 77 号）が成立し、多数の人命を奪った東日本大震災の惨禍を二度と繰り返すことのないよう、津波に関する基本的認識が示されるとともに、津波に関する防災上必要な教育及び訓練の実施、津波からの迅速かつ円滑な避難を確保するための措置、津波対策のための施設の整備、津波対策に配慮したまちづくりの推進等により、津波対策は総合的かつ効果的に推進されなければならないこととされた。また、国民の間に広く津波対策についての理解と関心を深めるようにするため、1854 年に発生した安政南海地震の津波の際に稲に火を付けて暗闇の中で逃げ遅れていた人たちを高台に避難させて救った「稲むらの火」の逸話にちなみ、11 月 5 日を「津波防災の日」とすることとされた。

一方、これまで津波対策については、一定頻度の津波レベルを想定して主に海岸堤防等のハードを中心とした対策が行われてきたが、東北地方太平洋沖地震の経験を踏まえ、このような低頻度ではあるが大規模かつ広範囲にわたる被害をもたらす津波に対しては、国がその責務として津波防災及び減災の考え方や津波防災対策の基本的な方向性や枠組みを示すとともに、都道府県及び市町村が、津波による災害の防止・軽減の効果が高く、将来にわたって安心して暮らすことのできる安全な地域づくり（以下「津波防災地域づくり」という。）を、地域の実情等に応じて具体的に進める必要があると認識されるようになった。

このため、平成 23 年 12 月、津波による災害から国民の生命、身体及び財産の保護を図ることを目的として、津波防災地域づくりに関する法律（平成 23 年法律第 123 号。以下「法」という。）が成立した。

津波防災地域づくり基本指針は、法に基づき行われる津波防災地域づくりを総合的に推進するための基本的な方向を示すものである。

#### 2 津波防災地域づくりの考え方について

津波防災地域づくりにおいては、最大クラスの津波が発生した場合でも「なんとかして人命を守る」という考え方で、地域ごとの特性を踏まえ、既存の公共施設や民間施設も活用し

ながら、ハード・ソフトの施策を柔軟に組み合わせる「多重防御」の発想により、国、都道府県及び市町村の連携・協力の下、地域活性化の観点も含めた総合的な地域づくりの中で津波防災を効率的かつ効果的に推進することを基本理念とする。

このため、津波防災地域づくりを推進するに当たっては、国が、広域的な見地からの基礎調査の結果や津波を発生させる津波の断層モデル（波源域及びその変動量）をはじめ、津波浸水想定の設定に必要な情報提供、技術的助言等を都道府県に行い、都道府県知事が、これらの情報提供等を踏まえて、津波防災地域づくりを実施するための基礎となる法第8条第1項の津波浸水想定を設定する。

その上で、当該津波浸水想定を踏まえて、法第10条第1項のハード・ソフト施策を組み合わせさせた市町村の推進計画の作成、推進計画に定められた事業・事務の実施、法第5章の推進計画区域における特別の措置の活用、法第7章の津波防護施設の管理等、都道府県知事による警戒避難体制の整備を行う法第53条第1項の津波災害警戒区域（以下「警戒区域」という。）や一定の建築物の建築及びそのための開発行為の制限を行う法第72条第1項の津波災害特別警戒区域（以下「特別警戒区域」という。）の指定等を、地域の実情に応じ、適切かつ総合的に組み合わせることにより、発生頻度は低い地域によっては近い将来に発生する確率が高まっている最大クラスの津波への対策を効率的かつ効果的に講ずるよう努めるものとする。

また、海岸保全施設等については、引き続き、発生頻度の高い一定程度の津波高に対して整備を進めるとともに、設計対象の津波高を超えた場合でも、施設の効果が粘り強く発揮できるような構造物の技術開発を進め、整備していくものとする。

これらの施策を立案・実施する際には、地域における創意工夫を尊重するとともに、生活基盤となる住居や地域の産業、都市機能の確保等を図ることにより、地域の発展を展望できる津波防災地域づくりを推進するよう努めるものとする。

また、これらの施策を実施するに当たっては、国、都道府県、市町村等様々な主体が緊密な連携・協力を図る必要があるが、なかでも地域の実情を最も把握している市町村が、地域の特性に応じた推進計画の作成を通じて、当該市町村の区域における津波防災地域づくりにおいて主体的な役割を果たすことが重要である。その上で、国及び都道府県は、それぞれが実施主体となる事業を検討することなどを通じて、積極的に推進計画の作成に参画することが重要である。

さらに、過去の歴史や経験を生かしながら、防災教育や避難訓練の実施、避難場所や避難経路を記載した津波ハザードマップの周知などを通じて、津波に対する住民その他の者（滞在者を含む。以下「住民等」という。）の意識を常に高く保つよう努めることや、担い手となる地域住民、民間事業者等の理解と協力を得るよう努めることが極めて重要である。

## 二 法第6条第1項の基礎調査について指針となるべき事項

### 1 総合的かつ計画的な調査の実施

都道府県が法第6条第1項の基礎調査を実施するに当たっては、津波による災害の発生のおそれがある地域のうち、過去に津波による災害が発生した地域等について優先的に調査を行うなど、計画的な調査の実施に努める。

また、都道府県は、調査を実施するに当たっては、津波災害関連情報を有する国及び地域開発の動向をより詳細に把握する市町村の関係部局との連携・協力体制を強化することが重

要である。

## 2 津波による災害の発生のおそれがある地域に関する調査

津波による災害の発生のおそれがある地域について、津波浸水想定を設定し又は変更するために必要な調査として、次に掲げるものを行う。

### ア 海域、陸域の地形に関する調査

津波が波源域から海上及び陸上へどのような挙動で伝播するかについて、適切に津波浸水シミュレーションで予測をするため、海底及び陸上の地形データの調査を実施する。

このため、公開されている海底及び陸上の地形データを収集するとともに、航空レーザ測量等のより詳細な標高データの取得に努めることとする。なお、広域的な見地から航空レーザ測量等については国が実施し、その調査結果を都道府県に提供する。これらに基づき、各都道府県において、地形に関する数値情報を構築した上で、津波浸水の挙動を精度よく再現できるよう適切な格子間隔を設定する。

### イ 過去に発生した地震・津波に係る地質等に関する調査

最大クラスの津波を想定するためには、被害をもたらした過去の津波の履歴を可能な限り把握することが重要であることから、都道府県において、津波高に関する文献調査、痕跡調査、津波堆積物調査等を実施する。

歴史記録等の資料を使用する際には、国の中央防災会議等が検討に当たって用いた資料や気象庁、国土地理院、地方整備局、都道府県等の調査結果等の公的な調査資料等を用いることとする。また、将来発生の可能性が高いとされた想定地震、津波に関する調査研究成果の収集を行う。

国土交通大臣においては、各都道府県による調査結果を集約し、津波高に関する断片的な記録を広域的かつ分布的に扱うことで、当該津波を発生させる断層モデルの設定に係る調査を今後継続的に行っていくものとする。

### ウ 土地利用等に関する調査

陸上に浸水した津波が、市街地等の建築物等により阻害影響を受ける挙動を、建物の立地など土地利用の状況に応じた粗度として表現し、津波浸水シミュレーションを行うため、都道府県において、土地利用の状況について調査を行い、既存の研究成果を用い、調査結果を踏まえた適切な粗度係数を数段階で設定する。

その際、建物の立地状況、建物の用途・構造・階数、土地の開発動向、道路の有無、人口動態や構成、資産の分布状況、地域の産業の状況等のほか、海岸保全施設、港湾施設、漁港施設、河川管理施設、保安施設事業に係る施設の整備状況など津波の浸水に影響のある施設の状況について調査・把握し、これらの調査結果を、避難経路や避難場所の設定などの検討の際の参考として活用することとする。

## 三 法第8条第1項に規定する津波浸水想定の設定について指針となるべき事項

法第8条第1項に規定する津波浸水想定の設定は、基礎調査の結果を踏まえ、最大クラスの津波を想定して、その津波があった場合に想定される浸水の区域及び水深を設定するものとする。

最大クラスの津波を発生させる地震としては、日本海溝・千島海溝や南海トラフを震源とする地震などの海溝型巨大地震があり、例えば、東北地方太平洋沖地震が該当する。

これらの地震によって発生する最大クラスの津波は、国の中央防災会議等により公表された津波の断層モデルも参考にして設定する。

中央防災会議等により津波の断層モデルが公表されていない海域については、現時点で十分な調査結果が揃っていない場合が多く、過去発生した津波の痕跡調査、文献調査、津波堆積物調査等から、最大クラスの津波高を推定し、その津波を発生させる津波の断層モデルの逆算を今後行っていくものとする。

上記による最大クラスの津波の断層モデルの設定等については、高度な知見と広域的な見地を要することから、国において検討し都道府県に示すこととするが、これを待たずに都道府県独自の考え方にに基づき最大クラスの津波の断層モデルを設定することもある。

なお、最大クラスの津波について、津波の断層モデルの新たな知見が得られた場合には、適切に見直す必要がある。

都道府県知事は、国からの情報提供等を踏まえて、各都道府県の各沿岸にとって最大クラスとなる津波を念頭において、津波浸水想定を設定する。その結果として示される最大の浸水の区域や水深は、警戒区域の指定等に活用されることから、津波による浸水が的確に再現できる津波浸水シミュレーションモデルを活用する必要がある。

なお、津波浸水シミュレーションにより、津波が沿岸まで到達する時間が算定できることから、最大クラスの津波に対する避難時間等の検討にも活用できる。その際、最大クラスの場合よりも到達時間が短くなる津波の発生があることにも留意が必要である。

津波浸水想定により設定された浸水の区域（以下「浸水想定区域」という。）においては、「なんとしても人命を守る」という考え方でハード・ソフトの施策を総合的に組み合わせた津波防災地域づくりを検討するため、東北地方太平洋沖地震の津波で見られたような海岸堤防、河川堤防等の破壊事例などを考慮し、最大クラスの津波が悪条件下において発生し浸水が生じることを前提に算出することが求められる。このため、悪条件下として、設定潮位は朔望平均満潮位を設定すること、海岸堤防、河川堤防等は津波が越流した場合には破壊されることを想定することなどの設定を基本とする。

なお、港湾等における津波防波堤等については、最大クラスの津波に対する構造、強度、減災効果等を考慮する必要があるため、当該施設に係る地域における津波浸水想定の設定に当たっては、法第8条第3項に基づき関係海岸管理者等の意見を聴くものとする。

また、津波浸水想定は、建築物等の立地状況、盛土構造物等の整備状況等により変化することが想定されるため、津波浸水の挙動に影響を与えるような状況の変化があった場合には、再度津波浸水シミュレーションを実施し、適宜変更していくことが求められる。

津波浸水想定の設定に当たっては、都道府県知事は、法第8条第2項に基づき、国土交通大臣に対して、必要な情報の提供、技術的助言その他の援助を求めることができるとしている。

都道府県知事は、津波浸水想定を設定又は変更した場合には、法第8条第4項及び第6項に基づき、速やかに、国土交通大臣へ報告し、かつ、関係市町村長へ通知するとともに、公表しなければならないこととされている。

津波浸水想定は、津波防災地域づくりの基本ともなるものであることから、公表にあたっては、都道府県の広報、印刷物の配布、インターネット等により十分な周知が図られるよう努めるものとする。

#### 四 法第十条第1項に規定する推進計画の作成について指針となるべき事項

##### 1 推進計画を作成する際の考え方

推進計画を作成する意義は、最大クラスの津波に対する地域ごとの危険度・安全度を示した津波浸水想定を踏まえ、様々な主体が実施するハード・ソフト施策を総合的に組み合わせることで低頻度ではあるが大規模な被害をもたらす津波に対応してどのような津波防災地域づくりを進めていくのか、市町村がその具体の姿を地域の実情に応じて総合的に描くことにある。これにより、大規模な津波災害に対する防災・減災対策を効率的かつ効果的に図りながら、地域の発展を展望できる津波防災地域づくりを実現しようとするものであり、「1 津波防災地域づくりの推進に関する基本的な事項」に示した考え方を踏まえて作成するよう努めるものとする。

また、市町村が推進計画に事業・事務等を定める際には、都道府県が指定する警戒区域や特別警戒区域の制度の趣旨や内容を踏まえ、当該制度との連携や整合性に十分配慮することによって、津波防災地域づくりの効果を最大限発揮できるよう努めるものとする。

津波防災地域づくりにおいては、地域の防災性の向上を追求することで地域の発展が見通せなくなるような事態が生じないよう推進計画を作成する市町村が総合的な視点から検討する必要がある。具体的には、推進計画は、住民の生活の安定や地域経済の活性化など既存のまちづくりに関する方針との整合性が図られたものである必要がある。このため、地域のありべき市街地像、地域の都市生活、経済活動等を支える諸施設の計画等を総合的に定めている市町村マスタープラン（都市計画法（昭和43年法律第百号）第18条の2第1項の市町村の都市計画に関する基本的な方針をいう。以下同じ。）との調和が保たれている必要がある。また、景観法（平成16年法律第110号）第8条第1項に基づく景観計画その他の既存のまちづくりに関する計画や、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）に基づく地域防災計画等とも相互に整合性が保たれるよう留意する必要がある。

なお、隣接する市町村と連携した対策を行う場合等、地域の選択により、複数の市町村が共同で推進計画を作成することもできる。

##### 2 推進計画の記載事項について

###### ア 推進計画区域（法第10条第2項）について

推進計画区域は、必ず定める必要がある事項であり、市町村単位で設定することを基本とするが、地域の実情に応じて柔軟に定めることができる。ただし、推進計画区域を定める際には、浸水想定区域外において行われる事業等もあること、推進計画区域内において土地区画整理事業に関する特例、津波避難建築物の容積率の特例及び集団移転促進事業に関する特例が適用されること、津波防護施設の整備に関する事項を推進計画に定めることができることに留意するとともに、推進計画に定める事業・事務の範囲がすべて含まれるようにする必要がある。

###### イ 津波防災地域づくりの総合的な推進に関する基本的な方針（法第10条第3項第1号）について

本事項は、推進計画の策定主体である市町村の津波防災地域づくりの基本的な考え方を記載することを想定したものである。また、津波浸水想定を踏まえ、様々な主体が実施する様々なハード・ソフトの施策を総合的に組み合わせ、市町村が津波防災地域づくりの姿を総合的に描くという推進計画の目的を達成するために必要な事項である。

このため、推進計画を作成する市町村の概況（人口、交通、土地利用、海岸等の状況）、津波浸水想定により示される地域ごとの危険度・安全度、想定被害規模等について分析を行った上で、その分析結果及び地域の目指すべき姿を踏まえたまちづくりの方針、施設整備、警戒避難体制など津波防災・減災対策の基本的な方向性や重点的に推進する施策を記載することが望ましい。

また、市町村の津波防災地域づくりの考え方を住民等に広く周知し、推進計画区域内で津波防災地域づくりに参画する公共・民間の様々な主体が、推進計画の方向に沿って取り組むことができるよう、図面等で分かりやすく推進計画の全体像を示すなどの工夫を行うことが望ましい。

#### ウ 浸水想定区域における土地利用及び警戒避難体制の整備に関する事項（法第10条第3項第2号）について

本事項は、推進計画と浸水想定区域における土地利用と警戒避難体制の整備に関する施策、例えば警戒区域や特別警戒区域の指定との整合的・効果的な運用を図るために必要な事項を記載することを想定したものである。

都道府県知事が指定する警戒区域においては、避難訓練の実施、避難場所や避難経路等を定める市町村地域防災計画の充実などを市町村が行うことになり、一方、推進計画区域では、推進計画に基づき、避難路や避難施設等避難の確保のための施設の整備などが行われるため、これらの施策・事業間及び実施主体間の整合を図る必要がある。

また、頻度が低いが大規模な被害をもたらす最大クラスの津波に対して、土地区画整理事業等の市街地の整備改善のための事業や避難路や避難施設等の避難の確保のための施設等のハード整備を行う区域、ハード整備の状況等を踏まえ警戒避難体制の整備を特に推進する必要がある区域、ハード整備や警戒避難体制の整備に加えて一定の建築物の建築とそのため開発行為を制限することにより対応する必要がある区域等、地域ごとの特性とハード整備の状況に応じて、必要となる手法を分かりやすく示しておくことが重要である。

そこで、本事項においては、推進計画に定める市街地の整備改善のための事業、避難路や避難施設等の整備等に係る事業・事務と、警戒避難体制を整備する警戒区域や一定の建築物の建築とそのため開発行為を制限する特別警戒区域の指定などを、推進計画区域内において、地域の特性に応じて区域ごとにどのように組み合わせることが適当であるか、基本的な考え方を記載することが望ましい。また、これらの組み合わせを検討するに当たっては、津波浸水想定により示されるその地域の津波に対する危険度・安全度を踏まえるとともに、津波被害が想定される沿岸地域は市街化が進んだ都市的機能が集中するエリアであったり、水産業などの地域の重要な産業が立地するエリアであることも多いことから、市街化や土地利用の現状、地域の再生・活性化の方向性を含めた地域づくりの方針など多様な地域の実態・ニーズに適合するように努めるものとする。

#### エ 津波防災地域づくりの推進のために行う事業又は事務に関する事項（法第10条第3項第3号）について

本事項は、推進計画の区域内において実施する事業又は事務を列挙することを想定したものである。

法第10条第3項第3号イの海岸保全施設、港湾施設、漁港施設及び河川管理施設並びに保安施設事業に係る施設の整備に関する事項をはじめ、同号イからへまでに掲げられた事

項については、一及び四． 1に示した基本的な考え方を踏まえ、実施する事業等の全体としての位置と規模、実施時期、期待される効果等を網羅的に記載し、津波防災地域づくりの意義と全体像が分かるように記載することが望ましい。

同号ロの津波防護施設は、津波そのものを海岸で防ぐことを目的とする海岸保全施設等を代替するものではなく、発生頻度が極めて低い最大クラスの津波が、海岸保全施設等を乗り越えて内陸に浸入するという場合に、その浸水の拡大を防止しようとするために内陸部に設ける施設である。このため、津波防護施設は、ソフト施策との組み合わせによる津波防災地域づくり全体の将来的なあり方の中で、当該施設により浸水の拡大が防止される区域・整備効果等を十分に検討した上で、地域の選択として、市町村が定める推進計画に位置づけ整備する必要がある。また、発生頻度が低い津波に対応するものであるため、後背地の状況等を踏まえ、道路・鉄道等の施設を活用できる場合に、当該施設管理者の協力を得ながら、これらの施設を活用して小規模盛土や閘門を設置するなど効率的に整備し一体的に管理していくことが適当である。なお、推進計画区域内の道路・鉄道等の施設が、人的災害を防止・軽減するため有用であると認めるときは、当該施設の所有者の同意を得て、指定津波防護施設に指定できることとしており、指定の考え方等については国が助言するものとする。

同号ハの一団地の津波防災拠点市街地形成施設の整備に関する事業、土地区画整理事業、市街地再開発事業その他の市街地の整備改善のための事業は、津波が発生した場合においても都市機能の維持が図られるなど、津波による災害を防止・軽減できる防災性の高い市街地を形成するためのものであり、住宅、教育施設、医療施設等の居住者の共同の福祉又は利便のために必要な公益的施設、公共施設等の位置について十分勘案して実施する必要がある。「その他の市街地の整備改善のための事業」としては、特定利用斜面保全事業、密集市街地の整備改善に関する事業等が含まれる。また、同号ホにより、住民の生命、身体及び財産を保護することを目的に集団移転促進事業について定めることができ、推進計画に定めた場合には、津波による災害の広域性に鑑み、都道府県が計画の策定主体となることも可能である。

同号ニの避難路、避難施設、公園、緑地、地域防災拠点施設その他の津波の発生時における円滑な避難の確保のための施設は、最大クラスの津波が海岸保全施設等を乗り越えて内陸に襲ってきたときに、住民等の命をなんとしても守るための役割を果たすものであり、津波浸水想定を踏まえ、土地利用の状況等を十分に勘案して適切な位置に定める必要がある。また、警戒区域内では、法第 56 条第 1 項、第 60 条第 1 項及び第 61 条第 1 項に基づく指定避難施設及び管理協定の制度により、市町村が民間建築物等を避難施設として確保することができることから、当該制度の積極的な活用を図ることが適当である。特に、人口が集中する地域など多くの避難施設が必要な地域にあっては、指定避難施設等の制度のほか、法第 15 条の津波避難建築物の容積率規制の緩和などの支援施策を活用し、民間の施設や既存の施設を活用して、必要な避難施設を効率的に確保するよう努める必要がある。

同号ヘの地籍調査は、津波による災害の防止・軽減のための事業の円滑な施行等に寄与するために行うものであり、また、法第 95 条により、国は、推進計画区域における地籍調査の推進を図るため、その推進に資する調査を行うよう努めることとしている。

同号トは、同号イからへまでに掲げられた事業等を実施する際に、民間の資金、経営能



力等を活用するための事項を記載することを想定した項目である。例えば、民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律（平成 11 年法律第 117 号）（PFI 法）に基づく公共施設の整備、指定管理者制度の活用等が考えられる。なお、具体的な事業名を記載することができない場合においても、民間資金等を積極的に活用するという方針そのものを掲げることも含めて検討することが望ましい。

なお、法第 5 章第 1 節の土地区画整理事業に関する特例及び同章第 3 節の集団移転促進事業に関する特例を適用するためには、本事項に関係する事業を推進計画に記載する必要がある。

#### オ 推進計画における期間の考え方について

津波防災地域づくりは、発生頻度は低いが地域によっては近い将来に発生する確率が高まっている最大クラスの津波に対応するものであるため、中長期的な視点に立ちつつ、近い将来の危険性に対しては迅速に対応するとともに、警戒避難体制の整備については常に高い意識を持続させていくことが必要である。

このため、それぞれの対策に必要な期間等を考慮して、複数の選択肢の中から効果的な組み合わせを検討することが必要である。例えば、ハード整備に先行して警戒避難体制の整備や特別警戒区域の指定等のソフト施策によって対応するといったことが想定される。

なお、津波防災地域づくりを持続的に推進するため、推進計画には計画期間を設定することとしていないが、個々の施策には実施期間を伴うものがあるため、適時適切に計画の進捗状況を検証していくことが望ましい。

### 3 関係者との調整について

推進計画を作成する際には、推進計画の実効性を確実なものとする観点から、計画に定めようとする事業・事務を実施することになる者と十分な調整を図るとともに、市町村マスタープランとの調和を図る観点から、当該市町村の都市計画部局と十分な調整を図る必要がある。事業・事務を実施することになる者の範囲については、推進計画の策定主体である市町村において十分に検討し、協議等が必要となるかどうか当事者に確認することが望ましい。

また、推進計画を作成しようとするときには、津波防災地域づくりの推進のための事業・事務等について、推進計画の前提となる津波浸水想定の設定や、推進計画と相まって津波防災地域づくりの推進を図る警戒区域及び特別警戒区域の指定を行う都道府県と協議を行う必要がある。なお、この場合には、第 10 条第 5 項及び第 11 条第 2 項第 2 号の都道府県には都道府県公安委員会も含まれていることに留意が必要である。

法第 10 条第 6 項から第 8 項までの規定は、海岸保全施設、港湾施設、漁港施設、河川管理施設、保安施設事業に係る施設等の施設について、市町村と、これらの施設の関係管理者等との調整方法について定めている。その趣旨は、津波防災地域づくりを円滑に推進する観点から、関係する施設の管理者が作成する案に基づくこととし、市町村の方針とこれらの施設の事業計画との調整を図ろうというものである。各施設の管理者は、予算上の制約や隣接する地域の事情、関係する事業との関係等を総合的に勘案して事業計画を作成する必要があるが、市町村から申出があった場合には可能な限り尊重することが求められるものである。

### 4 協議会の活用について

関係者との調整を円滑かつ効率的に行うため、法第 11 条第 1 項の協議会の活用を検討することが望ましい。特に、複数の市町村が共同で作成する場合には、協議会を活用する利点は

大きいと考えられる。

また、協議会には、学識経験者、住民の代表、民間事業者、推進計画に定めようとする事業・事務の間接的な関係者（例えば、兼用工作物である津波防護施設の関係者）等、策定主体である市町村が必要と考える者を構成員として加えることができる。

## 五 警戒区域及び特別警戒区域の指定について指針となるべき事項

### 1 警戒区域及び特別警戒区域の位置づけ

警戒区域は、最大クラスの津波が発生した場合の当該区域の危険度・安全度を津波浸水想定や法第 53 条第 2 項に規定する基準水位により住民等に「知らせ」、いざというときに津波から住民等が円滑かつ迅速に「逃げる」ことができるよう、予報又は警報の発令及び伝達、避難訓練の実施、避難場所や避難経路の確保、津波ハザードマップの作成等の警戒避難体制の整備を行う区域である。

また、特別警戒区域は、警戒区域のうち、津波が発生した場合に建築物が損壊・浸水し、住民等の生命・身体に著しい危害が生ずるおそれがある区域において、防災上の配慮を要する住民等が当該建築物の中にも津波を「避ける」ことができるよう、一定の建築物の建築とそのため開発行為に関して建築物の居室の高さや構造等を津波に対して安全なものとするを求める区域である。

なお、これらの区域の指定は、推進計画に定められたハード施策等との整合性に十分に配慮して行う必要がある。

### 2 警戒区域の指定について

警戒区域は、最大クラスの津波に対応して、法第 54 条に基づく避難訓練の実施、避難場所や避難経路等を定める市町村地域防災計画の拡充、法第 55 条に基づく津波ハザードマップの作成、法第 56 条第 1 項、第 60 条第 1 項及び第 61 条第 1 項に基づく指定及び管理協定による避難施設の確保、第 71 条に基づく防災上の配慮を要する者等が利用する施設に係る避難確保計画の作成等の警戒避難体制の整備を行うことにより、住民等が平常時には通常の日常生活や経済社会活動を営みつつ、いざというときには津波から「逃げる」ことができるように、都道府県知事が指定する区域である。

このような警戒区域の指定は、都道府県知事が、津波浸水想定を踏まえ、基礎調査の結果を勘案し、津波が発生した場合には住民等の生命又は身体に危害が生ずるおそれがあると認められる土地の区域で、当該区域における人的災害を防止するために上記警戒避難体制を特に整備すべき土地の区域について行うことができるものである。警戒区域における法第 53 条第 2 項に規定する基準水位（津波浸水想定に定める水深に係る水位に建築物等への衝突による津波の水位の上昇を考慮して必要と認められる値を加えて定める水位）は、指定避難施設及び管理協定に係る避難施設の避難上有効な屋上その他の場所の高さや、特別警戒区域の制限用途の居室の床の高さの基準となるものであり、警戒区域の指定の際に公示することとされている。これについては、津波浸水想定の設定作業の際に併せて、津波浸水想定を設定するための津波浸水シミュレーションで、想定される津波のせき上げ高を算出しておき、そのシミュレーションを用いて定めるものとし、原則として地盤面からの高さで表示するものとする。

警戒区域の指定に当たっては、法第 53 条第 3 項に基づき、警戒避難体制の整備を行う関係

市町村の長の意見を聴くこととされているが、警戒避難体制の整備に関連する防災、建築・土木、福祉・医療、教育等の関係部局、具体の施策を実施する市町村、関係者が緊密な連携を図って連絡調整等を行うとともに、指定後においても継続的な意思疎通を図っていくことが必要である。

なお、警戒区域内における各種措置を効果的に行うために、市町村長等が留意すべき事項については、以下のとおりである。

#### **ア 市町村地域防災計画の策定**

市町村防災会議（市町村防災会議を設置しない市町村にあつては、当該市町村の長）は、法第 54 条により、市町村地域防災計画に、警戒区域ごとに、津波に関する予報又は警報の発令及び伝達、避難場所及び避難経路、避難訓練等、津波による人的災害を防止するために必要な警戒避難体制に関する事項について定めることとなるが、その際、高齢者等防災上の配慮を要する者への配慮や住民等の自主的な防災活動の育成強化に十分配慮するとともに、避難訓練の結果や住民等の意見を踏まえ、適宜適切に実践的なものとなるよう見直していくことが望ましい。また、特に、地下街等又は防災上の配慮を要する者が利用する施設については、円滑かつ迅速な避難の確保が図られるよう、津波に関する情報、予報又は警報の発令及び伝達に関する事項を定める必要がある。

#### **イ 津波ハザードマップの作成**

市町村の長は、法第 55 条により、市町村地域防災計画に基づき、津波に関する情報の伝達方法、避難施設その他の避難場所及び避難路その他の避難経路等、住民等の円滑な警戒避難を確保する上で必要な事項を記載した津波ハザードマップを作成・周知することとなるが、その作成・周知に当たっては、防災教育の充実の観点から、ワークショップの活用など住民等の協力を得て作成し、説明会の開催、避難訓練での活用等により周知を図る等、住民等の理解と関心を深める工夫を行うことが望ましい。また、津波浸水想定や市町村地域防災計画が見直された場合など津波ハザードマップの見直しが必要となったときは、できるだけ速やかに改訂することが適当である。併せて、市町村地域防災計画についても、必要な事項は平時から住民等への周知を図るよう努めるものとする。

#### **ウ 避難施設**

法第 56 条第 1 項の指定避難施設は、津波に対して安全な構造で基準水位以上に避難場所が配置等されている施設を、市町村長が当該施設の管理者の同意を得て避難施設に指定し、施設管理者が重要な変更を加えようとするときに市町村長への届出を要するもの、法第 60 条第 1 項又は第 61 条第 1 項の管理協定による避難施設は、市町村と上記と同様の基準に適合する施設の施設所有者等又は施設所有者等となろうとする者が管理協定を締結し、市町村が自ら当該施設の避難の用に供する部分の管理を行うことができるものである。

これらの避難施設は、津波浸水想定や土地利用の現況等地域の状況に応じて、住民等の円滑かつ迅速な避難が確保されるよう、その配置、施設までの避難経路・避難手段等に留意して設定することが適当である。また、避難訓練においてこれらの避難施設を使用するなどして、いざというときに住民等が円滑かつ迅速に避難できることを確認しておく必要がある。なお、法第 15 条の容積率の特例の適用を受ける建築物については、当該指定又は管理協定の制度により避難施設として位置づけることが望ましい。

#### **エ 避難確保計画**

避難促進施設（市町村地域防災計画に定められた地下街等又は一定の防災上の配慮を要する者が利用する施設）の所有者又は管理者は、法第71条第1項により、避難訓練その他当該施設の利用者の津波の発生時における円滑かつ迅速な避難の確保を図るために必要な措置に関する計画（避難確保計画）を作成することとなるが、市町村長は、当該所有者又は管理者に対して、避難確保計画の作成や避難訓練について、同条第3項に基づき、助言又は勧告を行うことにより必要な支援を行うことが適当である。

### 3 特別警戒区域の指定について

特別警戒区域は、都道府県知事が、警戒区域内において、津波から逃げるのが困難である特に防災上の配慮を要する者が利用する一定の社会福祉施設、学校及び医療施設の建築並びにそのための開発行為について、法第75条及び第84条第1項に基づき、津波に対して安全なものとし、津波が来襲した場合であっても倒壊等を防ぐとともに、用途ごとに定める居室の床面の高さが基準水位以上であることを求めることにより、住民等が津波を「避ける」ため指定する区域である。

また、法第73条第2項第2号に基づき、特別警戒区域内の市町村の条例で定める区域内では、津波の発生時に利用者の円滑かつ迅速な避難を確保できないおそれが大きいものとして条例で定める用途（例えば、住宅等の夜間、荒天時等津波が来襲した時間帯等によっては円滑な避難が期待できない用途）の建築物の建築及びそのための開発行為について、法第75条及び第84条第2項に基づき、上記と同様、津波に対して安全なものであること、並びに居室の床面の全部又は一部の高さが基準水位以上であること（建築物内のいずれかの居室に避難することで津波を避けることができる。）又は基準水位以上の高さに避難上有効な屋上等の場所以が配置等されること（建築物の屋上等に避難することで津波を避けることができる。）のいずれかの基準を参酌して条例で定める基準に適合することを地域の選択として求めることができる。

このような特別警戒区域は、都道府県知事が、津波浸水想定を踏まえ、基礎調査の結果を勘案し、警戒区域のうち、津波が発生した場合には建築物が損壊し、又は浸水し、住民等の生命又は身体に著しい危害が生ずるおそれがあると認められる土地の区域で、上記の一定の建築物の建築及びそのための開発行為を制限すべき土地の区域について指定することができるものである。その指定に当たっては、基礎調査の結果を踏まえ、地域の現況や将来像等を十分に勘案する必要があるとともに、法第72条第3項から第5項までの規定に基づき、公衆への縦覧手続、住民や利害関係人に対する意見書提出手続、関係市町村長の意見聴取手続により、地域住民等の意向を十分に踏まえて行うことが重要であり、また、住民等に対し制度内容の周知、情報提供を十分に行いその理解を深めつつ行うことが望ましい。

また、その検討の目安として、津波による浸水深と被害の関係について、各種の研究機関や行政機関等による調査・分析が行われており、これらの結果が参考になる。なお、同じ浸水深であっても、津波の到達時間・流速、土地利用の状況、漂流物の存在等によって人的災害や建物被害の発生程度が異なりうることから、地域の実情や住民等の特性を踏まえるよう努める必要がある。

特別警戒区域の指定に当たっては、制限の対象となる用途等と関連する都市・建築、福祉・医療、教育、防災等の関係部局、市町村や関係者が緊密な連携を図って連絡調整等を行うとともに、指定後においても継続的な意思疎通を図っていくことが必要である。

#### 4 警戒区域及び特別警戒区域の指定後の対応

警戒区域及び特別警戒区域を指定するときは、その旨や指定の区域等を公示することとなるが、津波ハザードマップに記載するなど様々なツールを活用して住民等に対する周知に万全を期するよう努めるものとする。

また、地震等の影響により地形的条件が変化したり、新たに海岸保全施設や津波防護施設等が整備されたりすること等により、津波浸水想定が見直された場合など、警戒区域又は特別警戒区域の見直しが必要となったときには、上記の指定の際と同様の考え方により、これらの状況の変化に合わせた対応を図ることが望ましい。

高国有徳の理想郷—しずおか



ふじのくに  
Shizuoka Prefecture

New Public Engineering for SHIZUOKA

**いっしょに、未来の地域づくり。**

静岡県交通基盤部

静岡県交通基盤部河川砂防局河川企画課  
〒420-8601 静岡市葵区追手町9番6号  
TEL 054-221-3029